

# たじみこども未来プラン (素案)

令和6年12月 多治見市



# 目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景・趣旨	2
2 計画の位置付け	5
3 計画の期間	6
4 計画の策定体制	7
(1) アンケート調査の実施	7
(2) たじみ子育て支援会議による審議	9
(3) パブリックコメントの実施	9
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	10
1 多治見市の状況	11
2 アンケート調査結果からみえる現状	18
3 計画策定に向けた課題	47
第3章 計画の基本理念、基本目標	53
1 基本理念	54
2 基本方針	55
3 施策の体系	56
第4章 施策の展開	58
基本方針Ⅰ 楽しく子育てできるまち	59
基本目標(1) 安心して子育てできるまち	59
基本目標(2) ゆとりをもって子育てできるまち	62
基本方針Ⅱ こどもが豊かに育つまち	64
基本目標(1) こどもが健やかに成長できるまち	64
基本目標(2) こどもが自主的に活動できるまち	68
基本方針Ⅲ みんなで未来につなげるまち	71
基本目標(1) 次の世代につなげるまち	71
基本目標(2) 子育てと子育てにやさしいまち	73
第5章 教育・保育の量の見込みと 確保方策、実施時期	76
1 教育・保育提供区域の設定	77
2 量の見込みの算定	78
3 人口の見込み	79
4 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育	80
5 地域子ども・子育て支援事業	85

第6章 計画の推進 .....	105
1 計画の進捗管理 .....	106
2 計画の推進 .....	106
資料編 .....	107
1 用語解説 .....	108
2 取り組み一覧 .....	117



# 第 1 章 計画の策定にあたって

# 1 計画策定の背景・趣旨

## (1) 国・県の動向

我が国では、少子高齢化が急速に進行しており、今後ますます、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済に深刻な影響をもたらす可能性があります。また、核家族化や地域コミュニティの希薄化、児童虐待の増加、貧困の連鎖、若年層の自殺率の増加など、こどもと家庭を取り巻く環境も大きく変化しています。さらに、IoTやロボット、人工知能（AI）などの新技術の進展に伴い、学校教育の在り方も変化しています。政府は、待機児童対策や幼児教育・保育の無償化、児童虐待防止対策など、様々な施策を進めてきましたが、少子化と人口減少の流れは依然として止まっていません。また、児童虐待相談や不登校の件数も過去最多を記録し、コロナ禍がこうした状況にさらに影響を与えています。

このような危機的な状況を踏まえ、国は常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力で推進していく必要性を認識してきました。

令和5年4月には、こどもが自立した個人として等しく健やかに成長することができる社会の実現に向け、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援を行い、こどもの権利利益の擁護を行うための組織として「こども家庭庁」が発足しました。また、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月には、こどもの施策を総合的に推進するために、基本的な方針や重要事項を定める「こども大綱」が閣議決定されました。これは日本国憲法やこども基本法、児童の権利に関する条約の精神に則り、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざすものです。

「こども基本法」においては、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられています。

岐阜県におけるこども計画は、令和7年4月施行予定で、現在策定作業中です。

## (2) 多治見市における「こども計画」として

本市においては、平成27年3月に、「子ども・子育て支援法」第61条第1項の規定に基づく「多治見市子育て支援事業計画」と、「次世代育成支援対策推進法」第8条の規定に基づく「多治見市次世代育成支援対策行動計画」を一体化した「たじみ子ども未来プラン」を策定しました。また、令和2年度には第1期計画の基本理念を引き継ぎ「第2期たじみ子ども未来プラン」を策定し、保育施設、放課後児童クラブの整備、保護者の育児不安の解消につながる地域子育て支援拠点事業など、子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進してきました。

また、平成16年には、「子どもの権利に関する条例」（平成15年条例第27号）に基づき、「多治見市子どもの権利に関する推進計画」を策定し、子どもの権利を保障するまちづくりの実現に向けて取り組んできました。

令和6年4月にスタートした第8次多治見市総合計画では、目指すまちの姿として「市民が主役！躍動するまち 多治見」を掲げ、その実現のため、子育て政策、経済政策、医療・福祉政策の3点に重点を置きました。「子育て世代が選び、住み続けたいなるまちづくり」、「にぎわいを生み出すまちづくり」、「元気で安心して暮らせるまちづくり」、「多様なつながりで、豊かな暮らしを育むまちづくり」、「持続可能で快適に暮らせるまちづくり」の5つの政策の柱のもと、全ての市民が安心して生き生きと生活する“市民が主役のまち”を目指しています。

今回、国の「こども基本法」制定を受けて、多治見市における「こども計画」を策定するにあたり、本市がこれまで「第1期たじみ子ども未来プラン」及び「第2期たじみ子ども未来プラン」のなかで、子どもを育てる親や大人が主体の「子育て」のみならず、子ども自身が自らの力で心身ともに成長し、自立できる力を身に付ける「子育て」の支援に精力的に取り組んできたことを鑑み、「第3期たじみこども未来プラン」として、一体的に策定することとしました。子どもの権利に関する取組みも、令和7年度より次期計画がスタートする「第4次多治見市子どもの権利に関する推進計画」の中で継続して推進していきます。

本計画では、「豊かなつながりの中で こどもが伸び伸びと育ち 子育てに喜びや夢をもつことができるまち ～全てのこどもの今とこれからのウェルビーイング※のために～」を基本理念としています。こども計画において、「こども」とは「心身の発達の過程にあるもの」と示されたことを受け、悩みや困難を抱えた「こども」に対する

サポートが、18歳や20歳といった年齢で途切れることがないように、必要な支援のあり方を検討していくという意思表示のため、計画の中の一部、特に「子育て」に関わる基本方針や基本理念に「こども」の表記を取り入れています。

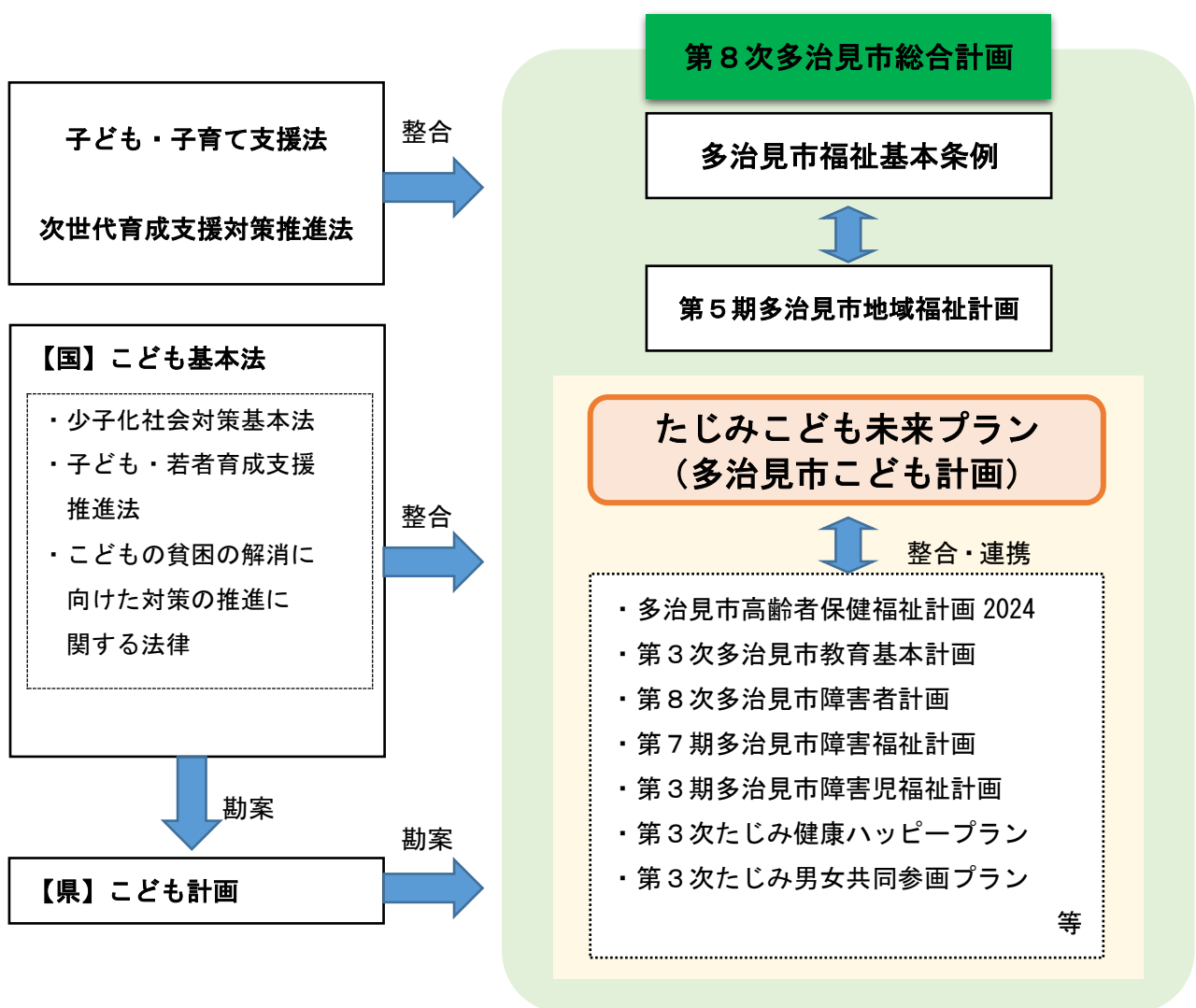
※ウェルビーイング・・・身体的・精神的・社会的に幸せな状態



## 2 計画の位置付け

本計画は、令和5年4月に施行された「こども基本法」第10条第2項に基づく「市町村こども計画」を「たじみこども未来プラン」として、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「地域行動計画」と一体的に策定しております。

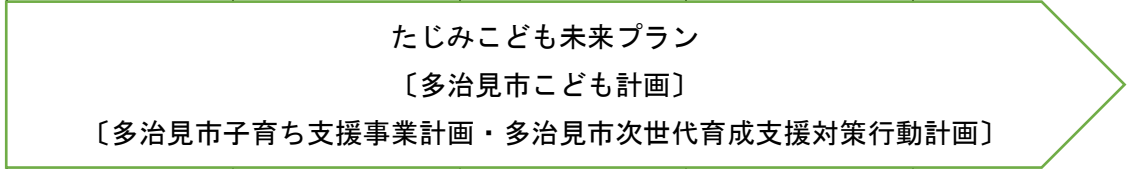
また、本計画は、第8次多治見市総合計画の子ども・子育てに関する分野の部門別計画として位置づけられています。



※関連する法令・法規のうち、主なものを記載しました。

### 3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
 <p>たじみこども未来プラン 〔多治見市こども計画〕 〔多治見市子育て支援事業計画・多治見市次世代育成支援対策行動計画〕</p>				

## 4 計画の策定体制

### (1) アンケート調査の実施

#### ア 子ども・子育て支援事業に係る基礎調査

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などを把握しました。

##### ① 調査対象

多治見市在住の就学前児童の保護者及び小学生の保護者（無作為抽出）

##### ② 調査期間

令和6年1月31日から令和6年2月29日

##### ③ 回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	郵送による配布・回収	2,000通	1,285通	64.3%
小学生の保護者	郵送による配布・回収	1,000通	605通	60.5%

#### イ 子どもの未来応援調査

多治見市の子どもの貧困や生活状況等を把握するため、「子どもの未来応援調査」を実施しました。

##### ① 調査対象

多治見市内の市立小学校13校、市立中学校8校に通う小学校1年生の保護者、小学校5年生の保護者と児童、中学校2年生の保護者と生徒

##### ② 調査期間

令和5年10月2日から令和5年10月25日

##### ③ 回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
小学校1年生の保護者	各学校を通じた配布・回収	775通	646通	83.4%
小学校5年生の子ども	各学校を通じた配布・回収	874通	757通	86.6%
小学校5年生の保護者	各学校を通じた配布・回収	874通	753通	86.2%
中学校2年生の子ども	各学校を通じた配布・回収	891通	773通	86.8%
中学校2年生の保護者	各学校を通じた配布・回収	891通	756通	84.8%

## ウ 子どもの権利に関するアンケート

多治見の子どもに関する権利に関する意識と実態を把握するため、「子どもの権利に関するアンケート」を実施しました。

### ① 調査対象

多治見市在住の10～17歳の子ども及び0～17歳の子どもをもつ保護者（無作為抽出）

### ② 調査期間

令和5年8月2日から令和5年8月22日

### ③ 回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
子ども	郵送配布・郵送 及び Web 回答 回収	750 通	331 通	44.1%
おとな	郵送配布・郵送 及び Web 回答 回収	750 通	388 通	51.7%

## (2) たじみ子育て支援会議による審議

計画の策定にあたり、子育て事業者等の意見を反映するとともに、子どもたちをとりまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「たじみ子育て支援会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

## (3) パブリックコメントの実施

令和6年12月～令和7年1月にパブリックコメントを実施し、計画素案に対する意見聴取をしました。



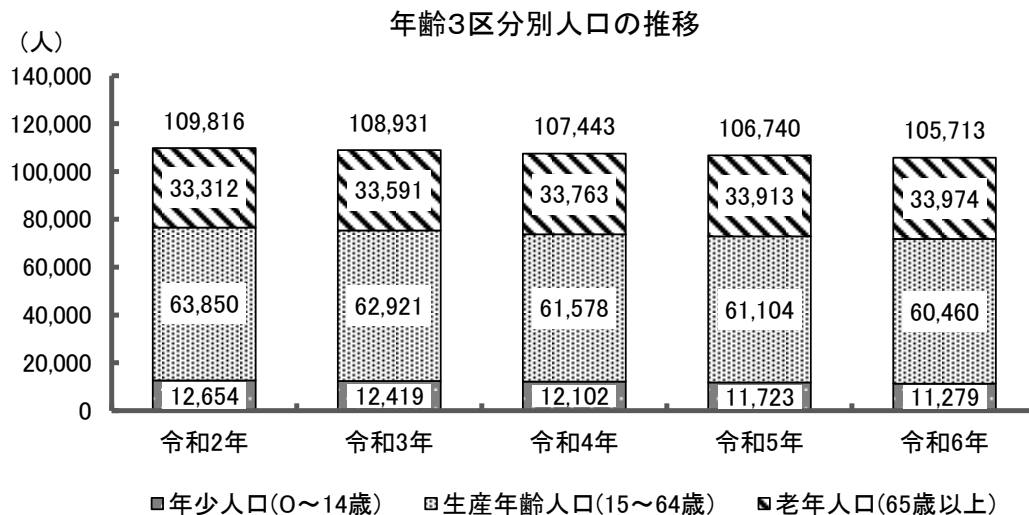
## 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

# 1 多治見市の状況

## (1) 人口の状況

### ① 年齢3区分別人口の推移

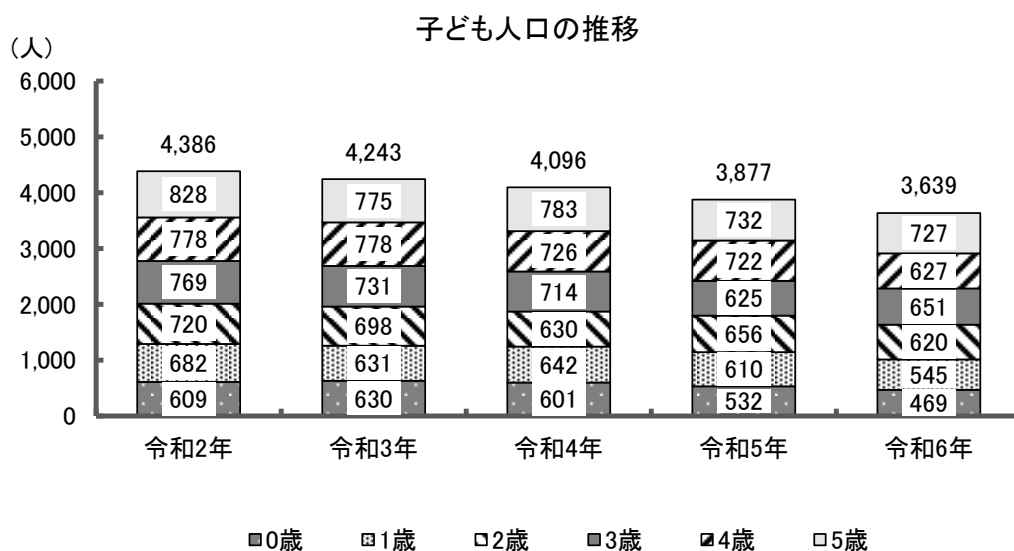
本市の人口推移をみると、総人口は年々減少しています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。



資料：多治見市「多治見市の人口と世帯」（各年4月1日現在）

### ② 年齢別就学前児童数の推移

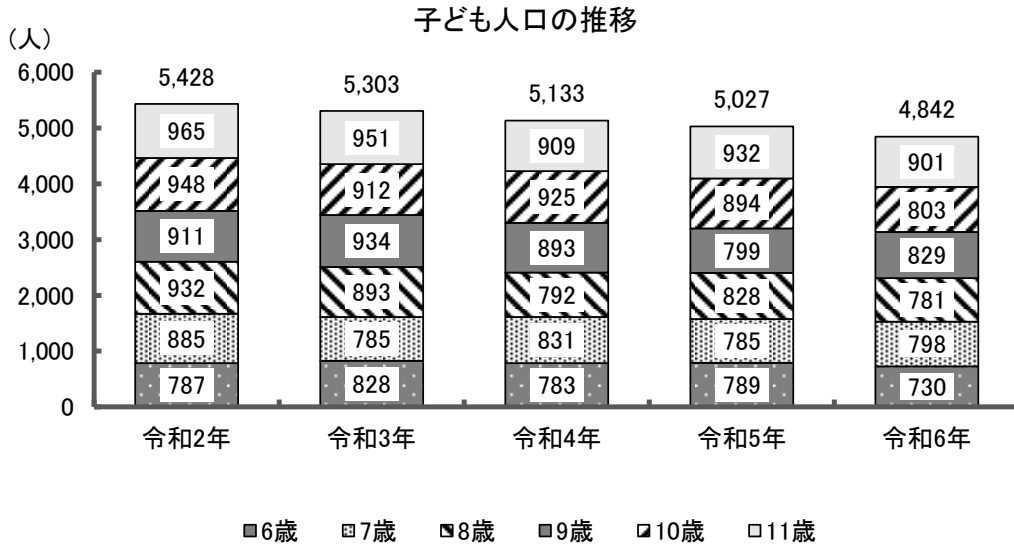
本市の0歳から5歳の子ども人口は減少傾向となっており、令和6年4月1日現在で3,639人となっています。特に他の年齢に比べると、0歳の減少率が高いことがわかります。



資料：多治見市「多治見市の人口と世帯」（各年4月1日現在）

### ③ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子どもの人口は減少傾向となっており、令和6年4月1日現在で4,842人となっています。特に他の年齢に比べると、8歳の減少率が高いことがわかります。

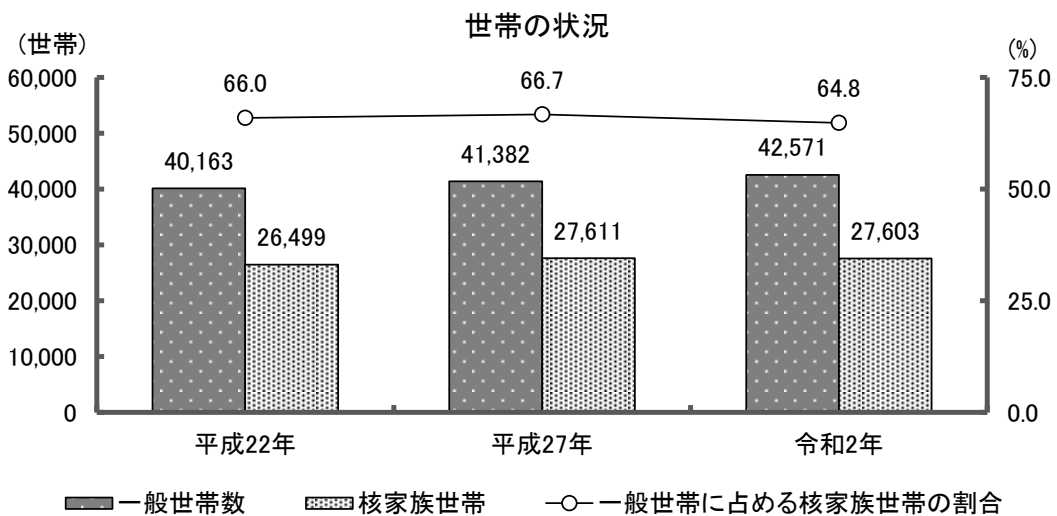


資料：多治見市「多治見市の人口と世帯」（各年4月1日現在）

## (2) 世帯の状況

### ① 一般世帯・核家族世帯の状況

本市の核家族世帯数は横ばいとなっており、令和2年で27,603世帯となっています。また、一般世帯数は増加していますが、一般世帯に占める核家族世帯の割合は平成27年から令和2年にかけてやや低下しています。

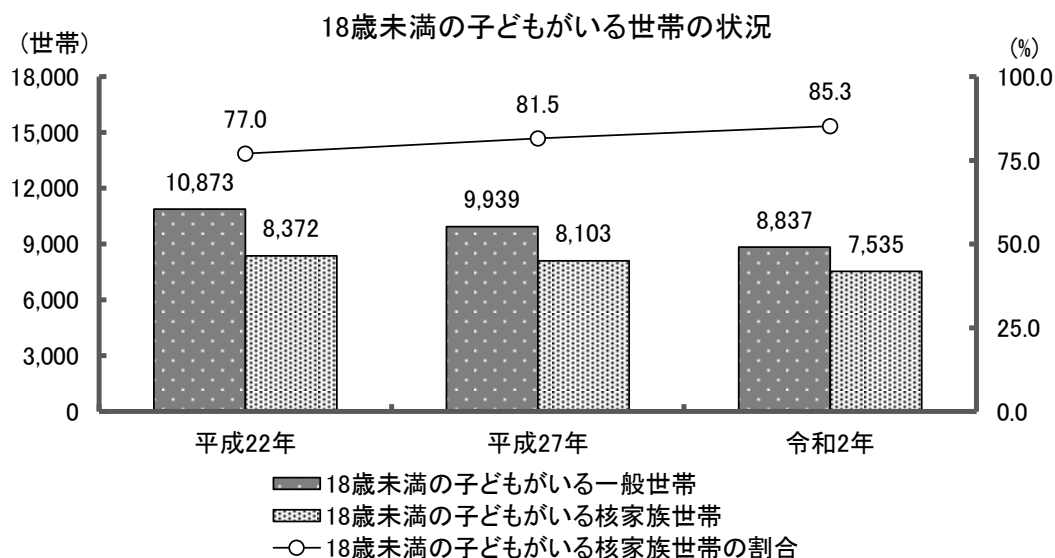


資料：総務省「国勢調査」



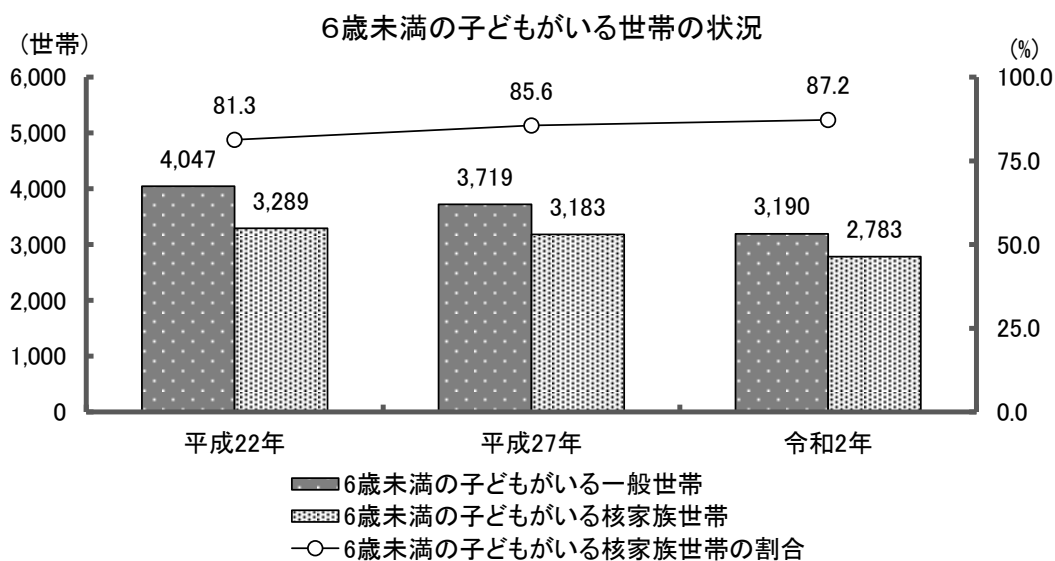
## ② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は減少傾向にあり、令和2年で8,837世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯も減少していますが、一般世帯に占める核家族世帯の割合は上昇しています。



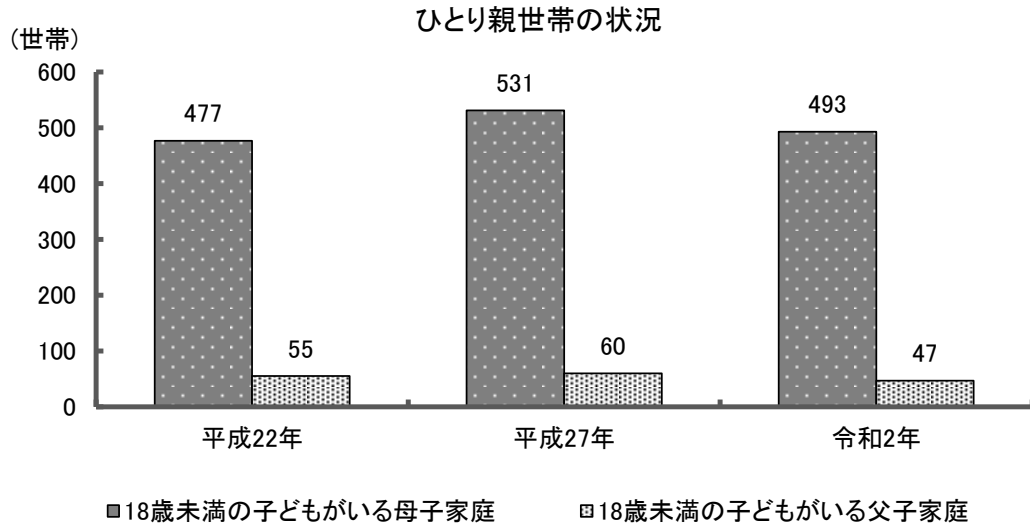
## ③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は減少傾向にあり、令和2年で3,190世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯も減少していますが、一般世帯に占める核家族世帯の割合は上昇しています。



#### ④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は平成22年から平成27年にかけて増加し、その後減少しており、令和2年で493世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯も平成22年から平成27年にかけて増加し、その後減少しています。

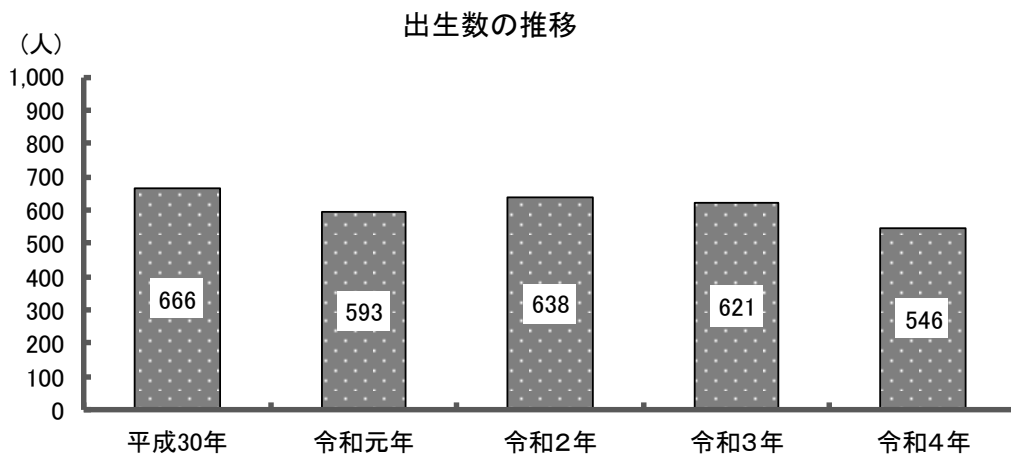


資料：総務省「国勢調査」

### (3) 出生の状況 ●●●●●●●●

#### ① 出生数の推移

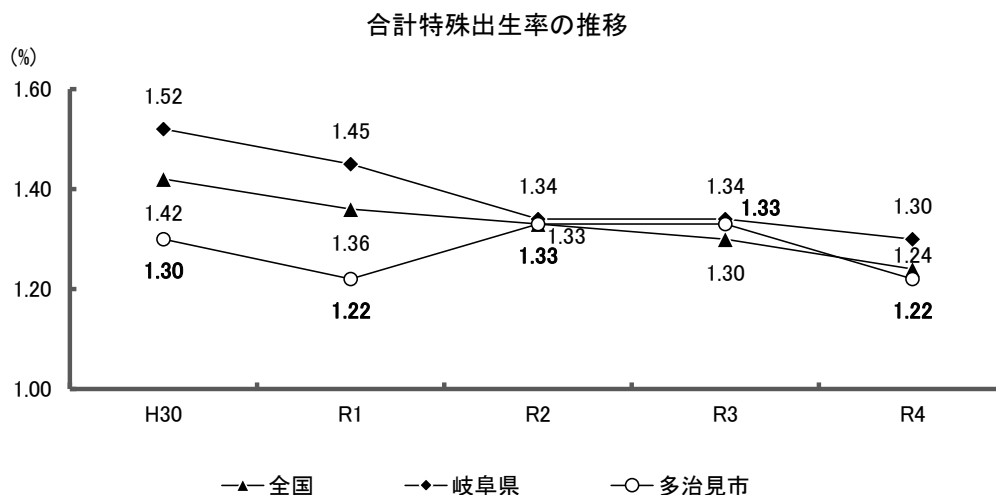
本市の出生数は増減を繰り返しており、令和4年で546人と、過去5年間で約2割減少しています。



資料：岐阜県「東濃西部の公衆衛生」

## ② 合計特殊出生率の推移

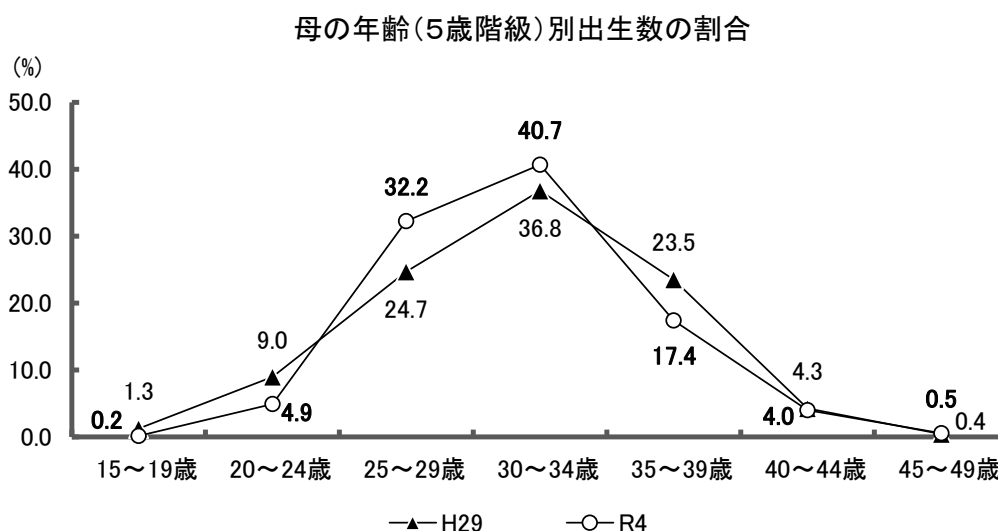
15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率は増減を繰り返しながら推移しており、令和4年で1.22となっています。また、全国・県と比較すると低い値で推移しています。



資料：岐阜県「東濃西部の公衆衛生」

## ③ 母親の年齢（5歳階級）別出生数の割合の推移

本市の母の年齢（5歳階級）別出生数の割合をみると、30～34歳が40.7%で最も高くなっています。また、平成29年に比べて令和4年で25～29歳の割合と30～34歳の割合が増加しています。

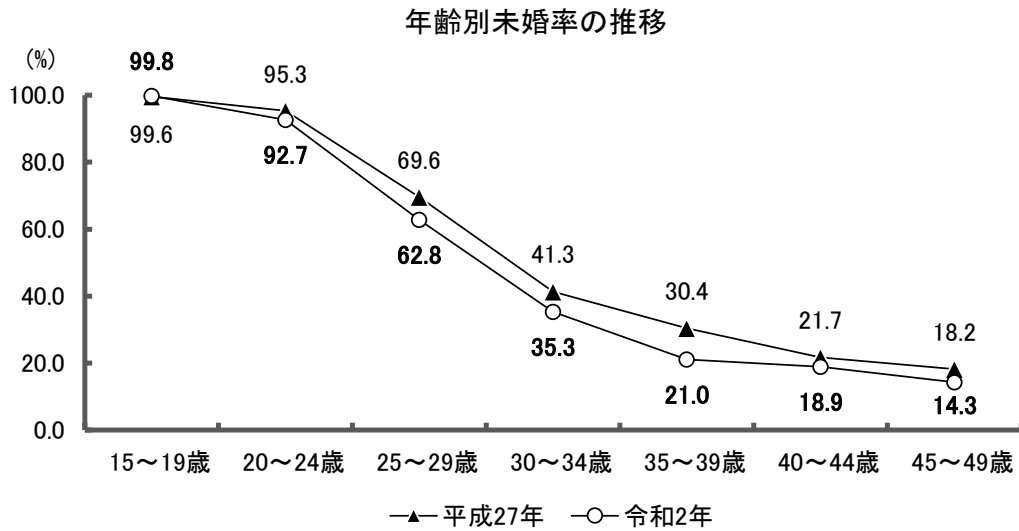


資料：岐阜県「東濃西部の公衆衛生」

## (4) 未婚・結婚の状況

### ① 年齢別未婚率の推移

本市の年齢別未婚率の推移をみると、平成27年に比べて令和2年で20歳以上の未婚率が低下しています。

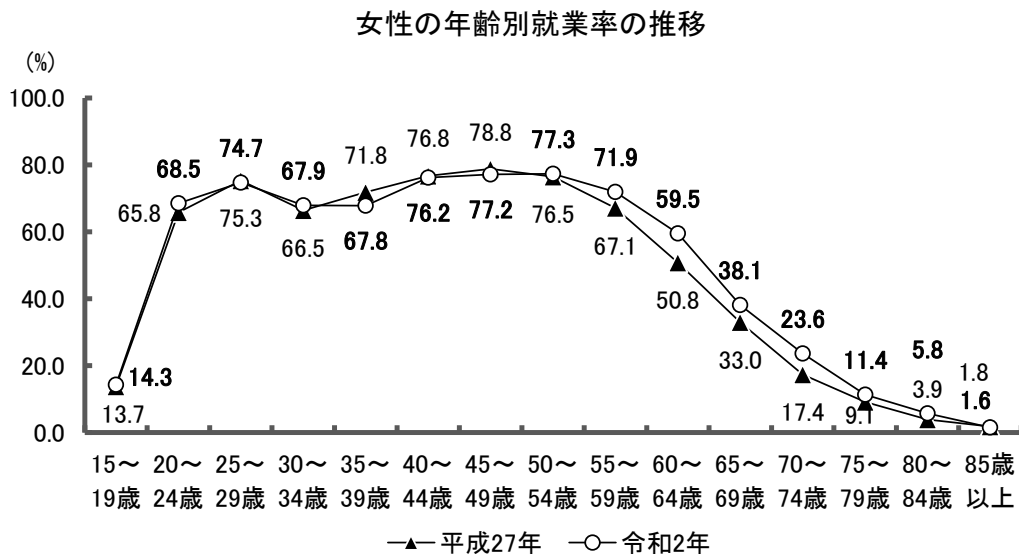


資料：総務省「国勢調査」

## (5) 就業の状況

### ① 女性の年齢別就業率の推移

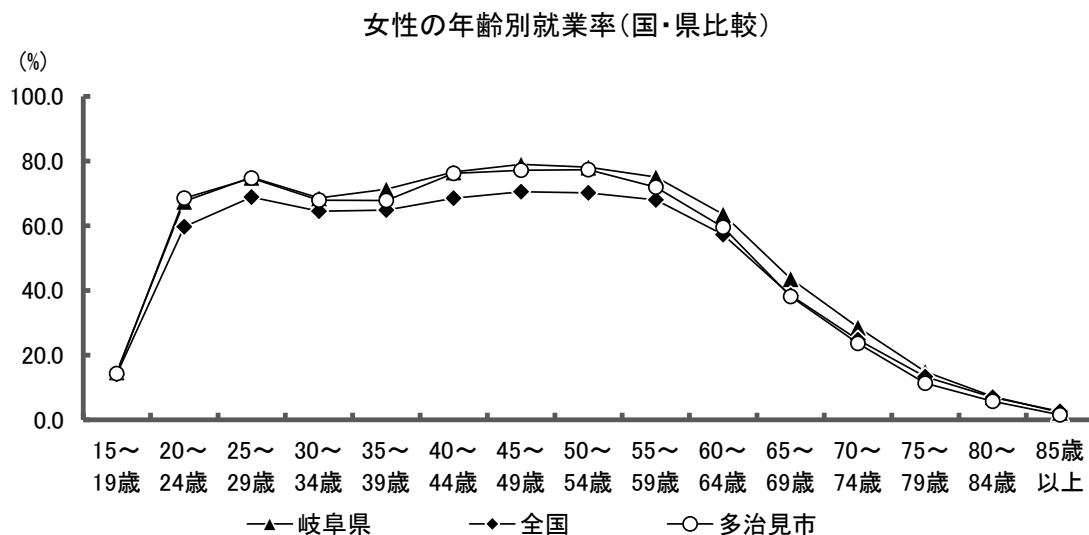
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に減少し、再び増加するM字カーブを描いています。減少が大きい30～39歳の就業率は平成27年に比べて横ばいとなっています。



資料：総務省「国勢調査」

## ② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

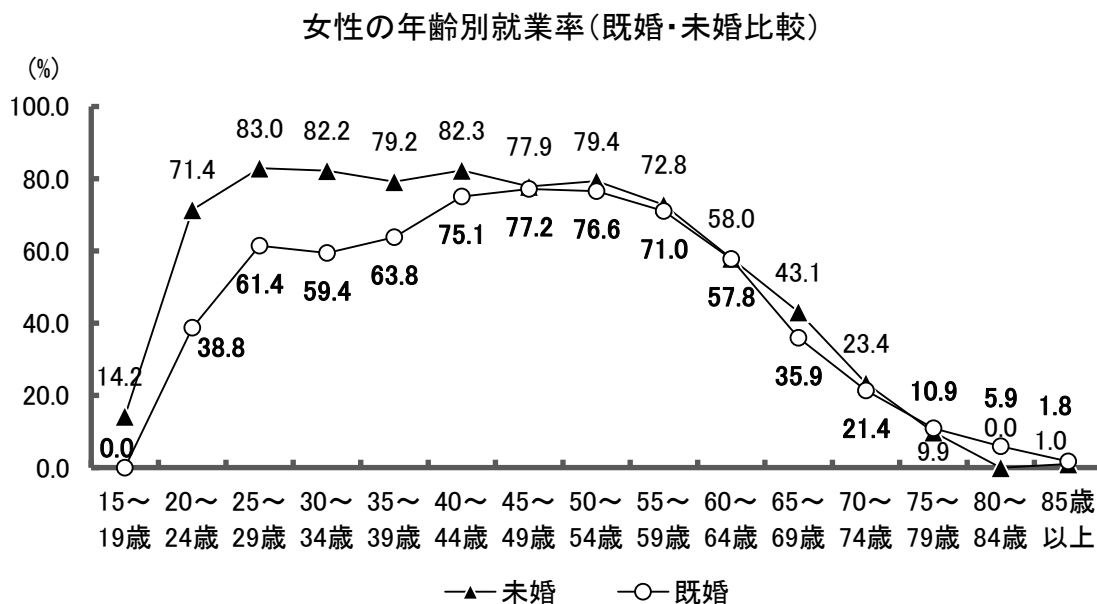
本市の令和2年の女性の年齢別就業率を全国・県と比較すると、15～64歳では全国より高く、岐阜県に近い就業率となっていますが、65歳以降では全国、岐阜県より低い傾向となっています。



資料：総務省「国勢調査」（令和2年）

## ③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の令和2年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において、未婚者に比べて既婚者の就業率が低くなっています。



資料：総務省「国勢調査」（令和2年）

## 2 アンケート調査結果からみえる現状

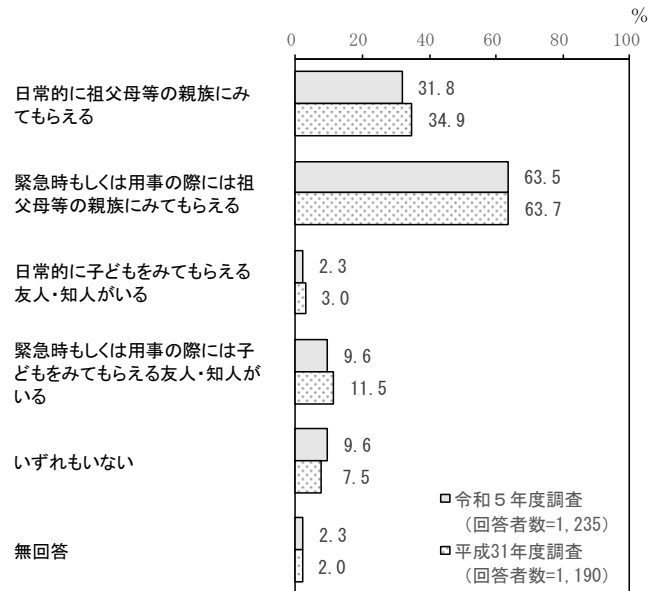
### ア 子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査

#### (1) 子どもと家族の状況について

##### ① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が63.5%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が31.8%となっています。

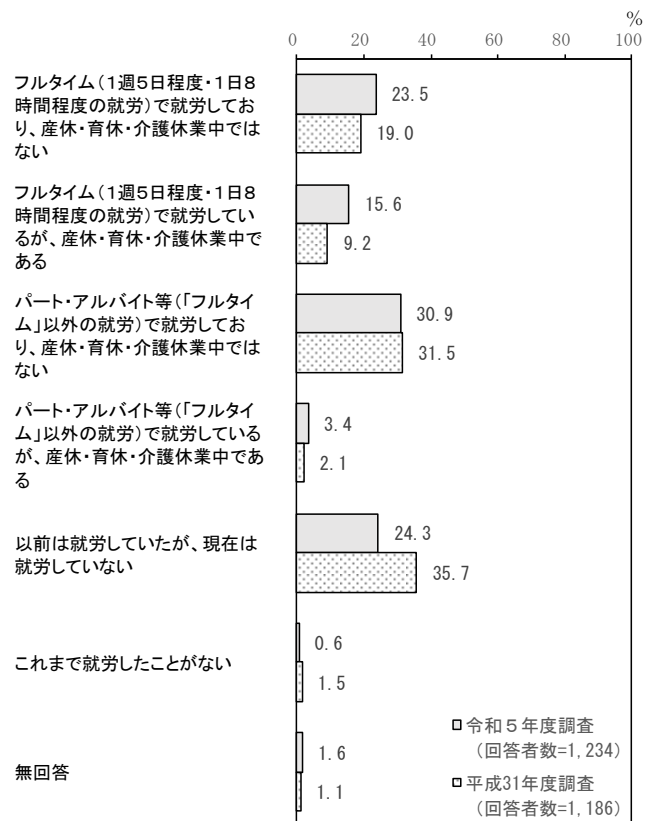
平成31年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



##### ② 母親の就労状況

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が30.9%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が24.3%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が23.5%となっています。

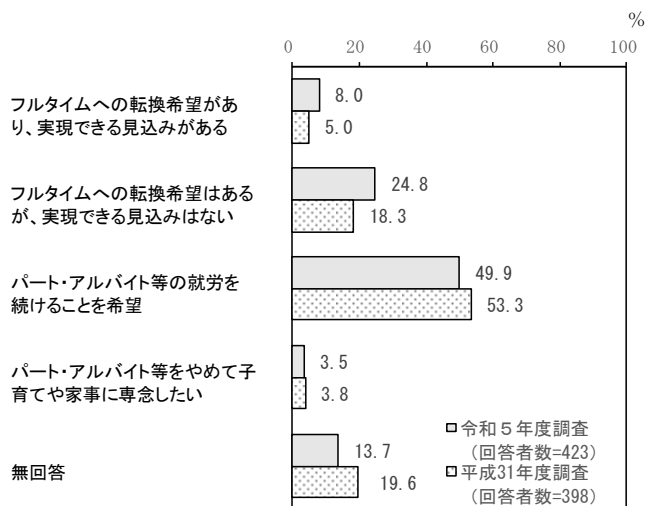
平成31年度調査と比較すると、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。



### ③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が49.9%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が24.8%となっています。

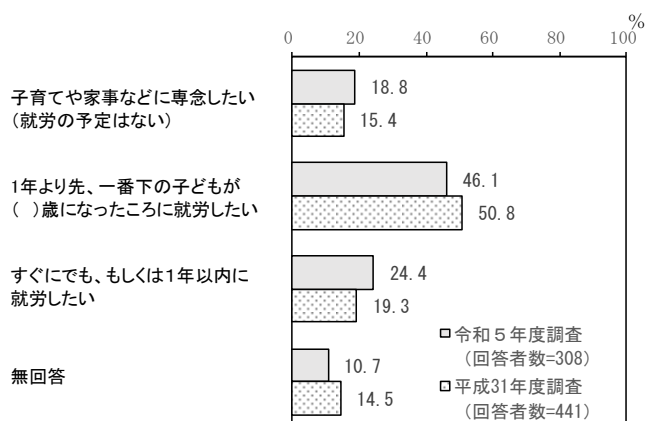
平成31年度調査と比較すると、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が増加しています。



### ④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」の割合が46.1%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が24.4%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が18.8%となっています。

平成31年度調査と比較すると、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が増加しています。

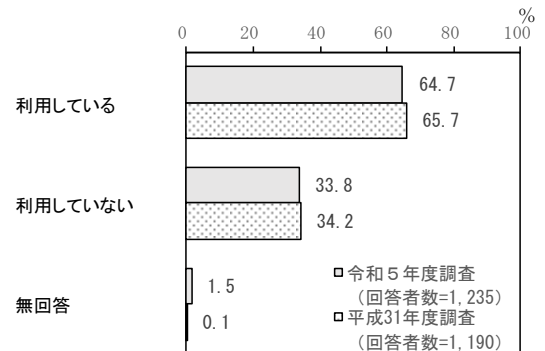


## (2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について・・・・・・・・

### ① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が64.7%、「利用していない」の割合が33.8%となっています。

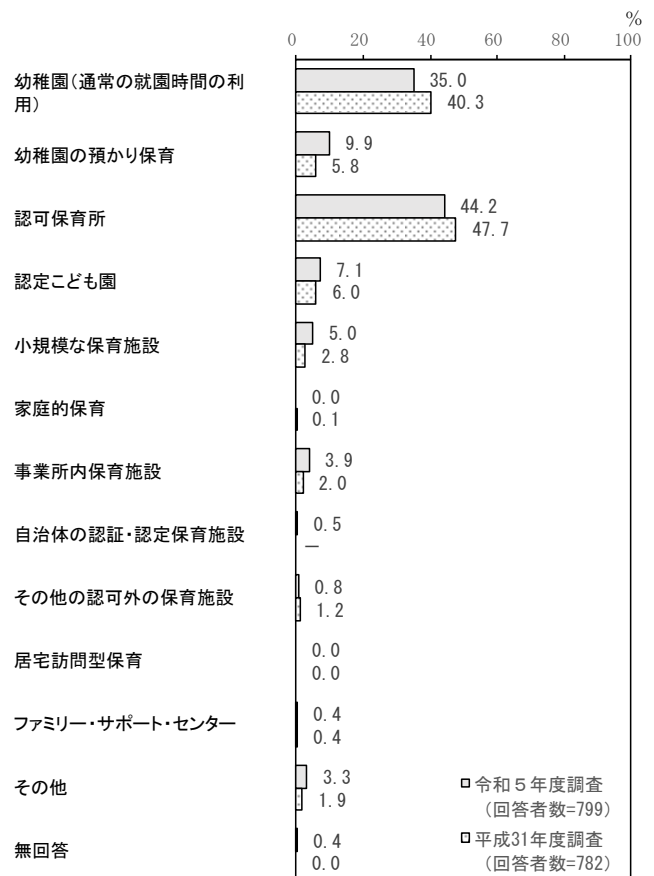
平成31年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



### ② 平日の定期的に利用している教育・保育事業

「認可保育所」の割合が44.2%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が35.0%となっています。

平成31年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



※「自治体の認証・認定保育施設」について、平成31年度調査には選択肢がありませんでした。また、平成31年度調査の選択肢では「認可保育所」は、「保育園」となっていました。

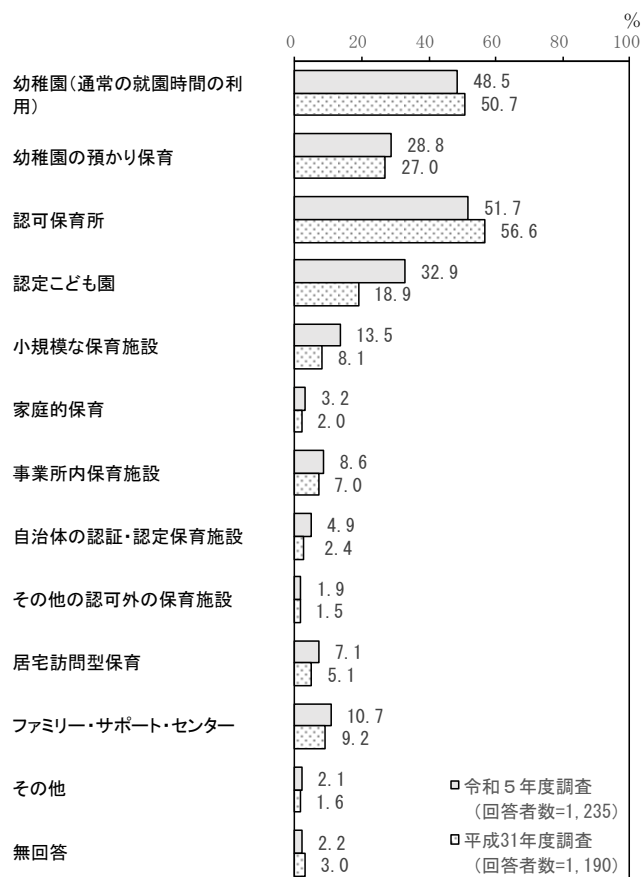


### ③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

「認可保育所」の割合が51.7%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が48.5%となっています。

平成31年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

※平成31年度調査の選択肢では「認可保育所」は、「保育園」となっていました。

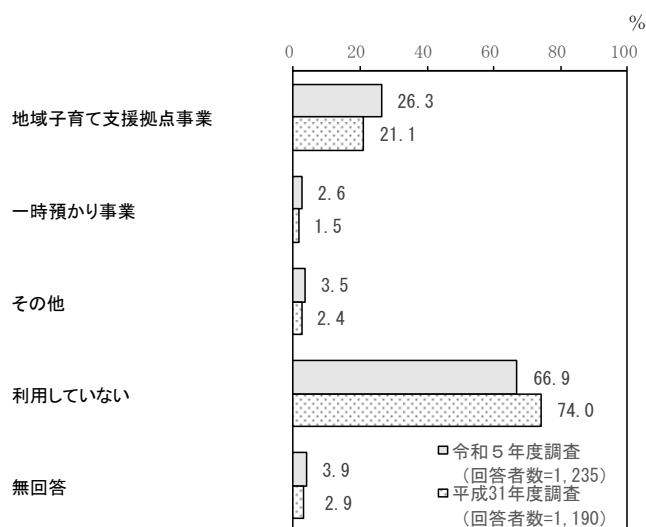


## (3) 地域子育て支援事業の利用状況について

### ① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」の割合が66.9%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業」の割合が26.3%となっています。

平成31年度調査と比較すると、「地域子育て支援拠点事業」の割合が増加しています。一方で、「利用していない」の割合が減少しています。

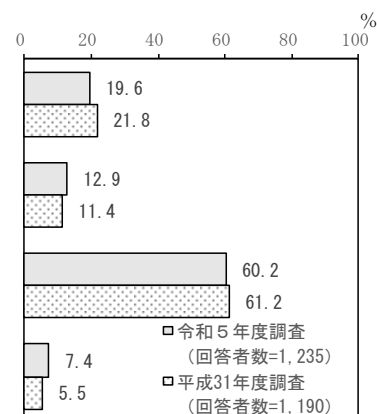


## ② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が60.2%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が19.6%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が12.9%となっています。

平成31年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

利用していないが、今後利用したい  
すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい  
新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない  
無回答



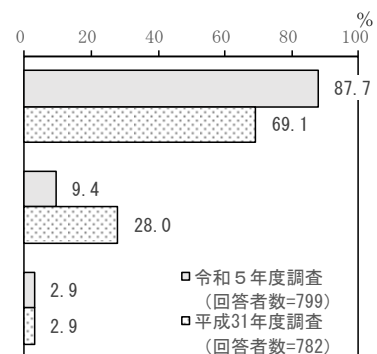
## (4) 病気等の際の対応について.....

### ① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が87.7%、「なかった」の割合が9.4%となっています。

平成31年度調査と比較すると、「あった」の割合が増加しています。一方、「なかった」の割合が減少しています。

あった  
なかった  
無回答



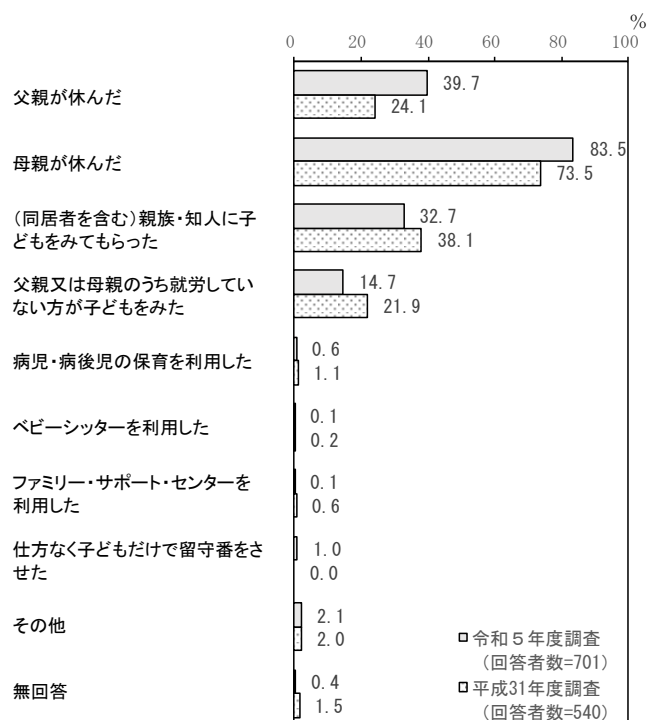
## ② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

「母親が休んだ」の割合が83.5%と最も高く、次いで「父親が休んだ」の割合が39.7%、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が32.7%となっています。

平成31年度調査と比較すると、「父親が休んだ」、「母親が休んだ」の割合が増加しています。

一方、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が減少しています。

子どもの年齢別でみると、全ての年齢において「母親が休んだ」の割合が最も高く、次いで0歳～4歳で「父親が休んだ」の割合が高くなっています。



### <子どもの年齢別>

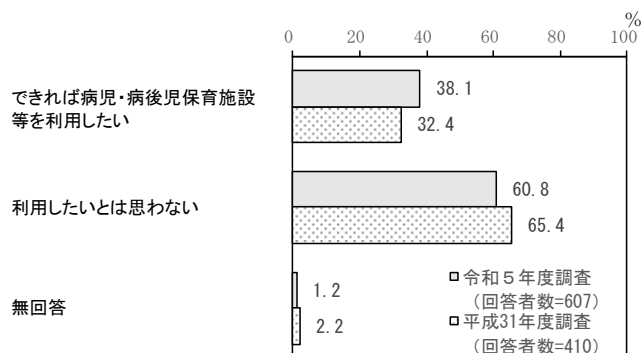
単位:%

区分	回答者数(件)	父親が休んだ	母親が休んだ	も(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった	父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた	病児・病後児の保育を利用した	ベビーシッターを利用した	ファミリー・サポート・センターを利用した	仕方なく子どもだけで留守番をさせた	その他	無回答
0歳	37	62.2	91.9	40.5	2.7	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1歳	86	51.2	90.7	37.2	5.8	2.3	0.0	0.0	1.2	1.2	1.2
2歳	88	51.1	92.0	28.4	4.5	1.1	0.0	0.0	0.0	3.4	1.1
3歳	140	38.6	79.3	37.9	22.9	0.0	0.7	0.0	0.7	1.4	0.7
4歳	167	36.5	79.6	29.3	19.8	0.0	0.0	0.6	0.6	3.6	0.0
5歳	173	27.2	80.3	30.1	15.0	0.0	0.0	0.0	2.3	1.7	0.0

### ③ 病児・病後児のための保育施設等の利用意向

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」の割合が38.1%、「利用したいとは思わない」の割合が60.8%となっています。

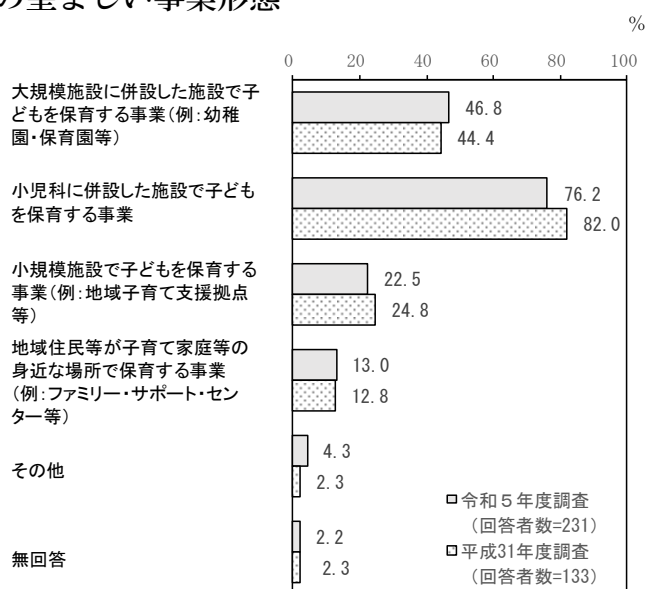
平成31年度調査と比較すると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」の割合が増加しています。



### ④ 病児・病後児のための保育施設等の望ましい事業形態

「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」の割合が76.2%と最も高く、次いで「大規模施設に併設した施設で子どもを保育する事業(例:幼稚園・保育園等)」の割合が46.8%となっています。

平成31年度調査と比較すると、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」の割合が増加しています。

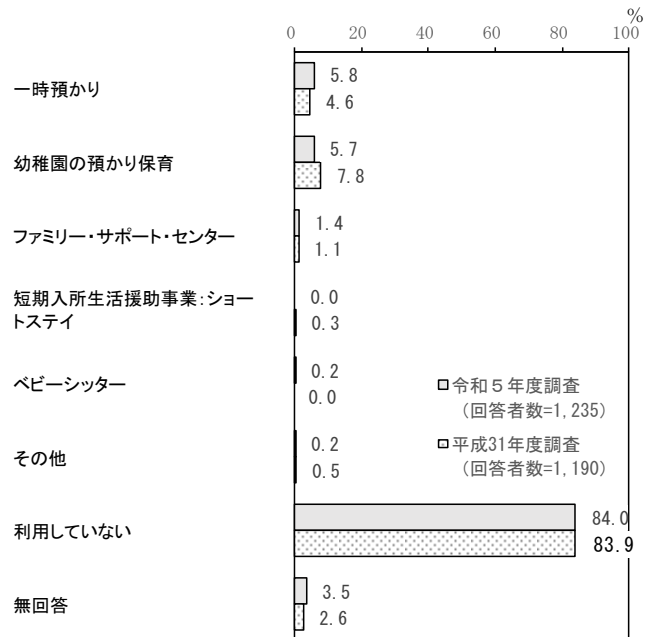


(5) 一時預かり等の利用状況について・・・・・・・・

① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が84.0%と最も高くなっています。

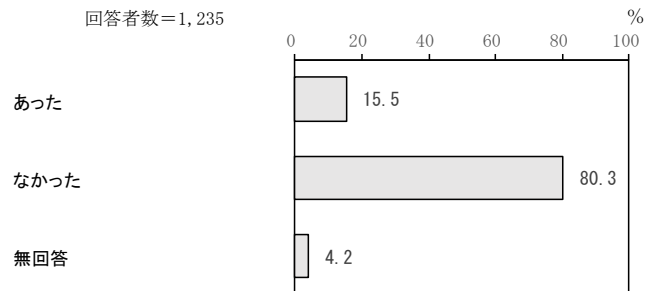
平成31年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

「あった」の割合が15.5%、「なかった」の割合が80.3%となっています。

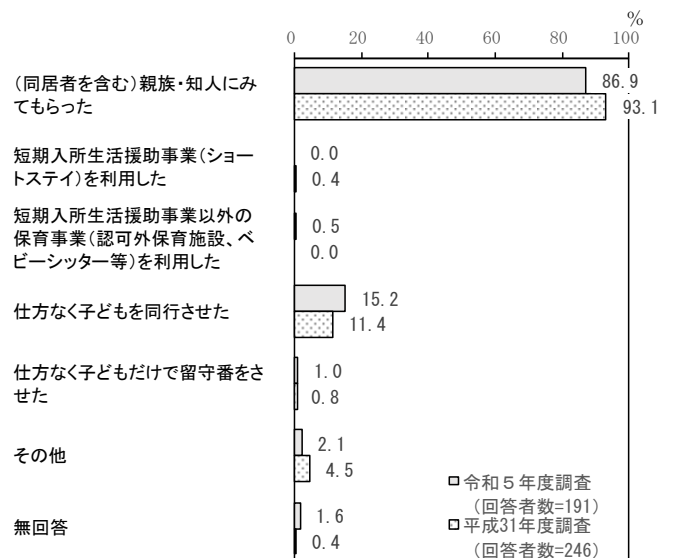
回答者数=1,235



<あった場合の対処方法>

「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」の割合が86.9%と最も高く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」の割合が15.2%となっています。

平成31年度調査と比較すると、「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」の割合が減少しています。

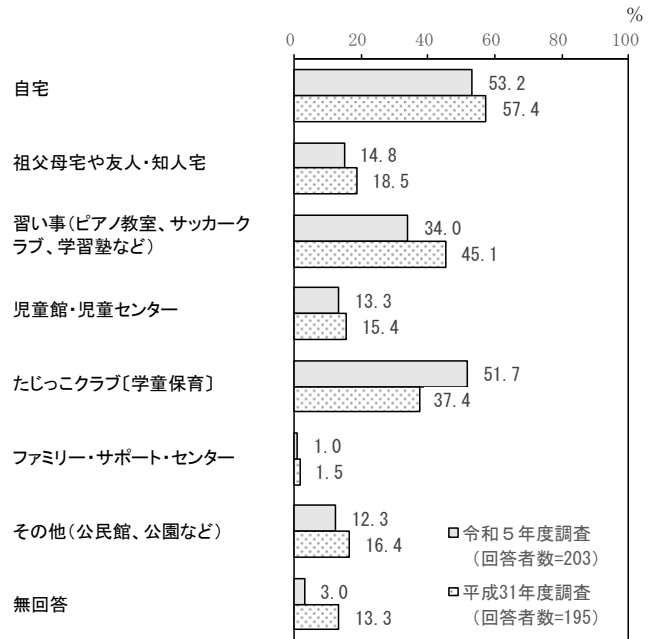


## (6) 小学校就学後の過ごし方について・・・・・・・・

### ① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が53.2%と最も高く、次いで「たじっこクラブ〔学童保育〕」の割合が51.7%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が34.0%となっています。

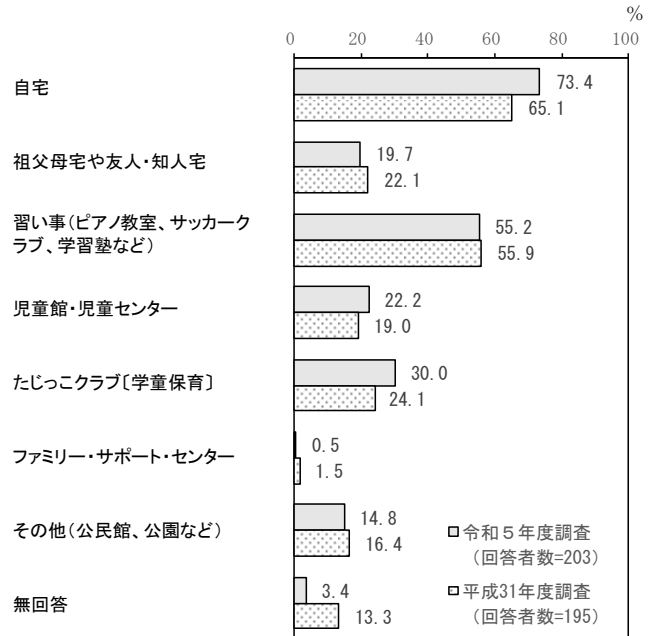
平成31年度調査と比較すると、「たじっこクラブ〔学童保育〕」の割合が増加しています。一方、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が減少しています。



### ② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が73.4%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が55.2%、「たじっこクラブ〔学童保育〕」の割合が30.0%となっています。

平成31年度調査と比較すると、「自宅」「たじっこクラブ〔学童保育〕」の割合が増加しています。

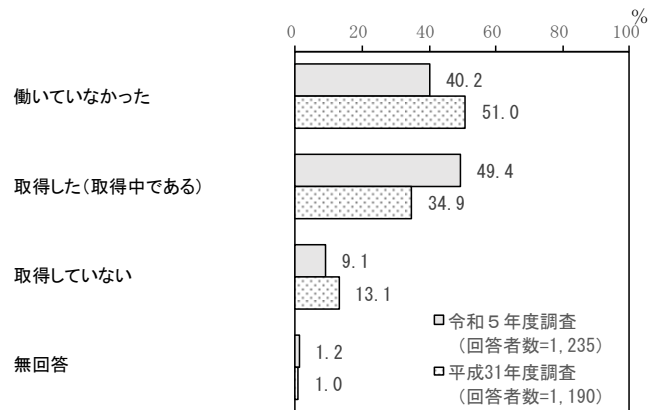


## (7) 育児休業制度の利用状況について

### ① 母親の育児休業の取得状況

「取得した（取得中である）」の割合が49.4%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が40.2%、「取得していない」の割合が9.1%となっています。

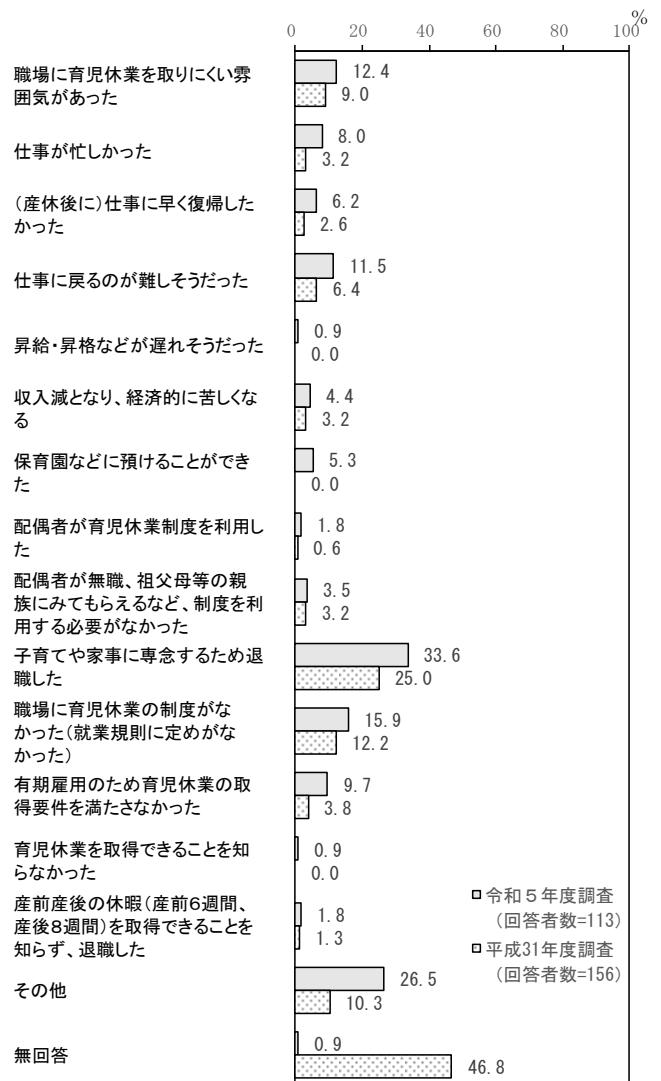
平成31年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。



### ② 母親の育児休業を取得していない理由

「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が33.6%と最も高くなっています。

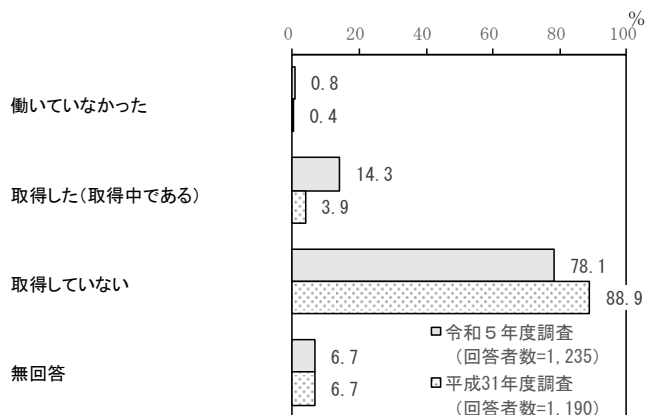
平成31年度調査と比較すると、「仕事に戻るのが難しそうだった」、「保育園などに預けることができた」、「子育てや家事に専念するため退職した」、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」の割合が増加しています。



### ③ 父親の育児休業の取得状況

「取得していない」の割合が78.1%と最も高くなっています。

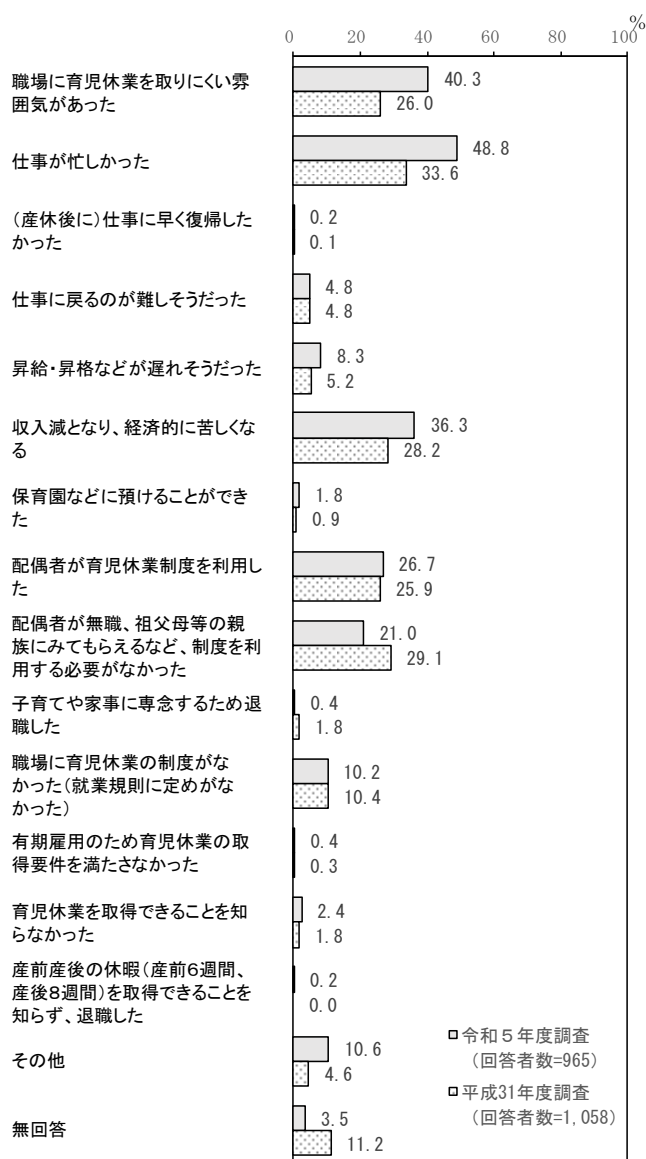
平成31年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「取得していない」の割合が減少しています。



### ④ 父親の育児休業を取得していない理由

「仕事が忙しかった」の割合が48.8%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が40.3%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が36.3%となっています。

平成31年度調査と比較すると、「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が増加しています。一方、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が減少しています。



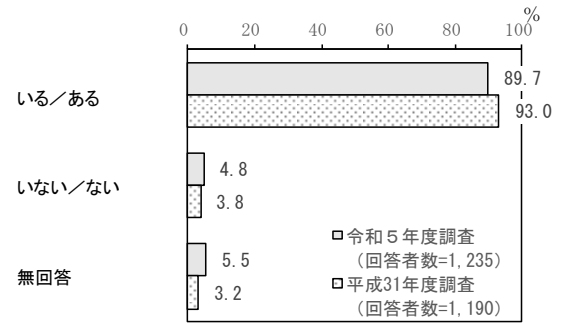


## (8) 相談の状況について・・・・・・・・

### ① 就学前児童の保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」の割合が 89.7%、  
「いない／ない」の割合が 4.8%とな  
っています。

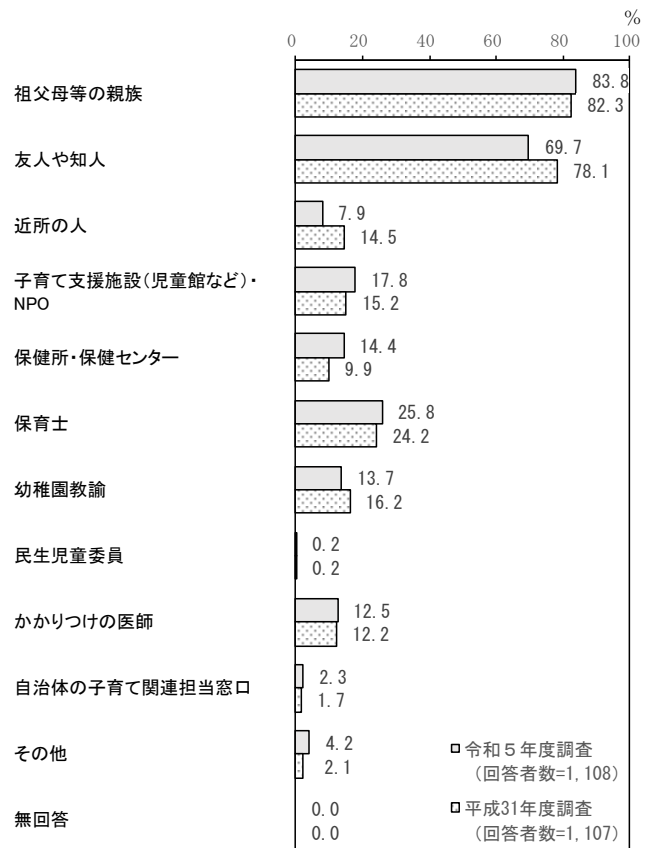
平成 31 年度調査と比較すると、大  
きな変化はみられません。



### ② 就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「祖父母等の親族」の割合が  
83.8%と最も高く、次いで「友人や知  
人」の割合が 69.7%、「保育士」の割  
合が 25.8%となっています。

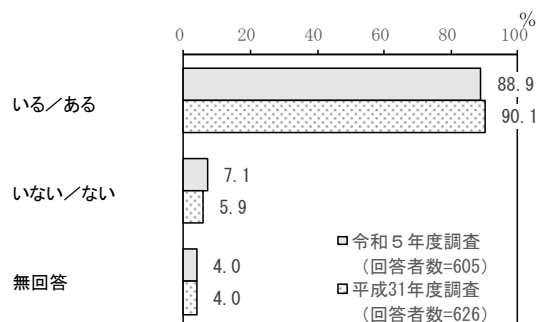
平成 31 年度調査と比較すると、「友  
人や知人」、「近所の人」の割合が減少  
しています。



### ③ 就学児童の保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」の割合が 88.9%、  
「いない／ない」の割合が 7.1%とな  
っています。

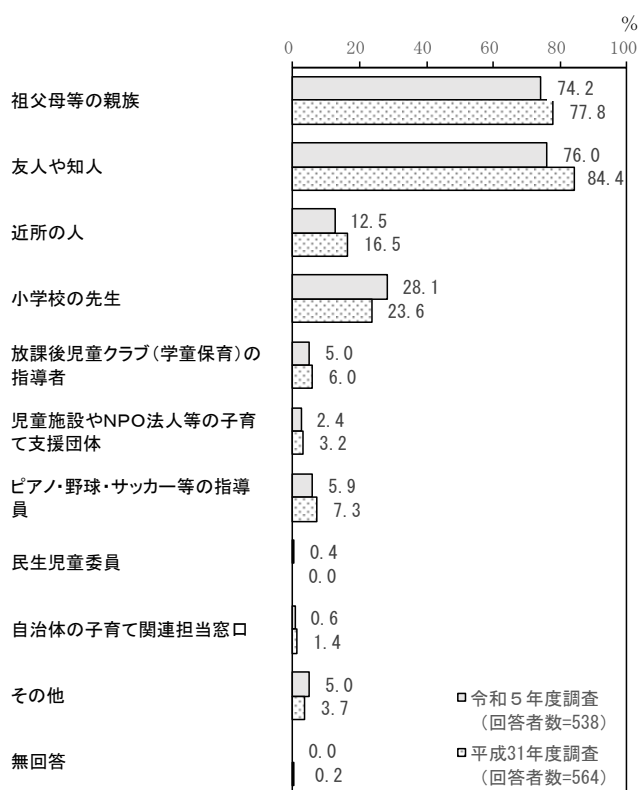
平成 31 年度調査と比較すると、大  
きな変化はみられません。



### ④ 就学児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「友人や知人」の割合が 76.0%と  
最も高く、次いで「祖父母等の親族」  
の割合が 74.2%となっています。

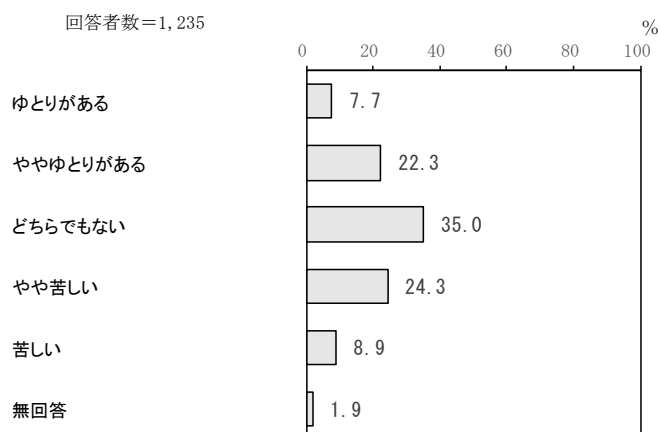
平成 31 年度調査と比較すると、  
「友人や知人」の割合が減少していま  
す。



## (9) 現在の暮らしの状況・・・・・・・・

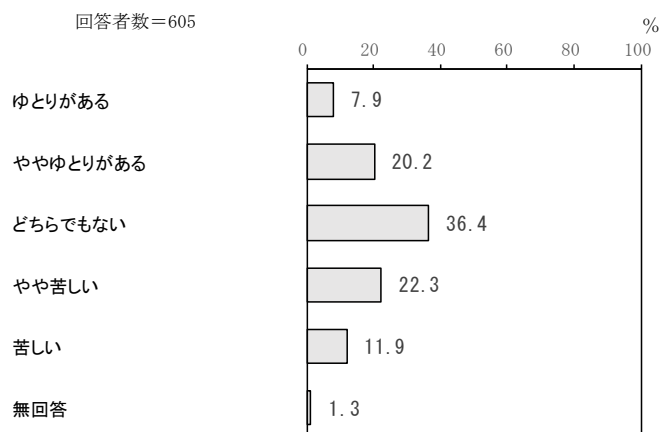
### ① 就学前児童の暮らしの状況

「どちらでもない」の割合が35.0%と最も高く、次いで「やや苦しい」の割合が24.3%、「ややゆとりがある」の割合が22.3%となっています。



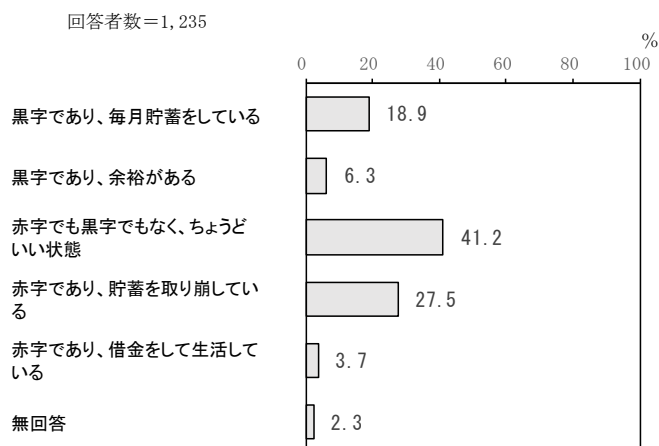
### ② 就学児童の暮らしの状況

「どちらでもない」の割合が36.4%と最も高く、次いで「やや苦しい」の割合が22.3%、「ややゆとりがある」の割合が20.2%となっています。



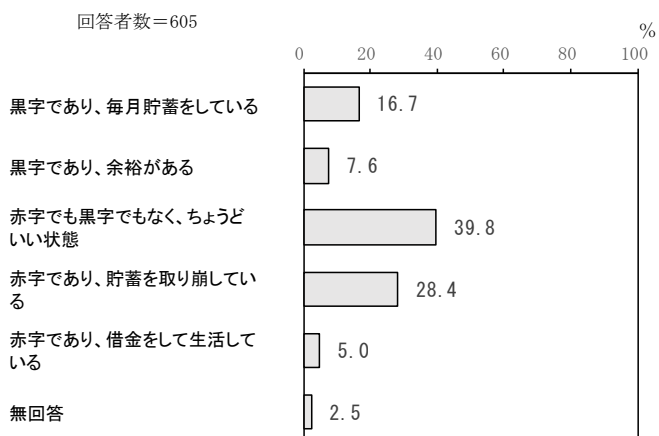
### ③ 就学前児童の家計状況

「赤字でも黒字でもなく、ちょうどいい状態」の割合が41.2%と最も高く、次いで「赤字であり、貯蓄を取り崩している」の割合が27.5%、「黒字であり、毎月貯蓄をしている」の割合が18.9%となっています。



### ④ 就学児童の家計状況

「赤字でも黒字でもなく、ちょうどいい状態」の割合が39.8%と最も高く、次いで「赤字であり、貯蓄を取り崩している」の割合が28.4%、「黒字であり、毎月貯蓄をしている」の割合が16.7%となっています。



## イ 子どもの未来応援調査

### (1) 子どもの貧困・・・・・・・・

#### ① 子どもの貧困率

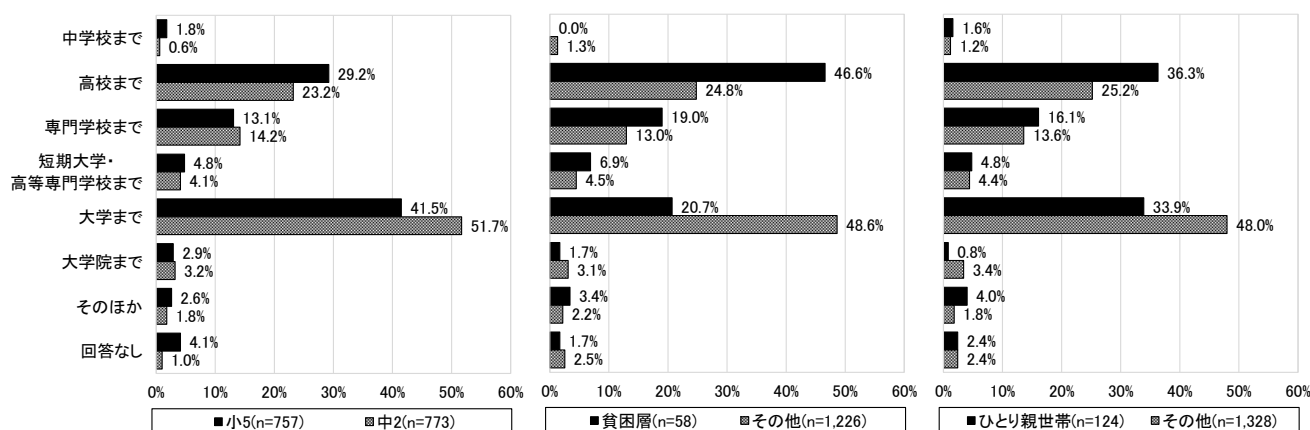
世帯1人当たりの収入額が2022年国民生活基礎調査の中央値の2分の1である127万円（貧困線）を下回る世帯を貧困層（所得区分Ⅰ）と定義し、貧困層の子どもの割合を算出したところ、4.8%でした。

なお、調査の対象や方法が異なるため単純に比較できるものではありませんが、多治見市の「子どもの貧困率」は、2022年国民生活基礎調査における日本の「子どもの貧困率」である11.5%よりも低くなっています。

		所得による類型				
	区分	定義	小1	小5	中2	全体
↓ 貧困線	所得区分Ⅰ	127万円(貧困線)未満	5.1%	4.8%	4.5%	4.8%
	所得区分Ⅱ	190.5万円(Ⅰの1.5倍)未満	12.0%	10.0%	10.3%	10.7%
	所得区分Ⅲ	254万円(Ⅰの2倍)未満	18.3%	16.6%	14.8%	16.5%
↑ 中央値	所得区分Ⅳ	254万円(Ⅰの2倍)以上	64.6%	68.6%	70.4%	68.0%
	合計(等価可処分所得算出可能)(n)		585	650	649	1,884

#### ② 希望する進学先

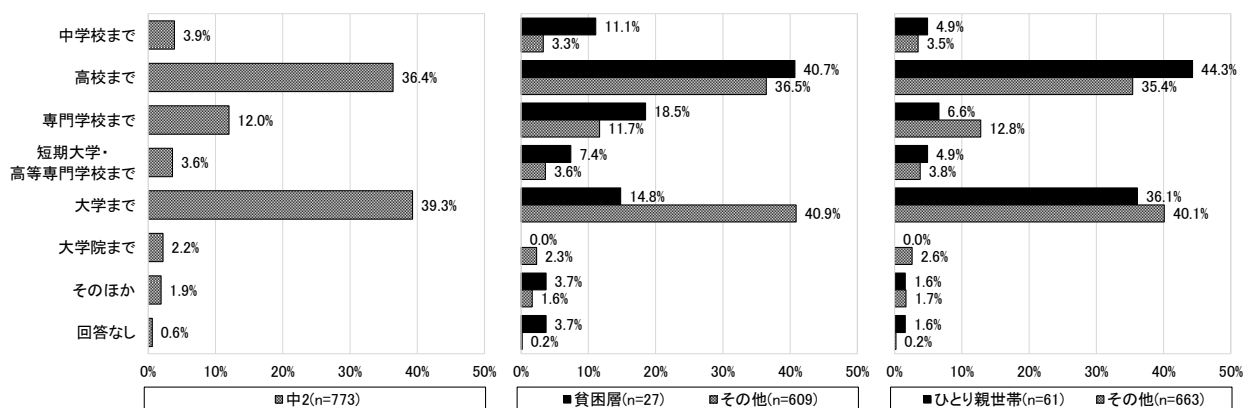
希望する進学先について、小5、中2ともに「大学まで」が最も高く、次いで「高校まで」、「専門学校まで」の順となっています。「大学まで」については、中2が小5を約10ポイント上回っています。また、貧困層とひとり親世帯は「高校まで」、その他は「大学まで」が最も高くなっています。



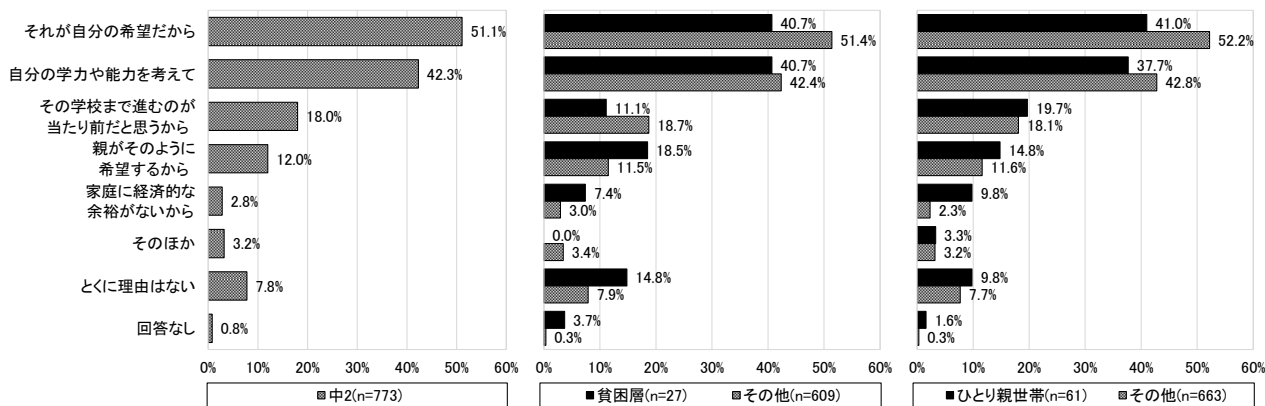
### ③ 現実的な進学先

現実的な進学先については、「大学まで」が最も高く、次いで「高校まで」、「専門学校まで」の順となっています。希望する進学先と比較すると、「大学まで」は12.4ポイント低い一方、「高校まで」は13.2ポイント高くなっています。また、貧困層とひとり親世帯は「高校まで」、その他は「大学まで」が最も高くなっています。

現実的な進学先を考える理由は、「それが自分の希望だから」が最も高くなっています。「家庭に経済的な余裕がないから」は、ひとり親世帯で比較的高くなっています。



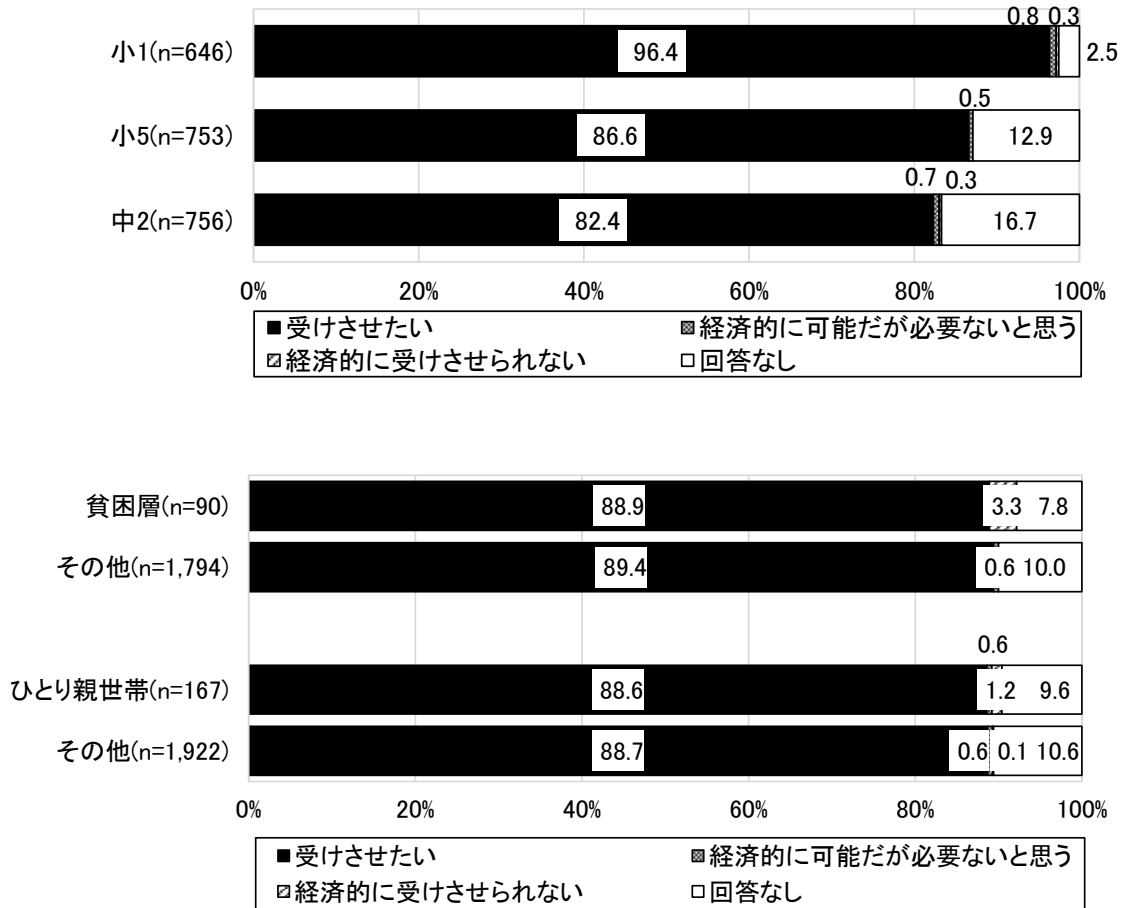
#### <現実的な進学先を考える理由>



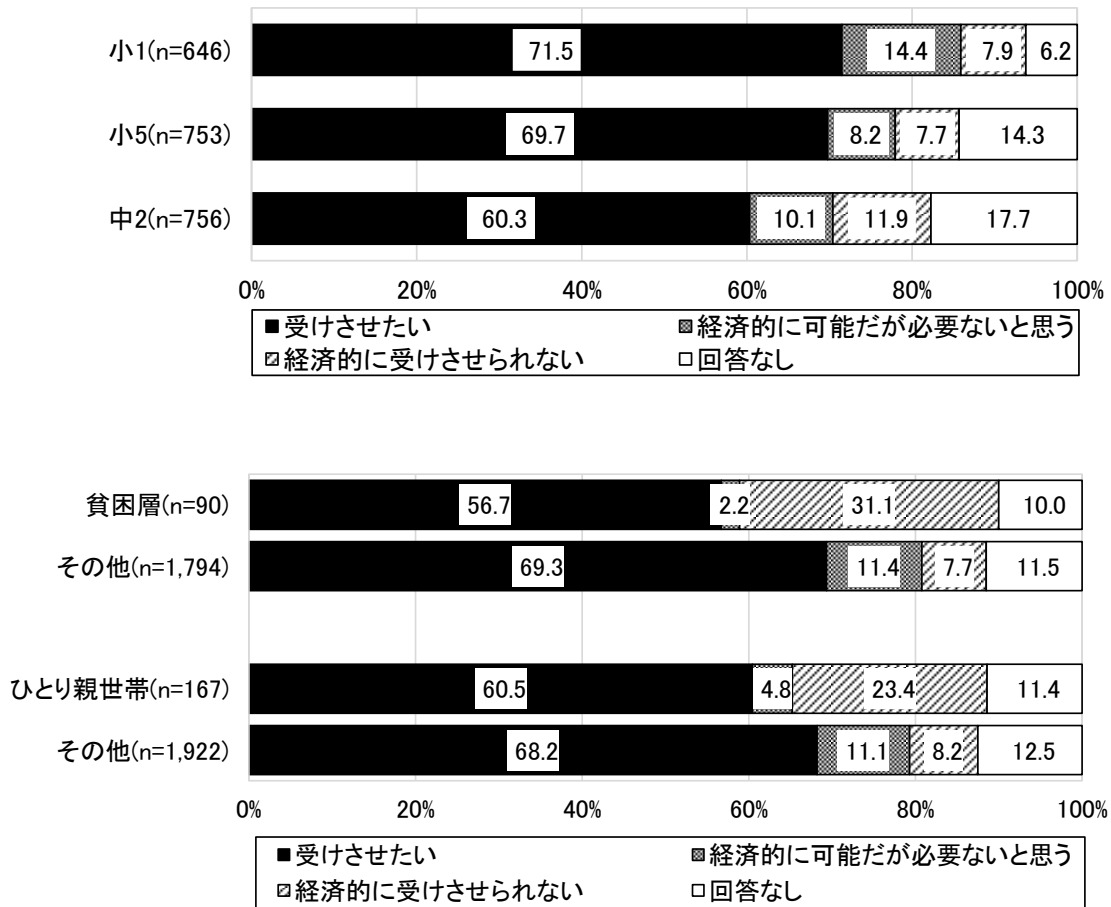
#### ④ 子どもに受けさせたい教育

「高校の教育」は各学年とも8割以上が「受けさせたい」と回答しています。一方、貧困層やひとり親世帯では、「経済的に受けさせられない」割合が高くなっています。

<高校の教育>

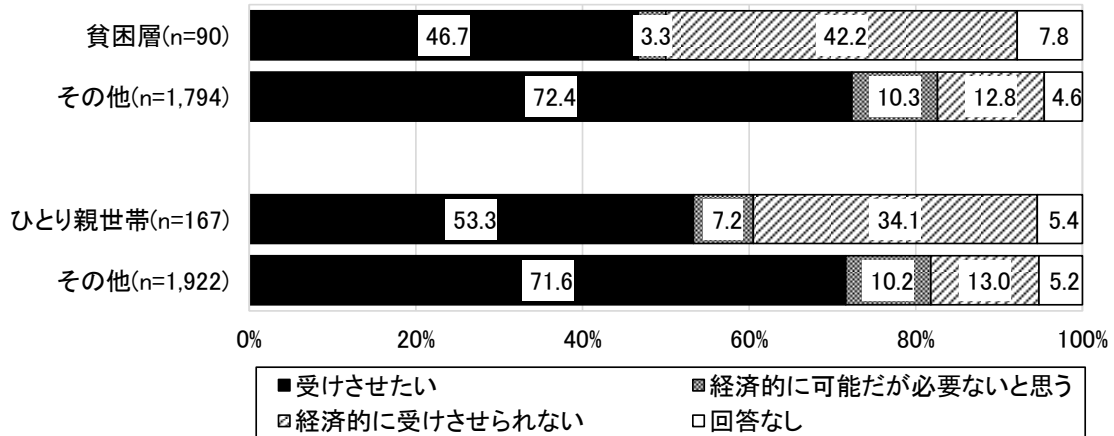
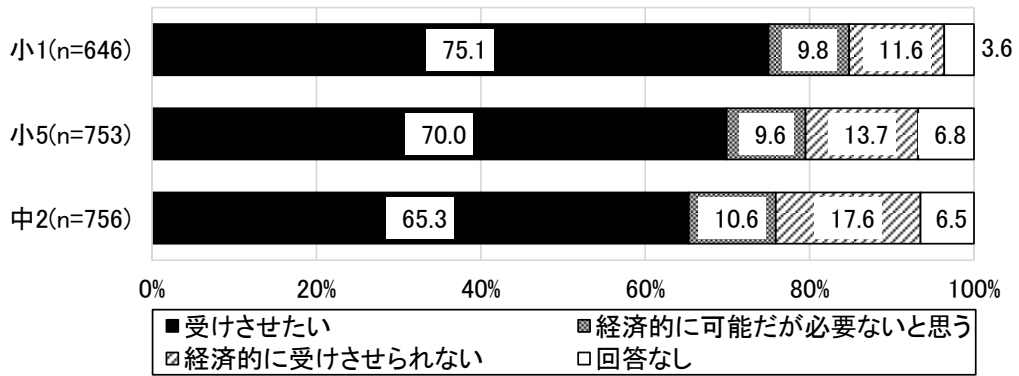


<短大・専門学校の教育>



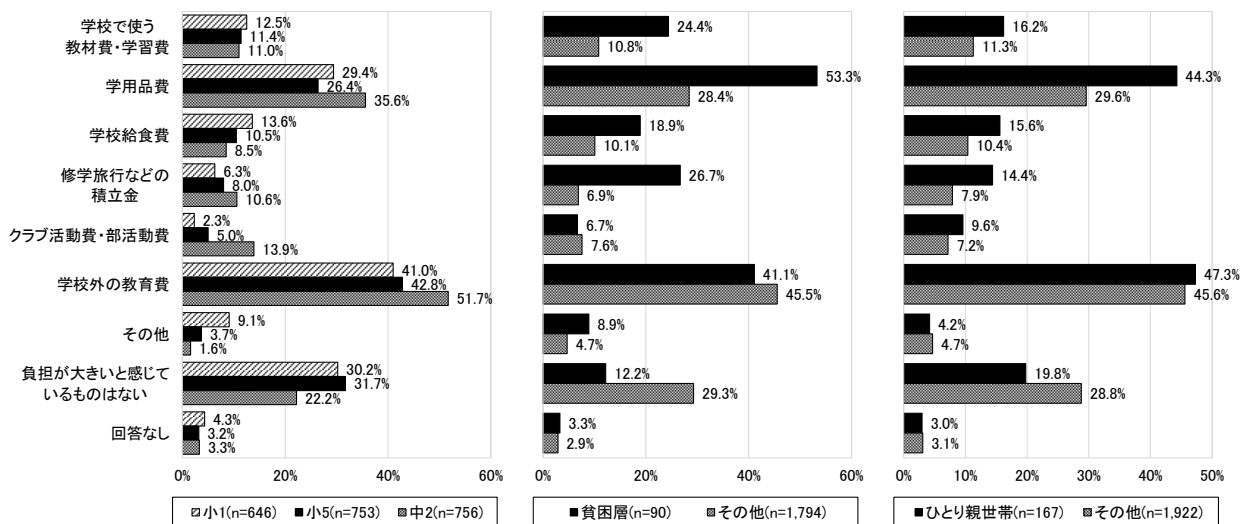


<大学の教育>



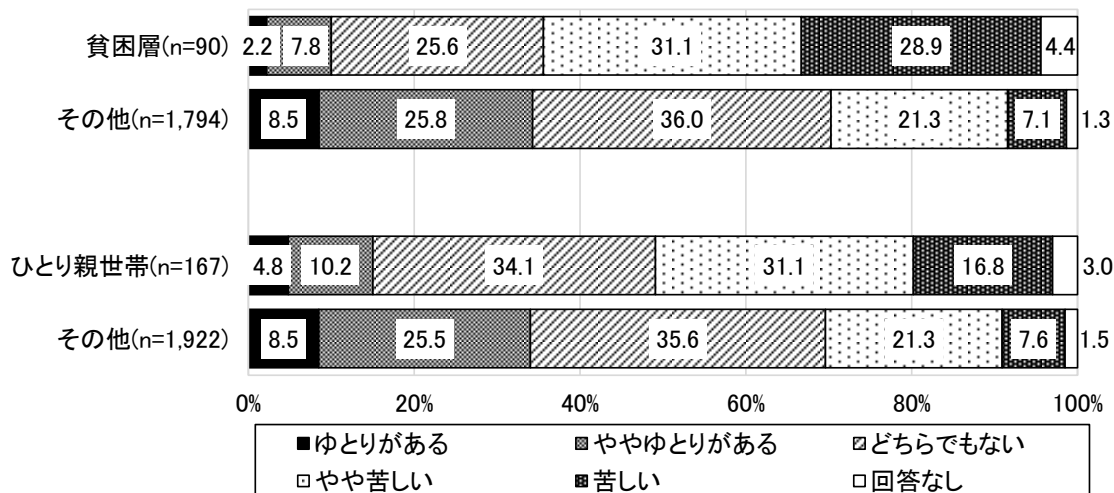
### ⑤ 教育費用の負担感

教育にかかる経費で負担に感じているものとして、「学校外の教育費」、「学用品費」と答えた保護者の割合が高くなっています。貧困層やひとり親世帯では、「負担が大きいものはない」と答えた保護者の割合が比較的低くなっています。



### ⑥ 暮らしの状況

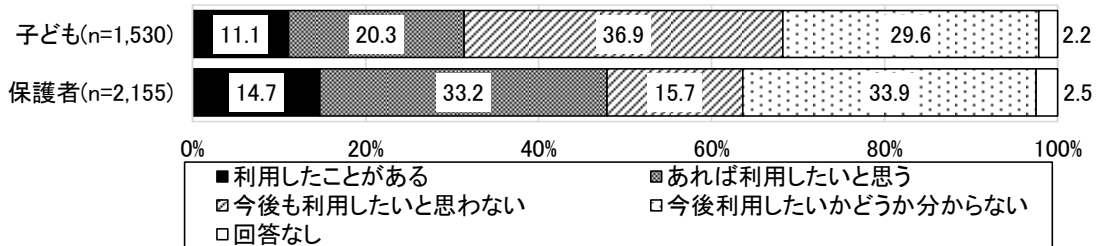
家庭の現在の暮らしの状況について、「やや苦しい」または「苦しい」と答えた保護者の割合は、貧困層は 60.0%、ひとり親世帯は 47.9%と高くなっています。



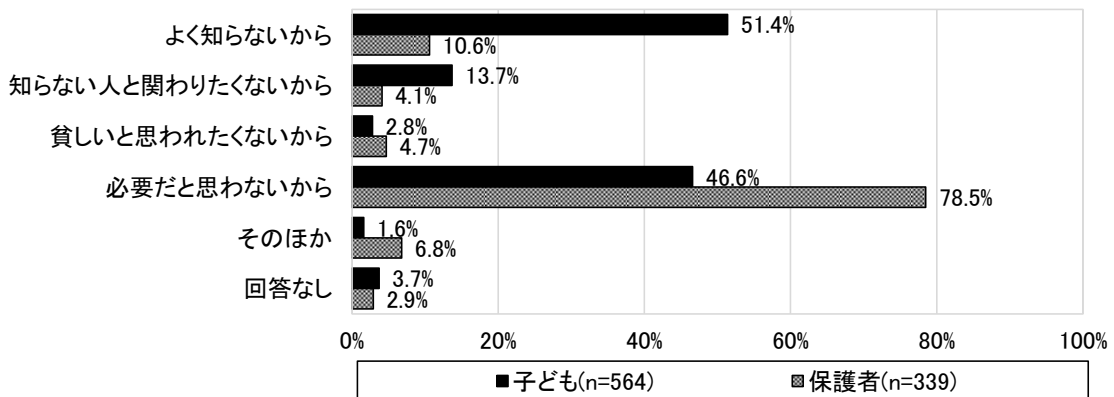
## (2) 支援の利用意向 . . . . .

### ① 子ども食堂

子ども食堂を「あれば利用したいと思う」と答えた子どもの割合は20.3%、保護者の割合は33.2%となっています。「今後も利用したいと思わない」理由については、「よく知らないから」「必要だと思わないから」が高くなっています。特に「よく知らないから」について、子どもは保護者に比べて高くなっています。

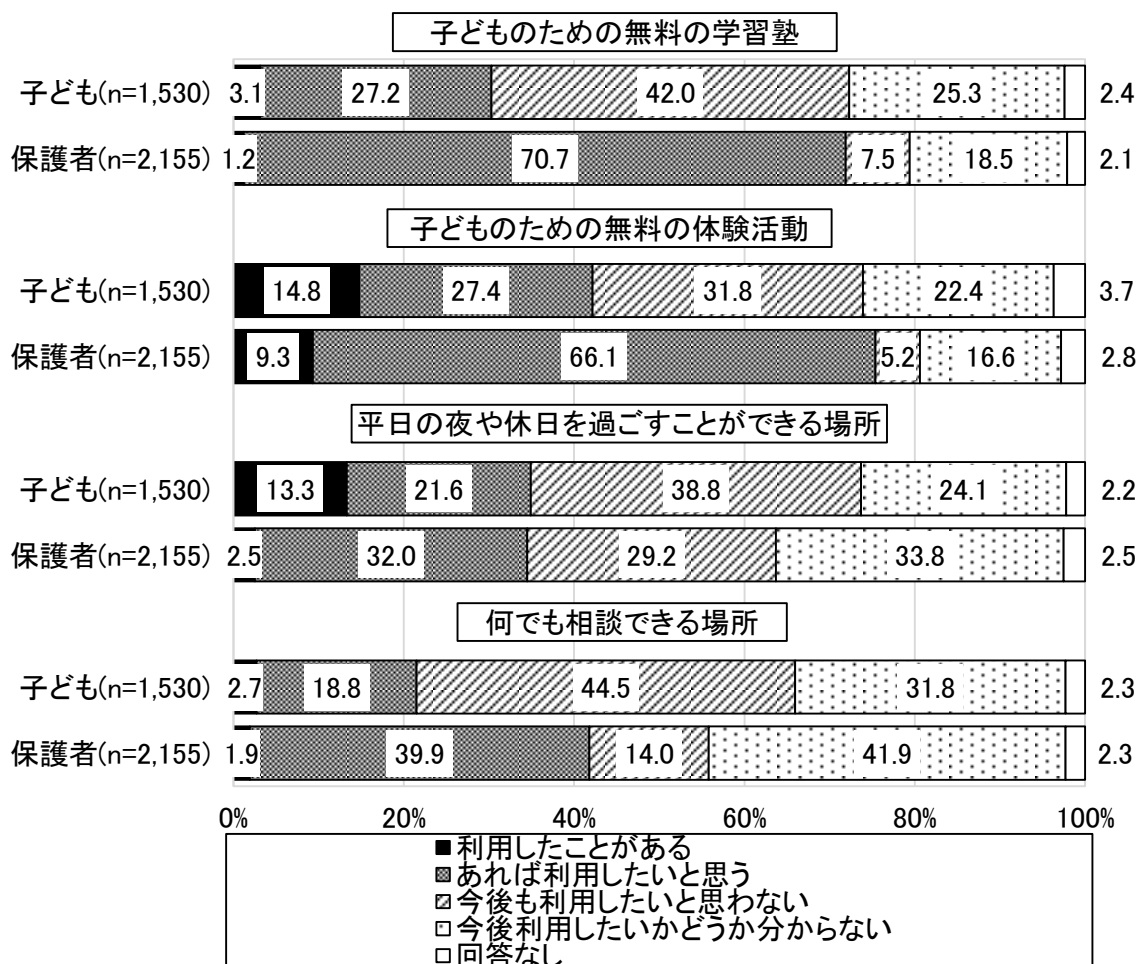


### <今後も利用したいと思わない理由>



## ② その他の支援

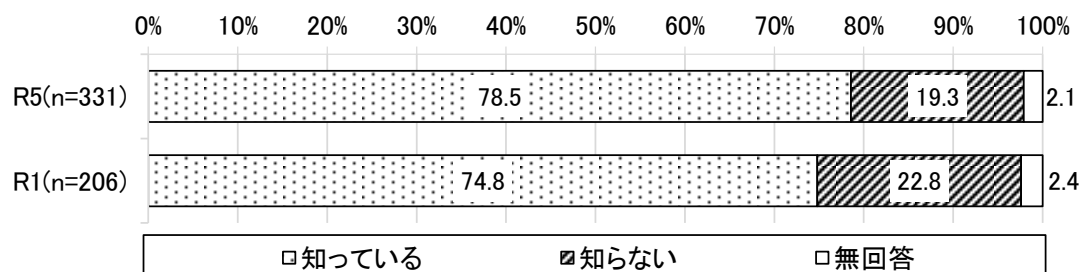
子どものための無料の学習塾、子どものための無料の体験活動、平日の夜や休日を過ごすことができる場所、何でも相談できる場所について、「あれば利用したいと思う」と回答した子どもの割合は、いずれも2～3割程度となっています。一方、保護者は、子どものための無料の学習塾、子どものための無料の体験活動について、「あれば利用したいと思う」と回答した割合が約7割と高くなっています。



## ウ 子どもの権利に関するアンケート

### (1) 相談窓口 . . . . .

悩んだり、困ったりしたときに、相談できる窓口があることを知っているかについて、「知っている」が78.5%と、令和元年度の調査の74.8%からやや上昇しています。また、相談窓口や電話相談を知っている人の中で実際に利用したことがある人は1.5%となっています。

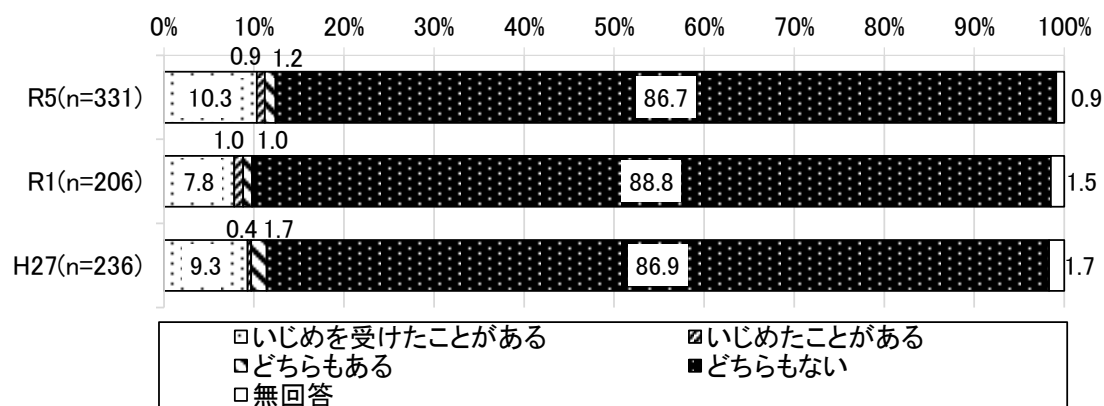


### (2) いじめ . . . . .

「いじめを受けたことがある」と回答した子どもの割合は10.3%と、前回からやや上昇した。学校種別にみると、「いじめを受けたことがある」は中学生が13.8%で最も高くなりました。

いじめの苦しさについては、「学校や仕事に行くのがイヤになるくらいの苦しさ」、「苦しいというほどではないが、『イヤだなあ』という気持ち」が比較的多くなっています。

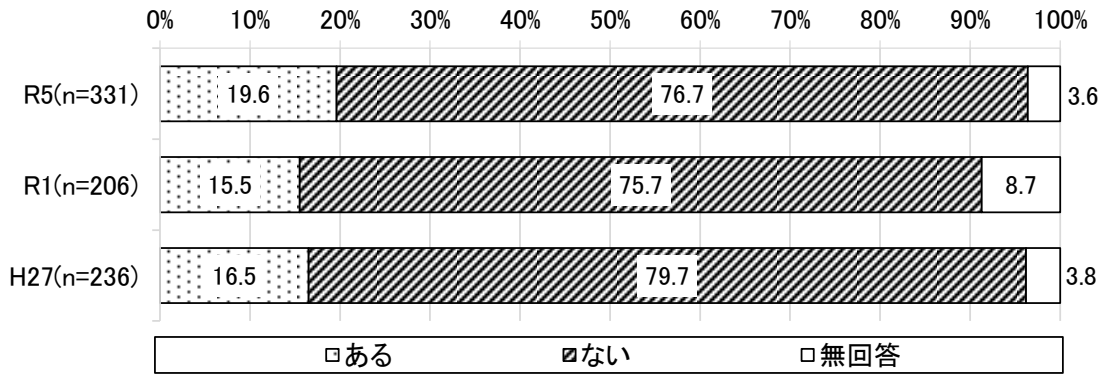
また、いじめを受けた場合の子どもの対応については「人に相談した」「がまんした」が多く、相談相手については「母親」や「学校の先生」が多くなっています。



### (3) 児童虐待 . . . . .

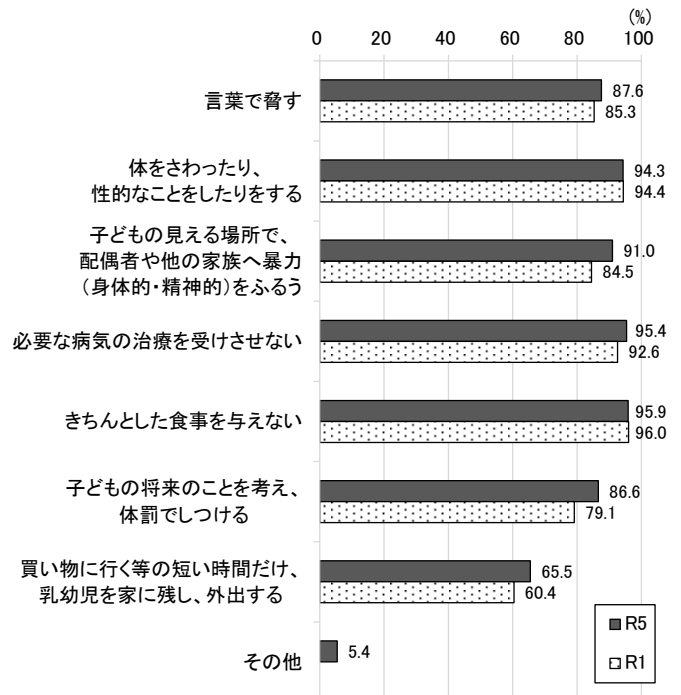
#### ① おとなのことばや行為で大変いやな思い、苦しい思いをした経験

おとなのことばや行為で大変いやな思い、苦しい思いをしたことが「ある」と回答した子どもの割合は19.6%と、令和元年度の調査の15.5%からやや上昇しています。具体的な内容をみると、「心が傷つくようなことを言われた」が最も多くなっています。また、言った相手としては、「学校の先生」や「親（保護者）」が挙げられています。



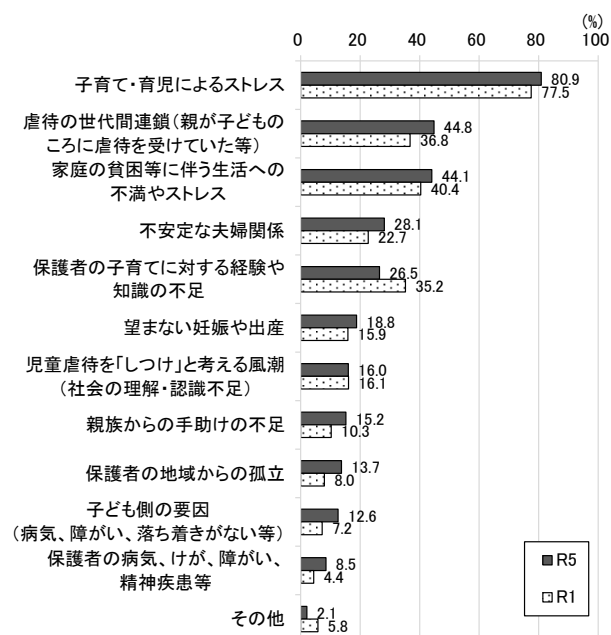
#### ② 児童虐待と感ずる行為

保護者が児童虐待と感ずるものについて、「きちんとした食事を与えない」が95.9%と最も高い一方、「買い物に行く等の短い時間だけ、乳幼児を家に残し、外出する」が65.5%と最も低くなっています。



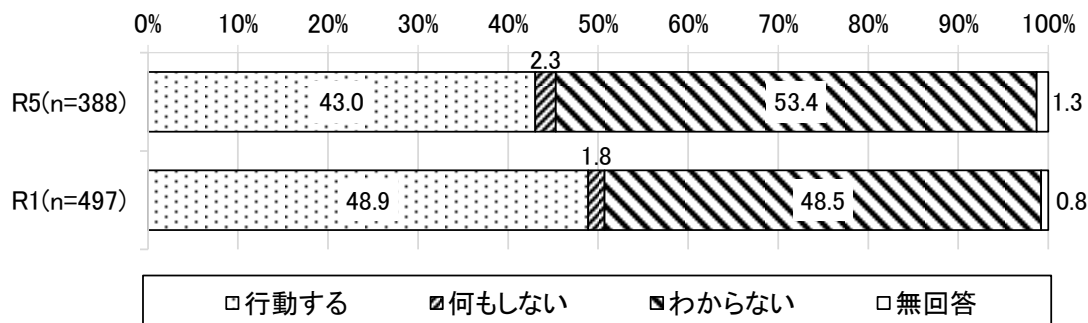
### ③ 児童虐待の原因と思うもの

児童虐待が起こる原因について、「子育て・育児によるストレス」が80.9%で最も高く、ついで「虐待の世代間連鎖（親が子どものころに虐待を受けていた等）」が44.8%、「家庭の貧困等に伴う生活への不満やストレス」が44.1%となっています。



### ④ 児童虐待の疑いのある子どもを発見した際の対応

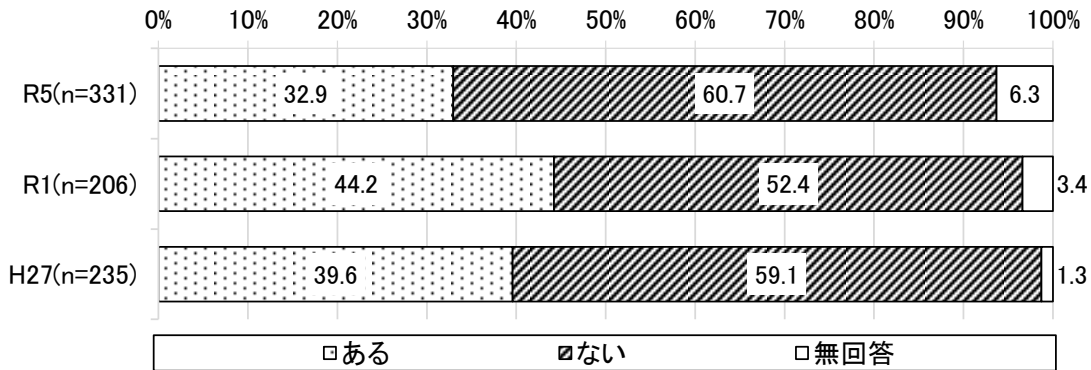
「わからない」は53.4%で最も高くなっています。「行動する」は43.0%と、令和元年度の調査の48.9%から低下しています。



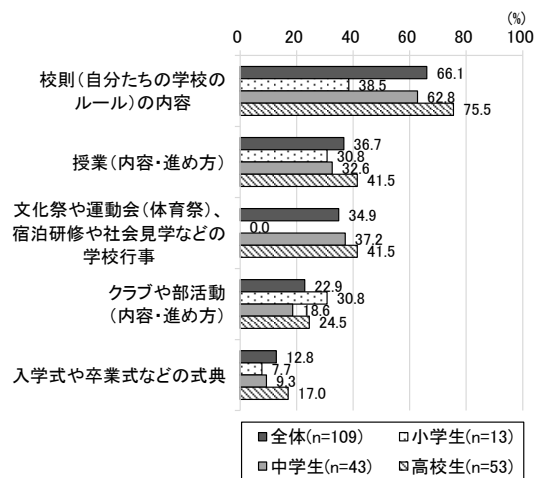
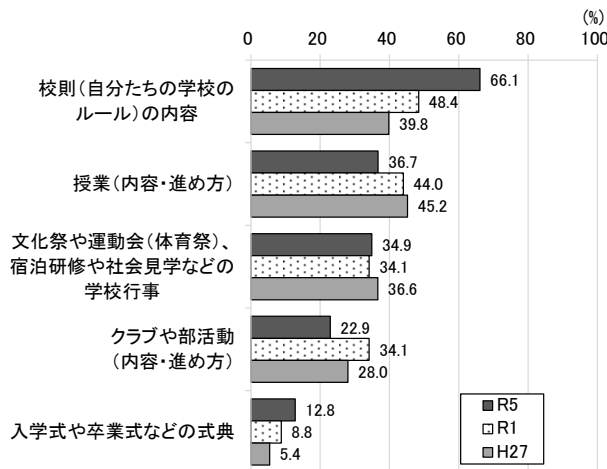
#### (4) 子どもの意見表明・参加の機会 . . . . .

学校生活の中でもっと意見をきいてほしいと思うことが「ある」と回答した子どもの割合は32.9%と、令和元年度の調査の44.2%から低下しています。

また、子どもが学校生活の中でもっと意見をきいてほしいと思う内容は、「校則（自分たちの学校のルール）の内容」が66.1%と最も高くなっており、ついで「授業（内容・進め方）」が36.7%、「文化祭や運動会（体育祭）、宿泊研修や社会見学などの学校行事」が34.9%となっています。また、「校則（自分たちの学校のルール）の内容」は平成27年度から上昇傾向にあります。



#### <意見をきいてほしいと思う内容>



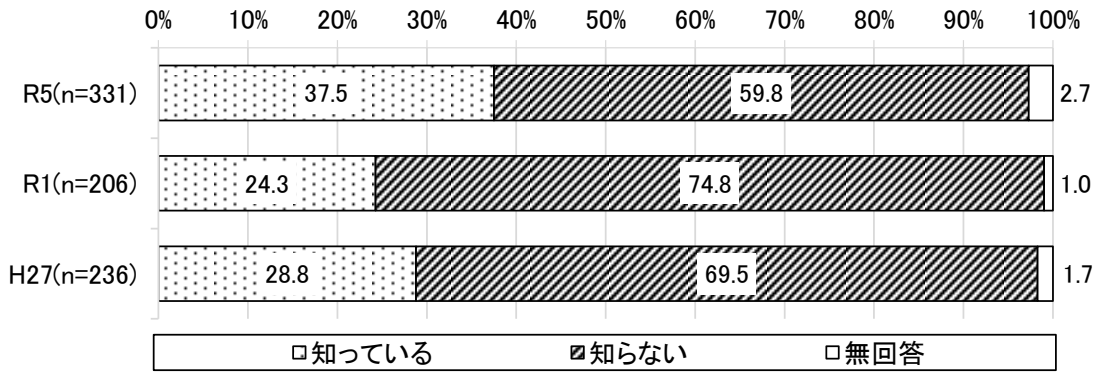


## (5) 子どもの権利に関する事業 .....

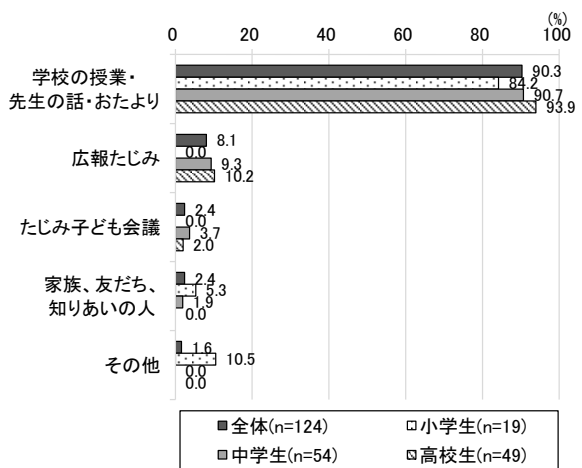
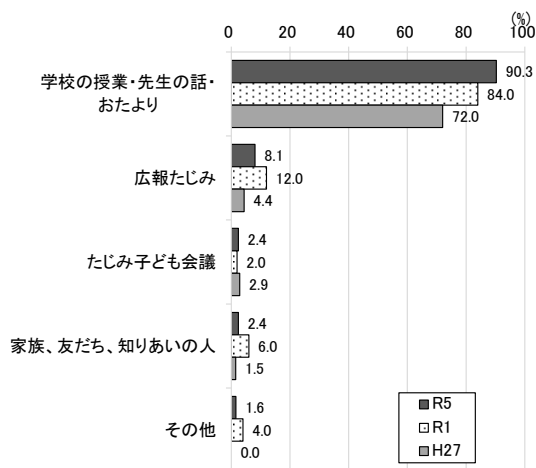
### ① 子どもの権利に関する条例の認知度

子どもの権利に関する条例を知っている子どもの割合は 37.5%と、令和元年度の調査の 24.3%から上昇しています。

子どもの権利に関する条例を知った媒体をみると、子どもでは「学校の授業・先生の話・おたより」が 90.3%と最も高くなっています。

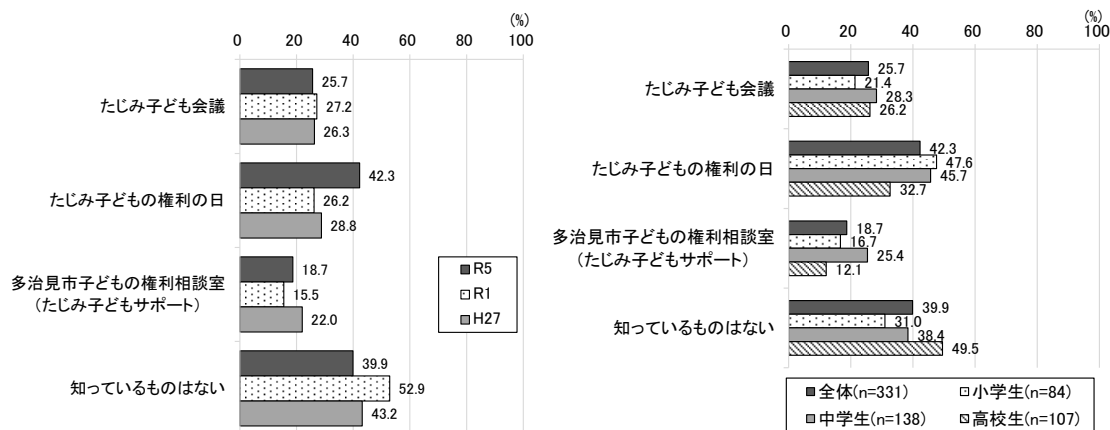


### <子どもの権利に関する条例を知った媒体>



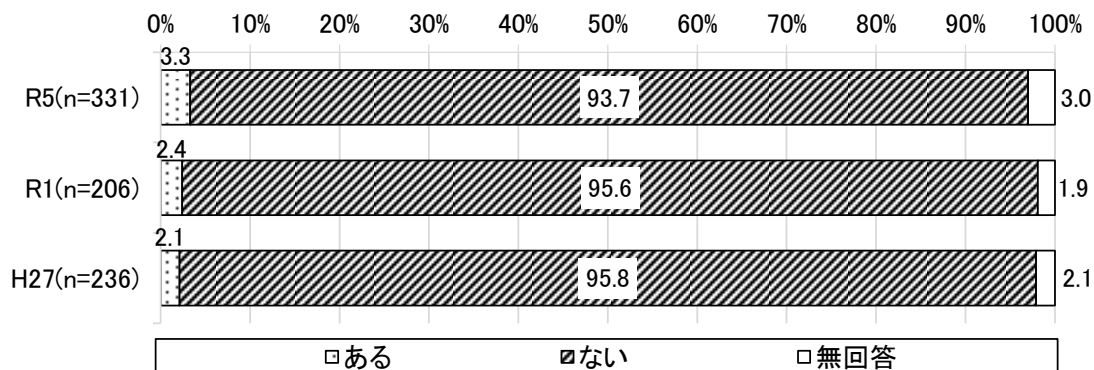
## ② 市の事業の認知度

多治見市が子どもの権利に関して行っていることで、子どもが知っている事業で最も高いのは「たじみ子どもの権利の日」が42.3%で、令和元年度の調査の26.2%から上昇しています。「知っているものはない」と回答した割合は39.9%と、令和元年度の調査の52.9%から低下しています。また、学校種別にみると、「知っているものはない」は年齢が上がるにつれて高くなっており、特に高校生は49.5%で最も高くなっています。



## ③ たじみ子ども会議への参加状況

たじみ子ども会議に参加したことがある子どもは3.3%となっています。



### 3 計画策定に向けた課題

たじみこども未来プランの基本目標ごとに多治見市の子どもや子育てを取り巻く課題を整理しました。

#### (1) 「安心して子育てできるまち」について . . . . .

アンケート調査では、身近に子どもを見てもらえる親族・友人・知人がいない保護者の割合は約1割です。また、子育てについて気軽に相談できる先として、祖父母等の親族、友人や知人が上位ではありますが、5年前に比べると減少しており、子育て支援センターや保健センター、保育士といった社会資源の果たす役割が大きくなってきています。

妊娠期から乳幼児期は、子どもの人格形成の基礎が培われる大切な時期にあり、保護者や家庭のかかわり方が重要である一方、家庭や地域で過ごす時間が長く、育児に不安や負担を感じる保護者が多くなっています。

そのため、身近で気軽に相談できる仕組みや体制を充実させ、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談・支援を行うことで、スムーズに福祉サービスや専門相談機関につなぎ、親の育児不安や負担の軽減を図るなど、安心して産み育てることができる取り組みが必要です。引き続き、子育て支援に関する情報発信について取り組むとともに、子育て家庭同士の交流や、悩みを気軽に相談できる機会と場所の提供など、個々の状況に寄り添った支援を充実していくことが重要です。

アンケート調査では、就学前児童保護者、小学生保護者の約1割が、子育てをする上で気軽に相談できる人や場所がないと回答しており、悩みを抱えた保護者が誰にも相談できずに、一人で抱え込んでしまっていることが懸念されます。保護者の孤立を防ぎ、子育ての悩みや保護者自身の悩みを抱え込むことがないように、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援を行うことが必要です。さらには、相談相手がない場合や子どもの預け先がない場合に、利用できる既存事業や、複雑かつ深刻化した相談内容に対応するための専門相談ができる体制の整備、専門機関との連携が求められています。

また、安心して妊娠・出産し、母子が生涯にわたって心身とも健やかに暮らせるよう、疾病の予防と健康づくりに取り組むことが重要です。あわせて、母子が必要なときに適切な治療を受けることができるよう、周産期医療、小児医療、小児救急医療の体制強化を図ることも必要です。

さらに、子育てや教育に関する負担として、経済的負担をあげる保護者が多く、

アンケート調査では、保育料の無償化や軽減、第2子以降の無償化拡大などを求める声が多くありました。より多くの方が、子どもを産み、育てたいと思えるよう、子育てに関する経済的支援の充実が求められます。また、アンケート結果から、進学先の希望が家庭の経済状況によって左右される状況がうかがえ、特に貧困層やひとり親世帯では、進学先を「高校まで」と回答した割合が最も高くなりました。進学先の選択に関する情報提供や相談支援、奨学金制度など、経済的に厳しい家庭を支援する必要があります。

## (2) 「ゆとりをもって子育てできるまち」について・・・・・・・・

アンケート調査では、フルタイム、パート・アルバイト等で就労している母親の割合は全体の7割を超え、5年前と比べて増加傾向にあります。また、パート・アルバイト等で就労している母親のうちフルタイムへの転換希望の割合は約3割で、5年前と比べ「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が増加しています。未就労の母親の就労希望の割合は約7割あり、そのうち24%は「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答しています。今後、保護者の就労状況の変化等により、保育の必要な家庭がさらに増加することが予測されます。

本市の未就学児の待機児童数は、なしの状況を維持していますが、一方で、3歳未満児の育休退園（下の子が生まれて、保護者が育児休暇を取得すると保育要件を喪失するため、通っていた保育施設を退園すること）の解消に対する要望や、兄弟の同一園への入園希望、育休復帰を考慮した優先枠の設定など、一層の充実を求める声が上がっています。

また、病児・病後児保育の利用意向について、希望する割合が約4割と増加している一方で、実際に「子どもが病気やケガで通常利用している教育・保育事業が利用できなかった場合」に「病児・病後児の保育を利用した」と答えた割合は1割以下にとどまっており、提供体制の拡充とともに、制度の周知や利用しやすい仕組みづくりを進める必要があります。一時預かりや休日保育などの特別保育の拡充など、就労形態の多様化に対応した保育ニーズを考慮しながら、幼稚園、保育所等のあり方を整理・確認するとともに、教育・保育の質をより高めていくための方策の検討が必要です。

一方、学童保育については、待機児童数は増加傾向にあり、ニーズ調査でも、「放課後に過ごさせたい場所」として「たじっこクラブ（学童保育）」と答えた割合は、低学年児童の保護者で約5割、高学年児童の保護者で約3割と、5年前と比べ、いずれも需要が増加しています。引き続き、受け皿の確保に努めることが必要です。また、子どもの主体性を尊重し、多様な人との交流や地域との関りを通じて、子どもが自主性や社会性を身につけられるよう、放課後の居場所として、体験・活動・交流の機会を

創出・提案していくことも重要です。

また、すべての子どもは障がいの有無に関わらず、その健やかな成長のために適切な教育・保育の機会を与えられる権利があります。地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮のもと、支援の質の確保及びその向上を図り、障がいのある子どもも本人やその家族のために、個別最適な児童発達支援の提供を充実させていくことが重要です。

### （３）「こどもが健やかに成長できるまち」について・・・・・・・・

全国の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめ認知件数は約68万件（令和4年度）、そのうち重大ないじめ事案の発生件数は約900件と過去最多であり、依然として大きな課題となっています。

本市においては、令和5年に実施した「子どもの権利に関するアンケート」において、「いじめを受けたことがある」と回答した子どもの割合は約1割であり、令和元年度調査時よりやや増加しています。一方で、いじめの解消率は98.5%（教育基本計画、令和5年度）と増加しており、いじめ防止のための取組み、いじめの早期発見、早期解決に向けた取組みと、相談しやすい環境づくりを継続して進めていく必要があります。

子どもの健康づくりにおいて、食生活は、子どもの成長に多大な影響を及ぼします。食育や学校給食などを通じて、保護者と子どもが栄養に対する知識や正しい食習慣を理解し、望ましい食生活を維持できるように支援することが必要です。

また、最近の子どもたちを取り巻く環境は、インターネットやスマートフォンの普及により急速に変化しており、多様な情報に容易にアクセスできるようになる一方で、ネット上の有害環境にさらされたり、ネットいじめやSNSトラブルなどに巻き込まれる事例も増えています。

本市の小中学校では、児童生徒一人に1台タブレットが配布され、ICT教育が進んでいる中、並行してデジタル機器やサービスの適切な利用に関する教育（デジタルシチズンシップ教育）も強化していく必要があります。

さらに、全国的に、性の問題、喫煙・飲酒、薬物乱用、肥満や過剰なダイエットといった健康問題や、いじめ、不登校、引きこもりなどの心の問題など、思春期における問題が多様化、深刻化しています。思春期は、子どもが自らのアイデンティティを形成していく重要な時期である一方で、体や心の変化に伴って、精神的に不安定になりやすい時期でもあります。本市においても、早期段階で支援につながるよう、関係機関の連携強化に取り組むと同時に、子どもたち自身が責任ある行動・決断をできるよう、命の大切さや、性の違いについて気づかせるような機会の創出などに引き続き取り組んでいく必要があります。

また、子どもが様々な学びや遊び、多様な体験活動の機会を通じて、自己肯定感や自己有用感を高めることが、子どもの健全な育成にとって重要です。子どもの自己選択・自己決定・自己実現を後押し、自立した個人として、自分らしく社会生活を送ることができるよう支援するために、職業体験や環境学習などの多様な体験の提供、キャリアパスポートの活用等のキャリア教育をより進めていく必要があります。

#### (4)「こどもが自主的に活動できるまち」について・・・・・・・・

こども大綱において、こども施策を推進するために必要な事項として、「こども・若者の社会参画・意見反映」が掲げられており、その意義は、「①こどもや若者のニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。」とされています。

本市においても、子どもが社会の一員として自立し、社会と積極的に関わることができるよう、子どもの意思表明・参画機会の場の充実を図るとともに、子どもが自ら積極的に関わりを持てるよう、社会参加に関わる教育を引き続き推進する必要があります。

令和5年度、全国の小・中学校における不登校児童生徒数は34万人を超え、過去最多となり、11年連続で増加しています。本市では、小中学校あわせて324人（令和5年度末時点）が不登校の状態にあり、令和4年度から5年度にかけて高止まりの傾向が見られましたが、引き続き対策を続けていく必要があります。不登校には、本人や家庭だけではなく様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、学校をはじめとした関係機関との連携や専門家のサポートも活用して対応する必要があります。

特に、困窮世帯やひとり親世帯、家庭不和の世帯など、厳しい状況にある子どもは、学校や家庭に居場所がない場合も多いため、子どもが自らの居場所を見つけ、社会とつながり、教育を受けられる機会の確保、創設に向けた取組みを行う必要があります。

また、不登校の問題に限らず、子どもが自らの意思で相談できる場の確保が必要ですが、アンケート調査結果では、悩んだり、困ったりしたときに相談できる窓口を「知っている」と答えた子どもの割合は約8割に上っているのに対し、「実際に利用したことがある」と答えた子どもは1.5%にとどまっており、子どもにとってより相談しやすい環境や機会の検討が必要です。

## (5) 「次の世代につなげるまち」について . . . . .

核家族化の進行や近隣との人間関係の希薄化などにより、子育て家庭が孤立しがちな状況がみられ、コロナ禍がこうした状況にさらに拍車をかけています。働く母親や父親への育児支援はもちろんのこと、専業主婦家庭や育児休業中の家庭など、多くの子育て家庭において、地域における子育て支援が求められています。

また、地域の中で子どもを育てていくために、子どもたちの居場所づくりの確保とともに、親子がともにふれあえる場所、年齢を超えた多世代交流の場所づくりを促進していく必要があります。

さらに、家庭は、子どもが成長する基盤であり、生活習慣や社会規範などを学ぶ礎となっています。保護者を対象に、家庭教育に関する講座などの学習機会の充実も必要です。

令和6年に「次世代育成支援対策推進法」、「育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、職場における仕事と家庭の両立や柔軟な働き方を実現するための制度づくりとその制度を利用しやすい環境づくりがさらに強化されました。

しかし、アンケート調査では、母親、父親ともに、育児休業を取得した割合は増加していますが、母親で約5割、父親で約1割と、父親の割合は特に、いまだ低い水準となっています。

母親、父親問わず、働きながら安心して子どもを産み育てることができるように、子育て世代の働きやすい環境づくりのため、事業主に対しては「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の実現に向けた意識啓発活動を行っていくとともに、多様な働き方を選択できるよう、雇用制度の変更を求めていくことも必要です。

## (6) 「子育てと子育てにやさしいまち」について . . . . .

本市では、文部科学省により平成30年に示された「登下校防犯プラン」を踏まえて、学校、家庭、地域、警察等が連携した、子どもの安全確保対策に取り組んできました。

子どもの安全確保は、安心・安全な社会の要であるとの認識のもと、子どもたちが地域の見守りのなかで、のびのびと遊び、学ぶことのできる地域づくりのため、連携体制を継続・強化していくことが重要です。

児童虐待への対応については、従来から制度改正や関係機関の体制強化などによ

って、その充実が図られてきましたが、いまだ深刻な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数も増加し続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

令和4年には児童福祉法が改正され、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的かつ計画的な支援をおこなうことも家庭センターの設置が努力義務化され、子育てに困難を抱える家庭への支援がより強化されました。

アンケート調査では、子育てについて相談できる人がいないと回答した人が約1割いました。子育てや育児のストレスが児童虐待につながると感じている保護者が多いため、子育ての不安に寄り添えるように、日ごろから相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要です。

また、児童虐待は、身体的虐待だけでなく、心理的虐待も増加傾向にあります。アンケート結果では、おとなの言動によって心が傷つけられたと答えた子どもの割合が増加している一方で、児童虐待の疑いのある子どもを発見した際に、「行動する」大人の割合は減少しており、「わからない」が最も高くなっています。児童虐待防止の広報・啓発の充実に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際には、速やかに通告し、連携・支援できる体制を強化することが求められます。

また、アンケート結果からみる多治見市の貧困率は4.8%で、岐阜県全体（6.7%）と比較して低いものの、ひとり親家庭など、家計の維持と子育ての両立に苦慮しているケースも少なくないため、家庭の状況に応じた自立支援プログラムの策定、親の技能取得や就職支援、経済的支援などに引き続き行っていく必要があります。





## **第3章 計画の基本理念、基本目標**

## 1 基本理念

本計画では、「豊かなつながりの中で子どもが伸び伸びと育ち子育てに喜びや夢をもつことができるまち～全てのこどもの今とこれからのウェルビーイングのために～」の理念や方向性などを引き継ぐとともに、計画の基本方針をさらに明確に反映し、これからの多治見市を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちをめざして、次のように基本理念を定めます。

### 基 本 理 念

豊かなつながりの中で  
こどもが伸び伸びと育ち  
子育てに喜びや夢をもつことができるまち  
～全てのこどもの今とこれからの  
ウェルビーイングのために～

※ウェルビーイング・・・身体的・精神的・社会的に幸せな状態

## 2 基本方針

### 基本方針1 楽しく子育てできるまち・・・・・・・・

保護者が子育てに対して感じている不安や負担が少なくなるように、子育て支援を充実し、子育てを楽しむことができるまちをつくります。

### 基本方針2 こどもが豊かに育つまち・・・・・・・・

子どもの権利を保障するという視点に立ち、こどもが家庭、学校、地域の中で豊かな人間性を育み、その子らしさを発揮しながら、たくましく生きる力を身につけて育つこと（子育て）ができるまちをつくります。

### 基本方針3 みんなで未来につなげるまち・・・・・・・・

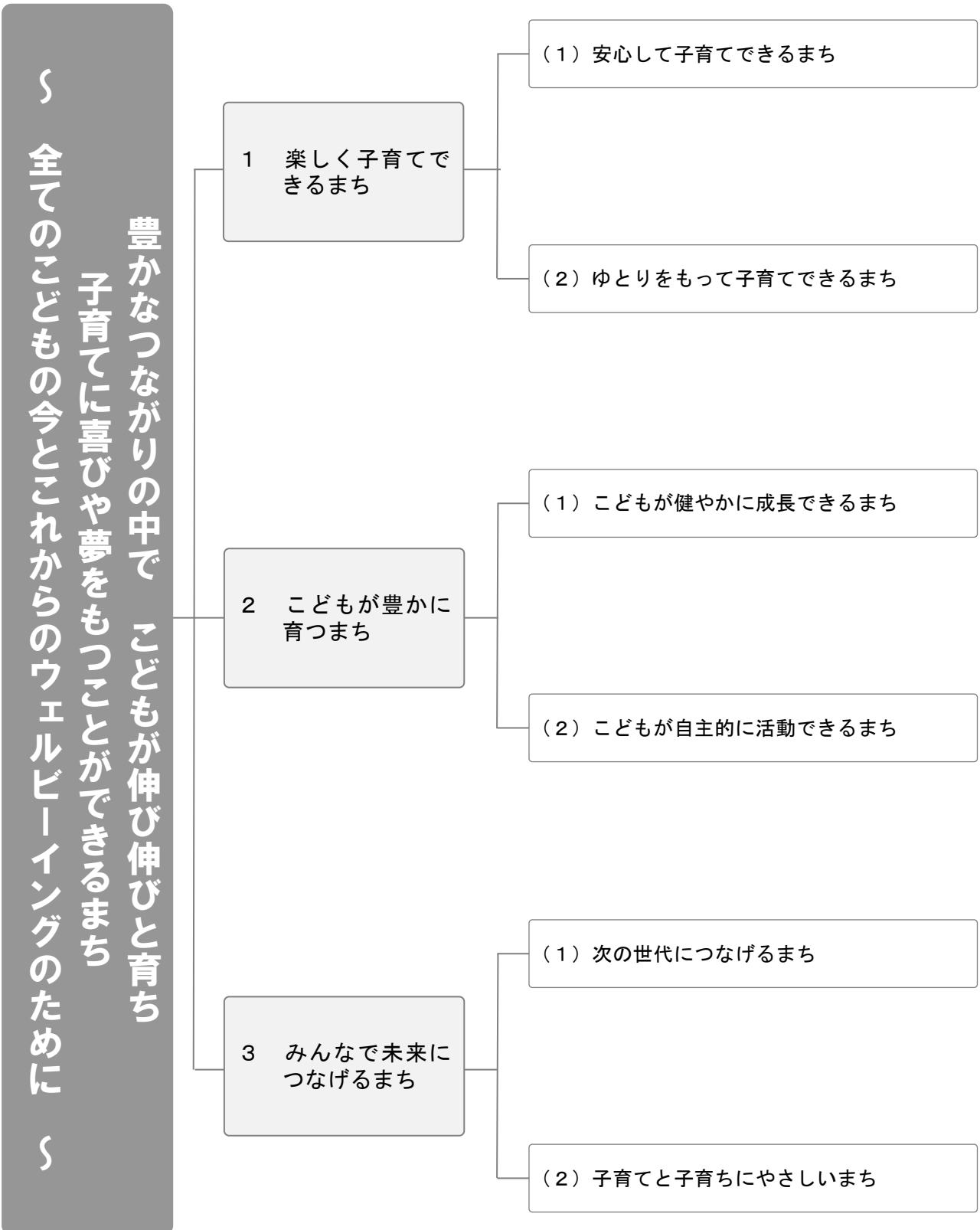
子どもや若者の成長を支援するとともに、保護者やこれから子育てをしようとする人を地域全体で支え、未来につながっていくまちをつくります。また、子どもが利用する施設の整備や子どもの安全を守る体制等を充実し、子育てと子育てにやさしいまちをつくります。

### 3 施策の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本方針 ]

[ 基本目標 ]







## 第4章 施策の展開

## 基本方針Ⅰ 楽しく子育てできるまち

### 基本目標（１）安心して子育てできるまち・・・・・・・・

#### ① 交流・相談できる場の充実と子育て情報の周知

子育ての不安や負担感を軽減し、楽しみや喜びを感じながら子育てできるよう、子育て支援に関する情報発信に引き続き取り組みます。

また、保護者の孤立を防ぐため、子育て家庭同士の交流や、悩みを気軽に相談できる機会と場所の提供など、個々の状況に寄り添った支援を充実するとともに、専門的または深刻な相談にも対応できるよう、相談窓口体制を充実します。



#### 【 主な取り組み 】

事業概要	主担当課
子育て世代の親子が気軽に参加・交流できるイベントを実施します。	子ども支援課
子ども夢ネットの発行により、子どもを対象にしたイベント情報を提供します。	文化スポーツ課
利用者支援事業（子育てコーディネーター事業）を実施します。	子ども支援課
幼稚園・保育園での事業（マイ保育園・マイ幼稚園）の実施及び情報発信します。	子ども支援課
地域子育て支援拠点事業を実施します。	子ども支援課
子育て中の親を支援するプログラムを実施します。	子ども支援課
乳幼児の成長発達についての相談を行い、育児不安を解消できるよう支援します。	保健センター

## ② 子どもや親の健康を守る取組み

安心して妊娠・出産・子育てに臨めるよう、妊娠期からの切れ目のない支援を行い、子どもの健やかな成長や発達を支援します。また、子どもの健康状態を定期的に把握し、病気や発育発達上の問題について早期発見・対応していきます。

### 【 主な取組み 】

事業概要	主担当課
母子健康手帳から産前・産後まで、安心・安全な妊娠・出産・子育てのために切れ目のない支援を行います。	保健センター
妊産婦健康診査・1か月児健診・新生児聴覚検査の費用を助成します。	保健センター
各種乳幼児健康診査を実施します。	保健センター
母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるように産後ケア事業を実施します。	保健センター
こども家庭センターにおいて、家庭支援事業実施を検討します。	子ども支援課
感染症の予防とまん延の防止及び重症化予防のために、定期予防接種を実施します。	保健センター
18歳までの医療費を無償化します。	保険年金課

## ③ 周産期・小児救急医療体制の確保

病気や緊急時に夜間や休日を含めて適切に対応できる小児医療体制を確保・充実していきます。

### 【 主な取組み 】

事業概要	主担当課
子どもの医療について、医師会・薬剤師会の協力により、夜間在宅当番医制度を実施します。	保健センター
多治見市民病院での休日の小児救急医療体制を継続します。	保健センター



#### ④ 子育てや教育に関わる経済的負担の軽減

子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、子育てや教育に関わる費用の一部又は全部の無償化を検討します。また、住宅取得支援により、子育て環境の整備を後押しします。

家庭の経済状況によって進学が左右されないよう、給付型奨学金制度を実施します。

#### 【 主な取り組み 】

事業概要	主担当課
給食費無償化を検討し、実施します。	食育推進課
第2子以降の3歳未満児保育料を無償化します。	子ども支援課
多治見市内に住宅を取得し、移住・定住する子育て世帯を支援します。	人口対策戦略室
給付型奨学金制度により、経済的に進学が困難な世帯の子の進学を支援します。	教育総務課

## 基本目標（２）ゆとりをもって子育てできるまち・・・・・・・・

### ① 保育園・幼稚園での教育・保育サービス事業の充実

女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより増加・変化が予測される保育ニーズに対応できるよう、担い手の確保に努めるとともに、保育園、幼稚園全体のあり方を検討し、運営します。3歳未満児の育休退園（下の子が生まれて、保護者が育児休暇を取得すると、保育要件を喪失するため、通っていた保育園を退園すること）の解消に向けても、引き続き、受入体制の確保に努めます。

また、病児・病後児保育や、特別保育（休日・延長・一時預かり）等、多様化するニーズに対応できるよう、保育サービスを充実します。

#### 【 主な取り組み 】

事業概要	主担当課
保育園、幼稚園全体のあり方を検討し、運営方針を決定します。	子ども支援課
支援を必要とする子どもの保育と、特別保育（一時・延長・休日）を充実させます。	子ども支援課
小泉保育園、北野保育園を統合し、統合園の整備を進めます。	子ども支援課
笠原小学校附属幼稚園、笠原保育園を統合し、幼保連携型認定こども園を整備します。	子ども支援課
送迎保育ステーション事業について検討します。	子ども支援課
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）事業を実施します。	子ども支援課
保育所や医療施設等での病児・病後児対応を進めます。	子ども支援課
ファミリー・サポート・センター事業を実施します。	子ども支援課
こども家庭センターにおいて、家庭支援事業実施を検討します。（再掲）	子ども支援課
保育園・幼稚園の保育士・幼稚園教諭の確保に努めます。	子ども支援課
公私立幼稚園教諭、保育士の資質の向上に努めます。	子ども支援課
児童館（センター）職員の資質の向上に努めます。	子ども支援課
放課後児童支援員等の資質の向上に努めます。	教育推進課

### ② 児童の健全育成の支援

子どもたちにとって、学びと遊びは、創造性や自主性を身につける貴重な体験となり自らの可能性を広げるためにも、子どもの時からさまざまなことを経験することが必要です。このため、子どもたちが自然体験活動や社会体験活動、スポーツや文化芸

術活動などに触れる機会を設けることで、地域への愛着心や情操の育成に努めます。

【 主な取り組み 】

事業概要	主担当課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を通じて、放課後等の子どもの活動場所の確保と必要な整備を行います。	教育推進課
小中学生が行った他の模範となる活動を表彰し自己有用感を高め、児童生徒が心身ともに健やかに成長することに努めます。	教育推進課
各小学校区青少年まちづくり市民会議、自治会、PTA等地域住民が連携して地域の特性・特色を活かした活動を展開します。	教育推進課

③ 障がい児や発達に支援を必要とする子どもの健全な発達の支援

心身に障がいのある子どもや発達に支援を必要とする子どもが地域で安心して暮らせるように、その家庭の状況に応じたサービスの充実を図り、子どもが自分の可能性を伸ばすことができるよう、適切な支援を行います。また、受けられるサービスの内容をわかりやすく情報提供することによって、各家庭に適したサービスが受けられるようにします。

【 主な取り組み 】

事業概要	主担当課
発達支援総合窓口相談において、子どもの発達に心配のある保護者の相談に対応します。	保健センター
児童発達支援センター「わかば」を中心に、発達支援事業の質の向上を図ります。	子ども支援課
医療的ケア児を含む支援を必要とする児童が切れ目なく支援を受けられるよう、療育・保育・教育の連携を進めます。	子ども支援課
支援を必要とする子どもの保育と、特別保育（一時・延長・休日）を充実させます。（再掲）	子ども支援課
キョウスタッフを計画的に配置し、支援を必要とする子どもを支援します。	教育相談室
発達に支援を必要とする子どもについて、小学校入学のための情報提供を行います。	子ども支援課
就学時に保育園、幼稚園と小学校が一同に集まり、情報交換会を実施します。	教育相談室

## 基本方針Ⅱ こどもが豊かに育つまち

### 基本目標（１）こどもが健やかに成長できるまち・・・・・・・・

#### ① 健康な心・体づくり教育の実施（いじめ対策等）

保護者の健康に対する意識やライフスタイルなどが変化し、偏った食生活や不規則な生活リズムによって生活習慣病の低年齢化が進んでいます。また、運動不足等による子どもの体力の低下といった身体の問題も生じています。

子育て期の親の生活習慣の改善や健康についての意識向上を図ることなどにより、子どもの健やかな成長を支援していきます。

#### 【 主な取り組み 】

事業概要	担当課
保育園、幼稚園において健康な体づくりを目的とした運動・遊びに取り組みます。	子ども支援課
生徒主事会等がいじめへの効果的な取組みを共有し、各学校で実践します。	教育相談室
いじめへのアンケートを継続的に実施し早期発見・早期対応に努めます。	教育相談室
いじめ対応マニュアルを定期的に見直します。	教育相談室
子どもの権利学習を推進します。	くらし人権課
学童期の肥満など生活習慣病予防指導をします。	教育推進課
小中学校養護教諭等と健康課題について情報共有し、健康イベント等で課題に応じた生活習慣病予防の啓発を行います。	保健センター
乳幼児期から小学生までを対象にした歯科指導を実施します。	保健センター

#### ② 食育の推進

子どもの健康づくりにおいて、食生活は、子どもの成長に多大な影響を及ぼします。食育や学校給食などを通じて、保護者と子どもが栄養に対する知識や正しい食習慣を理解し、望ましい食生活を維持できるよう、食に関する情報提供や学習機会の充実を図ります。

### 【 主な取り組み 】

事業概要	主担当課
親子で学べる体験型教室を開催し、家庭での食育を進めます。	保健センター
食に関する指導計画に基づき、学校における食育を推進します。	食育推進課
「早寝、早起き、朝ごはん」運動を推進します。	子ども支援課 食育推進課
給食試食会、給食レシピの配布、サンプル給食により保護者への意識啓発を実施します。	子ども支援課 食育推進課

### ③ 思春期の保健対策の充実

思春期は、周囲の影響を受けながら一人のおとなとして自分を確立していく時期であり、生命の大切さや性の違いについて学ぶ大切な時期でもあるため、「生命」や「性」について、幼年期から、子どもたちの年齢にあわせた学習機会を提供します。

### 【 主な取り組み 】

事業概要	主担当課
保育園、幼稚園で、生命の大切さや男女の違いについて気づかせる保育を実施します。	子ども支援課
小学校、中学校において、年齢に応じた生と性に関する教育を実施します。	教育推進課

### ④ 体験などの多様な機会の提供

社会や地域に参加して多くの人や物事に触れ合い、多様な体験活動の機会を通じて、自己肯定感や自己有用感を高めることが、子どもの健全な育成にとって重要です。子どもの自己選択・自己決定・自己実現を後押しし、自立した個人として、自分らしく社会生活を送ることができるよう支援するために、職業体験や環境学習などの多様な体験の提供、キャリアパスポートの活用等のキャリア教育を行います。

【 主な取り組み 】

事業概要	主担当課
将来の夢や目標を育むキャリア教育を推進します。	教育研究所
多治見に愛着が持てるような保育・行事を実施します。	子ども支援課
陶磁器などの地場産業、文化財等に触れる体験学習を実施します。	教育研究所 産業観光課
多治見の環境を守り育む、環境学習を進めます。	環境課
体験や発表などの子どものひらめきや社会性を生み出す機会を提供します。	産業観光課
子育て・子育て応援大使及び、くまのがっこう子育て応援プロジェクトにより、多様な機会を提供します。	子ども支援課 企画防災課

⑤ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

スマートフォン、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の急速な普及とともに、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、多様な情報に容易にアクセスできるようになる一方で、それに起因する危険も増えています。

また、全国的にも低年齢での喫煙や飲酒、子どもの薬物使用が問題となっており、これらの有害環境への対策等を行いながら、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう支援していきます。

【 主な取り組み 】

事業概要	主担当課
多治見市望まないタバコの被害から市民を守る条例の周知啓発を継続します。	保健センター
喫煙防止教育、薬物乱用防止教室の授業を通じて、犯罪に巻き込まれないように働きかけます。	教育推進課
インターネットや携帯電話の利用などについて子どもを守る約束づくりを家庭に働きかけます。	教育相談室
消費者トラブルに合わないための啓発活動や相談窓口の周知を行います。	くらし人権課
公民館、児童館、児童センター等の子ども施設における会議で、子どもを取り巻く課題について意見交換します。	子ども支援課 文化スポーツ課

## ⑥ 子ども施設等の整備

公共施設や道路、公園などの整備・改修時にユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、既存施設については、小さい子どもやベビーカーでの親子連れなどが利用しやすいように配慮します。

### 【 主な取り組み 】

事業概要	主担当課
保育園、幼稚園を計画的に修繕及び改築します。	子ども支援課
バリアフリー化を考慮しながら、小学校、中学校を計画的に修繕及び改築します。	教育総務課
小学校、中学校の体育館の非構造部材（吊り天井など）の耐震補強工事を行います。	教育総務課
笠原小中学校を建設します。	教育総務課
児童館（センター）事業を実施します。	子ども支援課
集しやすい公園・自然公園・里山づくりに努めます。	緑化公園課
乳幼児から高齢者まで、全市民が利用しやすい新庁舎を建設します。	総務課
教育用パソコンを計画的に更新します。	教育総務課
学習用タブレット端末を更新します。	教育総務課

## 基本目標（２）こどもが自主的に活動できるまち・・・・・・・・

### ① 地域活動への参加の推進

地域コミュニティが希薄になりつつある中、地域社会で子どもを育てる機会が減少しつつあります。身近な地域が、日常的に子どもや親と接し、親の相談や子どもの健全育成などにおいて重要な役割を担う必要があります。

#### 【 主な取り組み 】

事業概要	主担当課
保育園、幼稚園、小学校、中学校は、地域の福祉施設や団体との交流活動や福祉教育を進めます。	子ども支援課 教育研究所
地域で取り組める運動の普及に努めます。	文化スポーツ課

### ② 子どもの居場所の充実と自主的活動の支援

放課後等の子どもの居場所（活動場所）として、学校施設の活用や図書館事業などを実施するとともに、児童館・公民館においても地域の住民と連携して、子どもの居場所としての機能拡充を図ります。

#### 【 主な取り組み 】

事業概要	主担当課
児童館（センター）事業を実施します。（再掲）	子ども支援課
生涯学習施設において、子どもの居場所づくりを推進します。	文化スポーツ課
多治見市教育支援センター（さわらび）や、校内教育支援室において、不登校児童・生徒への適切な支援を行います。	教育相談室
学習館において、文化芸術活動など子どもの自主的活動を支援します。	文化スポーツ課
中学校の連合生徒会で「いじめを生まない学校づくり」について意見交換し、自発的、自治的な活動への意識を高めます。	教育相談室



### ③ 子どもの意見反映・参画機会の充実

子どもが社会の一員として自立し、社会と積極的に関わることができるよう、子どもの意見表明の場や、参画機会を提供します。また、まちづくりや市政などにおいて、子どもの意見聴取・意見反映の機会を創出します。

地域の行事等においては、子どもが運営に参画することにより、社会のマナーやルールを学べるように働きかけます。

#### 【 主な取り組み 】

事業概要	主担当課
児童館（センター）事業において、子どもが主体的に参加できる機会を提供します。	子ども支援課
子どもが、地域の行事等で積極的にボランティア活動をし、運営主体の一員となるよう地域に働きかけます。	教育推進課 文化スポーツ課
連合生徒会等、児童生徒が自らの意見を表明し、交流する機会を提供します。	教育研究所
たじみ子ども会議を通して、子どもの居場所及び、主体的な意見表明・参加の場を充実します。	くらし人権課
子どもを含む多くの市民の意見聴取・反映の機会の創出に努めます。	秘書広報課

### ④ 子どもが相談できる場の確保

子どもを取り巻く状況は日々変化しており、子ども自身が対応しきれず、様々な悩みを持つ子どもが増えています。悩みが深刻になる前に、学校や地域などの身近な場所で、気軽に相談ができる機会を確保することが必要です。

#### 【 主な取り組み 】

事業概要	主担当課
多治見市教育支援センター（さわらび）や、校内教育支援室において、不登校児童・生徒への適切な支援を行います。（再掲）	教育相談室
ほほえみ相談員の資質の向上を図ります。	教育相談室
キキョウフレンドを活用して、引きこもり児童・生徒の教育機会を確保します。	教育相談室
子どもが安心して気軽に相談できるよう、子どもの権利擁護委員、子どもの権利相談室を啓発し、相談機能を充実します。	くらし人権課
スクールソーシャルワーカーと連携・協働する教育相談体制の充実を図ります。	教育相談室



## 基本目標（１）次の世代につなげるまち・・・・・・・・

## ① 社会性を育む多様な地域活動や交流機会の充実

異年齢の子どもや地域の大人との触れ合いや交流を深めることは、子どもにとって貴重な体験となるばかりでなく、ボランティアの大学生、中高校生にとっても年下の子どもと接する楽しさを実感し、親の役割等について考える機会になります。また、体験を通じて異世代間や異文化間の相互理解を深め、敬愛の心や支え合いが育まれるよう、交流の促進に努めます。

## 【 主な取り組み 】

事業概要	主担当課
保育園、幼稚園において、高齢者指導者の参加を進め、地域の高齢者との交流の機会を増やします。	子ども支援課
地域ボランティアと連携して事業を行うことで、地域の人や文化の交流の機会を創設していきます。	教育推進課
保育園と幼稚園間の交流活動を進めます。	子ども支援課
児童館（センター）と、保育園、幼稚園との交流活動を進めます。	子ども支援課
児童館（センター）や地域子育て支援センターにおいて、多世代間交流事業を実施します。	子ども支援課
異文化交流による国際理解の醸成に努め、多文化共生を推進します。	文化スポーツ課

## ② 親育ち、家庭教育の推進

これから家庭を持つ人や親になる人、はじめて子育てする人が、家庭や子育てに対する不安を解消し、良好な親子関係等を築けるよう、子育てに関する学習の機会を充実します。

### 【 主な取り組み 】

事業概要	主担当課
地域子育て支援センターにおいて父親も対象にした子育て講座を開催します。	子ども支援課
これから親になる人も含め、両親を対象にした育児教室を開催します。	保健センター
親子が育つ家庭教育を推進し、親子の良好な関係づくりを支援します。	教育推進課
結婚を望む人を支援するため、出会いの場や交流機会を提供します。	くらし人権課

## ③ 職業生活と家庭生活との両立支援と働き方改革の推進

子育て世代が、父親、母親問わず、安心して子どもを生き育てることができるように、職場における環境づくりが不可欠です。そのため、子育て世代を含むすべての人が、育児や家事、介護等の家庭生活と両立しながら、仕事にやりがいを持ち、働くことができるよう、労働者や企業に向けた意識啓発や情報提供を行います。

### 【 主な取り組み 】

事業概要	主担当課
次世代育成支援対策推進法に関する情報を収集し地域や事業者へ提供します。	子ども支援課
関係機関と連携して就職支援の企業説明会を開催します。	産業観光課
多治見市役所における特定事業主行動計画を推進します。	人事課
家庭と仕事の調和の実現に資する情報を提供します。	くらし人権課

## 基本目標（２）子育てと子育てにやさしいまち・・・・・・・・

### ① 安全・安心なまちづくりの推進

子どもの「安心」「安全」を守るため、地域の方々のご協力のもと、様々な活動を行います。登下校時における子どもたちの安心・安全を確保するための見守り、パトロールの実施、子どもたちへの事件や事故、不審者情報、安全確保に関する情報の発信など、学校・地域・家庭がひとつになって、子どもにとって安心で安全なまちづくりを目指していきます。

#### 【 主な取り組み 】

事業概要	主担当課
地域全体で子どもの見守り活動を実施していくため、地域で防犯活動を実施している団体同士の活動状況の情報共有や活動連携に向けての交流を実施します。	くらし人権課
「子ども110番の家」を子どもと保護者に周知します。	教育相談室
保育園、幼稚園、小学校、中学校で、防犯、防災訓練を実施します。	子ども支援課 教育相談室
子どもの事件等へ関係機関と連携し対応します。	教育相談室
子どもを交通事故から守るための交通安全教育を推進します。	道路河川課
避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、地域等と連携した要配慮者の避難支援対策を推進します。	企画防災課

## ② 子どもが虐待から守られるしくみづくり

児童虐待防止対策を充実するため、支援が必要な家庭に対し、関係機関が連携して情報の共有を図ります。また、それぞれが持つ機能を発揮して、ネットワークによる支援を提供できるよう、各機関のさらなる連携と機能の強化を図ります。また、虐待の早期発見早期対応のために、子どもに関わるさまざまな機関や地域に対し児童虐待防止の啓発活動を行います。

### 【 主な取り組み 】

事業概要	主担当課
子ども家庭センターにおいて子育て世帯に対する包括的な支援体制を強化します。	子ども支援課
児童虐待、配偶者などからの暴力への対応をはじめ、子どもや家庭に関わる相談や自立に向けた支援をします。	子ども支援課
保育園、幼稚園、小学校、中学校において、虐待の早期発見と防止に努めます。	子ども支援課 教育相談室
児童館（センター）において、虐待の早期発見と防止に努めます。	子ども支援課
訪問・健診時に育児アンケートを実施して、虐待の早期発見と防止に努めます。	保健センター

### ③ 支援が必要な子ども・家庭への支援

就業の形態や子どもの年齢、疾病や障がい、保護者の健康状態、DV、児童虐待などの様々な課題に対して、個々の状況にあった適切な支援を行います。また、子育て世帯や支援が必要な家庭への施策を組み合わせることで支援します。

また、全国的に、家庭の経済状況が子どもの育ちに影響を及ぼす「子どもの貧困」が問題となっています。本市においては、子どもの貧困率は、全国に比べ低い状況ではありますが、家庭の状況に左右されることなく、すべての子どもが自らの居場所を見つけ、いきいきと成長していくことが重要です。食や学習の機会を通じて子どもの居場所を広げる必要があります。

#### 【 主な取り組み 】

事業概要	主担当課
重層的支援体制を整備し、市民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応します。	福祉課
ひとり親家庭の子育てを支援します。	子ども支援課
市営住宅の抽選時に、ひとり親世帯、多子世帯等を対象にした優先枠を確保します。	建築住宅課
外国人の子どもに対する学校生活支援として、日本語による会話が十分でない外国人の子どもを支援します。	教育推進課
日本語による会話が十分でない外国人の保護者に対し、ことばの支援を行います。	文化スポーツ課
子ども食堂や学習支援など、子どもの未来を応援する事業を実施します。	子ども支援課



## 第5章 教育・保育の量の見込みと 確保方策、実施時期



## 1 教育・保育提供区域の設定

現在の教育・保育の提供施設が小学校区ごとに設置されていない状況や、教育・保育の利用状況及びニーズ調査に基づく今後の利用希望、保護者の就労状況が小学校区を越えていること、また、近接する小学校区の教育・保育施設の利用や保護者の車による送迎も考慮して、提供区域を市全域としました。

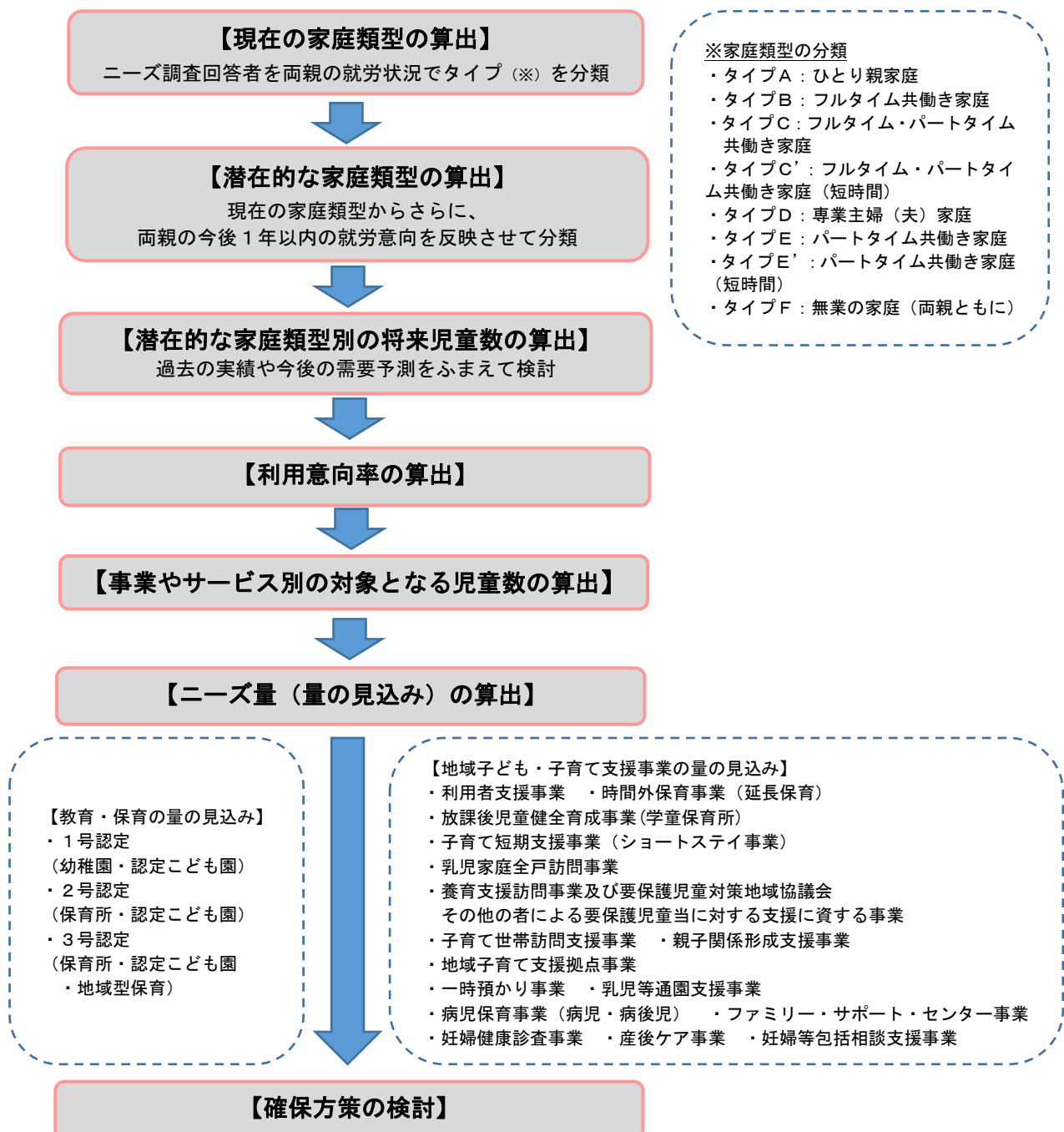
ただし、放課後児童健全育成事業については、保護者や子どもが自分の住んでいる地域で安全に利用できる環境に配慮して、13の小学校区において取り組むこととします。

## 2 量の見込みの算定

子ども・子育て支援新制度の開始に向けて、現在の利用状況や潜在的な利用希望を把握した上で、令和2年度から5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定め、提供体制の確保の内容及びその実施時期等（確保方策）を設定する必要があります。

本市では、令和6年（2024）年1月に行った「多治見市 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえて、量の見込みを設定しています。

【参考】 ニーズ調査実施後の流れ（量の見込みと確保方策）



### 3 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの将来人口について、令和2年から令和6年の4月1日の住民基本台帳の人口より推計値を算出しました。

(単位：人)

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	522	508	497	487	474
1・2歳	1,033	1,021	1,062	1,037	1,016
3・4歳	1,278	1,183	1,049	1,037	1,079
5歳	630	657	630	562	495
6～8歳	2,263	2,100	2,028	1,929	1,863
9～11歳	2,419	2,417	2,325	2,278	2,113
12～14歳	2,743	2,641	2,538	2,422	2,420
15～17歳	2,858	2,799	2,774	2,721	2,621
合計	13,746	13,326	12,903	12,473	12,081

## 4 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保方を定めました。

【 令和7年度 】

(単位：人)

		令和7年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数(推計)		1,908			522	480	553
量の見込み(A)		668	191	1,049	52	264	304
確保方策							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	794	1,404	89	208	271	
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	1,320	—	—	—	—	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	27	47	52	
企業主導型保育事業		—	—	3	3	3	
認可外保育施設	認可外保育所など上記以外の施設	—	24	29	63	63	
確保方策合計(B)		2,114	1,428	148	321	389	
過不足(C) = (B) - (A)		1,255	379	96	57	85	

## 【 令和8年度 】

(単位：人)

		令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		1,840			508	534	487
量の見込み（A）		607	184	1,049	53	299	273
確保方策							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	469	1,556	89	208	265	
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	1,320	—	—	—	—	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	45	65	73	
企業主導型保育事業		—	—	3	3	3	
認可外保育施設	認可外保育所など上記以外の施設	—	24	29	63	63	
確保方策合計（B）		1,789	1,580	166	339	404	
過不足（C）＝（B）－（A）		998	531	113	40	131	

## 【 令和9年度 】

(単位：人)

		令和9年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数(推計)		1,679			497	520	542
量の見込み(A)		520	168	991	55	296	309
確保方策							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	469	1,556	89	208	265	
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	1,320	—	—	—	—	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	57	77	87	
企業主導型保育事業		—	—	3	3	3	
認可外保育施設	認可外保育所など上記以外の施設	—	24	29	63	63	
確保方策合計(B)		1,789	1,580	166	339	404	
過不足(C) = (B) - (A)		1,101	589	111	43	95	

## 【 令和10年度 】

(単位：人)

		令和10年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数(推計)		1,599			487	509	528
量の見込み(A)		464	160	975	56	295	306
確保方策							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	469	1,556	89	208	265	
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	1,320	—	—	—	—	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	57	77	87	
企業主導型保育事業		—	—	3	3	3	
認可外保育施設	認可外保育所など上記以外の施設	—	24	29	63	63	
確保方策合計(B)		1,789	1,580	166	339	404	
過不足(C) = (B) - (A)		1,165	605	110	44	98	

## 【 令和11年度 】

(単位：人)

		令和 11 年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数(推計)		1,574			474	499	517
量の見込み(A)		449	157	968	57	294	305
確保方策							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	469	1,556	89	208	265	
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	1,320	—	—	—	—	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	57	77	87	
企業主導型保育事業		—	—	3	3	3	
認可外保育施設	認可外保育所など上記以外の施設	—	24	29	63	63	
確保方策合計(B)		1,789	1,580	166	339	404	
過不足(C) = (B) - (A)		1,183	612	109	45	99	

## 【 確保方策の内容 】

ニーズ調査の結果を考慮するとともに、就学前児童人口や保育需要の推移等を注視し、各施設が将来にわたり安定した事業運営が継続できるよう、需要と供給のバランスを見極めながら、必要な対応を検討していきます。

また、保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の維持・向上を図ります。

## 【参考】 3号認定の保育利用率（0～2歳各年齢の利用定員数／各年齢人口）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	%	9.03%	9.52%	8.49%	10.71%	17.70%
1歳	%	32.70%	34.55%	40.97%	36.89%	41.65%
2歳	%	37.50%	40.97%	42.86%	48.78%	46.94%



## 5 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 利用者支援事業 . . . . .

#### 【 概要 】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じて必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

#### 【 現状 】

市役所子ども支援課における相談業務を実施しています。

(単位：箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置箇所	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1
母子保健型 ※	1	1	1	1

※ 令和6年度は「こども家庭センター型」として実施

#### 【 量の見込みと確保策 】

(単位：箇所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
確保方策(B)	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
差引(B)-(A)	0	0	0	0	0

#### 【 確保方策の内容 】

基本型・特定型の拠点を子ども支援課に置き、子育て支援コーディネーター2名を配置して、個別支援及び情報提供の充実を図ります。

こども家庭センター型を実施し、統括支援員、家庭相談員、ひとり親自立支援員、女性相談支援員、心理相談員、保健師（兼務）を配置します。

## (2) 時間外保育事業（延長保育）・・・・・・・・

### 【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

市内認可保育所等では、概ね1歳児以上の在園児を対象に実施しています。

### 【 現状 】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間人数	416	441	402	342

### 【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	802	797	786	773	772
確保方策(B)	802	797	786	773	772
差引(B)-(A)	0	0	0	0	0

### 【 確保方策の内容 】

市内19の保育園、認定こども園及び小規模保育事業所において事業実施します。

公立：双葉、小泉、共栄、北野、市之倉、笠原、星ヶ台、旭ヶ丘、池田

私立：姫、若草、けいなん、こうよう、おとわももの木、ジョイフル多治見、前畑、旭ヶ丘あい幼稚園、ポコデコキッズ、ととと

### (3) 放課後児童健全育成事業（学童保育所） . . . . .

#### 【 概要 】

保護者の就労等により昼間家庭に保護者がいない児童に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

#### 【 現状 】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録児童数	1,069	1,216	1,251	1,319
定員	1,535	1,495	1,495	1,515

#### 【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	1,264	1,201	1,152	1,117	1,049
1年生	339	294	307	294	262
2年生	313	313	271	283	271
3年生	225	207	207	179	187
低学年計	878	814	784	755	720
4年生	211	216	198	198	172
5年生	102	96	98	90	90
6年生	73	76	71	73	67
高学年計	386	388	368	362	329
確保方策(B)	1,264	1,201	1,152	1,117	1,049
1年生	339	294	307	294	262
2年生	313	313	271	283	271
3年生	225	207	207	179	187
4年生	211	216	198	198	172
5年生	102	96	98	90	90
6年生	73	76	71	73	67
差引(B)-(A)	0	0	0	0	0

#### 【 確保方策の内容 】

活動場所については、学校施設の徹底活用と設備整備を進めて対応します。併せて、現場で働く支援員等の処遇改善などを推進することで人材確保に努め、利用する児童にとって、より安心安全な支援体制を作っていきます。

#### (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）・・・・・・・・

##### 【 概要 】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で一時的にお子さんをお預かりし、必要な支援を行う事業です。

##### 【 現状 】

(単位：日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用日数	0	0	0	0

##### 【 量の見込みと確保方策 】

(単位：日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	30	30	30	30	30
確保方策(B)	30	30	30	30	30
差引(B)-(A)	0	0	0	0	0

##### 【 確保方策の内容 】

3つの社会福祉法人（施設5箇所）と契約し、事業を実施します。

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業 . . . . .

### 【 概要 】

保健師・助産師や母子保健推進員が、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問する事業です。訪問のうえ育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

### 【 現状 】

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ訪問件数	630	566	543	458

### 【 量の見込みと確保方策 】

(単位：件)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	510	500	490	480	470
確保方策(B)	510	500	490	480	470
差引(B)-(A)	0	0	0	0	0

### 【 確保方策の内容 】

子育ての孤立を防ぐとともに、地域における子どもの健やかな育ちを支えるため、保健師、助産師、母子保健推進員による乳児家庭全戸訪問事業を実施します。全対象家庭への訪問又は実態の把握を行い、母子保健推進員への研修も実施します。

## (6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業・・・・・・・・

### 【概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を、保健師等の専門家が訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業は、保護者のいない児童、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童、保護者の養育の支援が特に必要と認められる児童または出産後の養育について出産前の支援が特に必要な妊婦への適切な支援を図る事業です。

### 【現状】

要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

(単位：回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間開催回数	37	52	44	47
要保護児童対策地域協議会代表者会議	1	1	1	1
要保護児童対策地域協議会実務者会議	12	12	12	12
要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議	24	39	31	34

## 【 量の見込みと確保方策 】

### ① 養育支援訪問事業

(単位：世帯)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	10	10	10	10	10
確保方策 (B)	10	10	10	10	10
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

### ② 要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

(単位：回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	43	43	43	43	43
要保護児童対策地域協議会代表者会議	1	1	1	1	1
要保護児童対策地域協議会実務者会議	12	12	12	12	12
要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議	30	30	30	30	30
確保方策 (B)	43	43	43	43	43
要保護児童対策地域協議会代表者会議	1	1	1	1	1
要保護児童対策地域協議会実務者会議	12	12	12	12	12
要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議	30	30	30	30	30
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

## 【 確保方策の内容 】

乳児家庭全戸訪問事業や家庭児童相談員による家庭訪問、要保護児童対策地域協議会などの支援事業と連携し、養育支援訪問事業を実施します。

## (7) 子育て世帯訪問支援事業 . . . . .

### 【 概要 】

子育て世帯訪問支援事業とは、訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

### 【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	10	10	10	10	10
確保方策 (B)	10	10	10	10	10
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

### 【 確保方策の内容 】

要保護児童対策地域協議会などの支援事業と連携し、子育て世帯訪問事業を実施（委託）します。



## (8) 地域子育て支援拠点事業 . . . . .

### 【 概要 】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てに関する相談を受けたり、情報提供や助言、その他の支援を行ったりします。

令和2年度から、笠原地域の2つの拠点（笠原地域支援センター、笠原親子ひろば）を統合しました。今後は4つの拠点で子育て支援を進めていきます。

### 【 現状 】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用人数	20,842	22,771	28,133	30,805

### 【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000
確保方策 (B)	24,000	29,000	29,000	29,000	29,000
差引 (B) - (A)	-8,000	-3,000	-3,000	-3,000	-3,000

### 【 確保方策の内容 】

計4箇所（地域子育て支援センター（共栄・池田・笠原保育園内）、駅北親子ひろば）の拠点において事業を実施します。

（笠原地域子育て支援センターは、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、工事のため使用できません。）

## (9) 一時預かり事業 . . . . .

### 【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### 【 現状 】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間実施人数	4,990	5,653	4,824	6,161
幼稚園等における 在園児を対象 とした一時預かり	2,792	3,097	2,563	3,318
未就園児を対象と した一時預かり	2,198	2,556	2,261	2,843

### 【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	15,881	15,716	15,385	15,104	15,167
幼稚園等における 在園児を対象 とした一時預かり	8,179	7,747	6,935	6,413	6,245
未就園児を対象と した一時預かり	7,702	7,969	8,450	8,691	8,922
確保方策(B)	15,881	15,716	15,385	15,104	15,167
幼稚園等における 在園児を対象 とした一時預かり	8,179	7,747	6,935	6,413	6,245
未就園児を対象と した一時預かり	7,702	7,969	8,450	8,691	8,922
差引(B)-(A)	0	0	0	0	0
幼稚園等における 在園児を対象 とした一時預かり	0	0	0	0	0
未就園児を対象と した一時預かり	0	0	0	0	0

## 【 確保方策の内容 】

①幼稚園等の在園児を対象とした一時預かりは、市内13の幼稚園及び認定こども園において実施します。

公立：養正、昭和、明和、笠原、精華愛児

私立：ジョイフル多治見、前畑、けいなん、姫、堇、堇根本、多治見大和、多治見ひまわり

※令和7年度末をもって笠原幼稚園及び明和幼稚園は閉園し、令和8年度から笠原こども園、旭ヶ丘こども園（仮）が開園予定です。

②保育園等の在園児を除く一時預かりは、市内12の保育園において事業を実施します。

公立：双葉、小泉、共栄、北野、市之倉、笠原、星ヶ台、旭ヶ丘、池田

私立：若草、こうよう、おとわももの木

※令和8年度からこども誰でも通園制度が開始されます。

## (10) 乳児等通園支援事業 . . . . .

### 【 概要 】

0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる通園制度を実施します。全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する事業です。

### 【 量の見込みと確保策 】

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A) (延べ人数)	0歳児	0	9	8	7	7
	1歳児	0	20	12	11	9
	2歳児	0	14	12	10	8
確保方策(B)	0歳児	0	16	16	16	16
	1歳児	0	23	23	23	23
	2歳児	0	23	23	23	23
差引(B)―(A)		0	19	30	34	38

### 【 確保方策の内容 】

令和8年度から、市内の認定を受けた公私立の保育所、認定こども園、小規模保育事業所等において実施します。

## (11) 病児保育事業（病児・病後児保育事業） ● ● ● ● ● ● ● ●

### 【 概要 】

病児及び病後児を、病院・保育所等に付設された専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業です。

### 【 現状 】

(単位：日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用日数	0	0	7	3

### 【 量の見込みと確保方策 】

(単位：日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	520	520	520	520	520
確保方策(B)	1040	1040	1040	1040	1040
差引(B)-(A)	520	520	520	520	520

### 【 確保方策の内容 】

- ①病後児保育事業利用者への補助を実施します。
- ②ファミリー・サポート・センター事業による病児・病後児保育へ対応します。
- ③病児保育施設と病院が隣接していないため預かりまでに時間を要すること・感染が懸念される病状での預かりが難しいことへの課題解決に向け、医療施設等での事業開始・開設支援を検討します。

## (12) ファミリー・サポート・センター事業 . . . . .

### 【 概要 】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）とが相互間で育児の援助・調整を行う事業です。

### 【 現状 】

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	666	780	660	834

### 【 量の見込みと確保方策 】

(単位：件)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
就学前児童	600	600	600	600	600
小学生	400	400	400	400	400
確保方策(B)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
就学前児童	600	600	600	600	600
小学生	400	400	400	400	400
差引(B)-(A)	0	0	0	0	0

### 【 確保方策の内容 】

ファミリー・サポート・センター事業を実施（委託）します。

### (13) 妊婦健康診査事業 . . . . .

#### 【 概要 】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図る事業です。

妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診票を交付します。

#### 【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診対象者数(人)	998	938	803	747
検診回数(延べ回数)	7,510	7,309	5,909	5,612

#### 【 量の見込みと確保方策 】

(単位：回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	7,000	6,900	6,800	6,700	6,600
確保方策(B)	7,000	6,900	6,800	6,700	6,600
差引(B)-(A)	0	0	0	0	0

#### 【 確保方策の内容 】

すべての妊婦が安全で安心な出産を迎えることができるように、妊婦の基本健康診査の助成を継続します。また、産科医療機関と連携を強化し、産後うつや出産育児の不安のある妊産婦へのサポートを充実します。

## (14) 産後ケア事業 . . . . .

### 【 概要 】

産後に心身の不調や育児不安等を抱える母親とその子を対象に、母親の心身のケアや育児サポートをし、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ることを目的として、実施する事業です。助産院や病院での宿泊や通所、家庭訪問によって助産師などから支援を受けられるサービスです。

### 【 現状 】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人日)	-	4	69	114

### 【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	550	540	530	520	510
確保方策(B)	550	540	530	520	510
差引(B)-(A)	0	0	0	0	0

### 【 確保方策の内容 】

産後の心と体が不安定な時期に助産師等の専門職が寄り添い、宿泊型・通所型・訪問型の産後ケアを組み合わせ、出産後の産婦の心と体のケアと、育児のサポートをしていきます。



(15) 妊婦等包括相談支援事業 . . . . .

【 概要 】

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間相談回数(延べ人数)	-	-	1,100	1,397

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A) (延べ人数)	1,530	1,500	1,470	1,440	1,410
妊娠届出数	510	500	490	480	470
1組当たり面談回数	3	3	3	3	3
確保方策(B)	1,530	1,500	1,470	1,440	1,410
こども家庭センター	1,530	1,500	1,470	1,440	1,410
上記以外で業務委託	0	0	0	0	0
差引(B)-(A)	0	0	0	0	0

【 確保方策の内容 】

妊娠中から産後までの妊産婦に伴走し切れ目ない支援をするために、母子手帳交付、妊娠8～9か月マタニティ訪問、赤ちゃん訪問の機会に相談支援とアンケートを実施し、必要な支援に繋げていきます。

## (16) 親子関係形成支援事業 . . . . .

### 【 概要 】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

### 【 量の見込みと確保方策 】

(単位：組数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A) (延べ組数)	700	700	700	700	700
確保方策(B)	700	700	700	700	700
差引(B)-(A)	0	0	0	0	0

### 【 確保方策の内容 】

子育て中の親を支援するプログラムを実施します。

## (17) 教育・保育の一体的提供と教育・保育の連携推進・・・・・・・・

### ア 認定こども園の普及にかかる基本的な考え方

認定こども園では、保護者の多様化する就労形態や入所要件に関係なく対応ができ、地域のすべての子どもたちが同一施設で集団生活を行うことができます。

さらに、子どもたちの「教育」「保育」「子育て」を総合的にサポートできるよう、また、子どもが認定こども園に通っていなくても、保護者に相談の場や親子が交流できる場を提供することができます。

今後、保育所や幼稚園の認定こども園への移行や設置については、保護者や地域、市内の保育所や幼稚園、関係部署等と協議を行い、地域の状況に応じて検討していきます。

### イ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進にあたっての連携等

本市における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進にあたっては、その量の確保と同時に質の向上が図られるよう、本市が認可や確認に関与する際に、適切な指導・助言を行うとともに、幼稚園教諭や保育士の資質向上に努めます。

また、これらの事業を担う事業者間での課題が情報の共有化を図り、本市の子ども・子育て支援事業の最適化が図られるよう、本市及び事業者同士の連携強化を図ります。

さらに、就学を迎える子どもがスムーズに学校生活に入っていけるよう、子ども同士や保育士、教員同士の交流の場づくりを進めることで、保育所や幼稚園、認定こども園と小学校との連携をより一層強化し、相互の情報共有を図るとともに、0歳からの育ちを大切にし、5歳児の就学前までの子どもについての情報が適切に引き継がれ共有されるよう、連携強化を図ります。

## (18) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保・・・・・・・・

令和元年10月1日に改正・施行された「子ども・子育て支援法」により、幼児教育・保育の無償化が始まり、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行います。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等を確認するとともに、認可権限や指導監督権限を持つ県と適宜連携しながら、特定子ども・子育て支援施設等の情報を共有し、保育の質の向上が図られるよう働きかけます。



## 第6章 計画の推進

## 1 計画の進捗管理

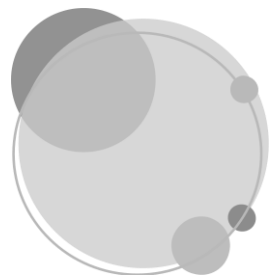
本計画に基づく取り組みの実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討する等、本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「多治見市子育て支援会議」において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて、実施に向けて検討及び取り組みを進めます。

## 2 計画の推進

本計画を推進していくためには、庁内関係各課、民生委員・児童委員や子育てに係る市民活動団体等との連携、そして、地域の方々の協力と参加が必要です。

そのため、市民に対して積極的に情報提供をしていくとともに、市と幼稚園、保育園、学校等、各種団体、地域住民との連携を図ります。



## 資料編

# 1 用語解説

## 【あ行】

### 育児休業制度

子どもを養育するため、事業主に申し出ることによって一定期間休業できる制度。

### 育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律

平成4年に施行された、育児や介護を行う人を支援して、仕事と家庭を両立することを目的にした法律。略称は育児・介護休業法。

### ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に幸せな状態。

## 【か行】

### 確保方策

市町村子ども・子育て支援事業計画に定める、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに対する提供体制。

### 家庭的保育

児童福祉法に基づいて市町村の認可を受けた保育者が居宅等で行う保育。

### 企業主導型保育事業

平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対して、施設の整備費及び運営費の助成を行うもの。

### キキョウスタッフ

障がいのある子どもの生活介助や、学習支援をする職員。

### キキョウフレンド

閉じこもりがちな児童生徒の生活介助や学習支援をする職員。

### 休日保育

休日（日曜、祝日）に行う保育。

### 教育支援センター（さわらび）

さまざまな理由で学校にいる児童生徒の居場所・学びの場として設置された教育施設。希望する児童生徒が学校に籍を置いたまま通級し、さまざまな活動を通して、不安や悩みを和らげ、学校への復帰等、次の一步を踏み出す力を養うことを目的とする。

### 教育・保育施設

認定こども園、幼稚園、保育園。



## 協働

市民をはじめ自治会や各種団体、NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

## 居宅訪問型保育

保育を必要とする乳幼児の居宅において行う、家庭的保育者（必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めるもの）による保育のこと。

## 校内教育支援室

### 子ども・子育て支援新制度

平成24年11月に成立した「子ども・子育て支援法」と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援量の拡充や質の向上を進めていく制度。

### 子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

### 子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

### 子ども施設

「多治見市子どもの権利に関する条例」では、「児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他の子どもが育ち、学ぶために入札通り、利用する施設。」と定義している。

### 子どもの権利相談室

「多治見市子どもの権利に関する条例」に基づき、子どもが安心して気軽に相談し救済を求めることができる、行政からの独立性を尊重された公的第三者機関として、子どもの権利擁護委員を設けている。子どもの権利相談室は、擁護委員の相談窓口として擁護委員を補佐する相談員が常駐し、子どもの権利侵害に関わる相談に応じている。火～金曜日の13:00～19:00、土曜日の12:00～18:00にヤマカまなびパーク4階に開設。

### 子ども食堂

NPO団体や地域の人が、子どもやその親及び地域の人々に対し、無料または安価で食事を提供するコミュニティの場。

### 子ども110番の家

不審な人物につきまといわれたり、声を掛けられたり等、子どもが不安を感じた時に、助けを求めることができる通学路周辺の民家や店舗。

## **個別避難計画**

高齢者や障がい者など、自力で避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する、避難支援のための計画。

## 【さ行】

### 時間外保育事業（延長保育）

保育時間を延長して行われる保育。保育短時間の場合は、7:00～8:30及び16:30～19:00。通常保育時間の場合は、18:00～19:00。

### 次世代育成支援対策推進法

次の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成15年に制定された法律。

### 重層的支援体制

特定の人々や状況に対して複数の支援やサポートを段階的かつ多面的に提供する仕組み。

### 小規模保育事業所

3歳未満児に重点を置いた保育所。利用定員は6人～19人。

### 食育

さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現できる知識を身に付けること。

### スクールソーシャルワーカー（SSW、学校福祉相談員）

いじめや不登校、虐待など、子どもの深刻な問題について、学校・家庭・地域と協力・連携しながら、問題の解決を図る専門職。

## 【た行】

### 待機児童

入所待ち児童（認可保育所等に申し込んだ児童で入所できていないもの）から、私的な理由で特定の保育所等のみを希望しているもの等を除いたもの。

### たじみ子ども会議

「多治見市子どもの権利に関する条例」第11条に規定する、子どもがまちづくりや市政に意見表明や参加する場で、子ども自身の企画・運営で開催している会議。

## **地域型保育事業**

家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4種類。

- 家庭的保育事業…家庭的な雰囲気の下、少人数を対象にきめ細かな保育を実施（定員3人以下）
- 小規模保育事業…比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施（定員19人以下）
- 事業所内保育事業…主に企業において、従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施
- 居宅訪問型保育事業…住み慣れた居宅において1対1を基本とするきめ細かな保育を実施

## **地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター・親子ひろば）**

保護者からの子育て相談に応じて必要な情報提供及び援助を行うとともに、子育て情報の収集・発信、子育てサークル活動の育成・支援等を行うもの。

## **特定教育・保育施設**

市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」をいう。認定こども園、幼稚園、保育所が該当。

## **特定事業主行動計画**

次世代育成支援対策推進法に基づき、国及び地方公共団体の機関が実施する次世代育成対策に関する計画。

## **【な行】**

### **認可保育所**

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さや保育士などの職員数等）に基づき、都道府県知事の認可を施設。

### **認定こども園**

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童を対象に保育園の時間帯（おおむね7:00～18:00）で保育・幼児教育を行う施設。

## **【は行】**

### **避難行動要支援者名簿**

高齢者や障がい者など、地震や台風などの災害時に特に支援を必要とする人の情報をまとめた名簿。

### **病児・病後児保育**

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

## ファミリー・サポート・センター事業

保育園の保育時間の前後の預かりや送迎、妊産婦家庭の子どもの世話等、既存の保育サービスでは応じきれないニーズに対応する事業。依頼会員（子育ての援助を受けたい人）、援助会員（子育ての援助をする人）が共に事前登録し、コーディネーターが両者を組み合わせ、相互援助をする。

## 放課後児童クラブ

通常、学童保育と呼ばれるもので、就労等で昼間、保護者がいない家庭の小学生を対象に、放課後や長期休暇中に余裕教室等で適切な生活や遊びの場を提供して、子どもの健全育成を図る事業。本市では、たじっこクラブ（多治見式放課後児童クラブ）として活動。

## 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後子ども教室活動

放課後児童健全育成事業は、放課後児童クラブ（通称：学童保育）と呼ばれるもの（説明は前項）。それに対し、放課後子ども教室活動は、すべての子どもを対象とし、子どもたちの活動拠点（居場所）の確保を目的として、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに学ぶ学習やスポーツ・文化活動等の取組を支援するもの。

## ほほえみ相談員

学校生活における、児童生徒及び保護者からの悩みの相談に応じる相談員。全小中学校に1名ずつ配置。

## 保育園、幼稚園

幼稚園、保育所、認定こども園等。わかりやすさ、イメージのしやすさを重視し、取り組みのなかでは「保育園、幼稚園」との表記に統一した。

## 【ま行】

### 未就園児を対象とした一時預かり事業

一時預かり事業には、保護者の通院、外出や、保護者の育児疲れ解消等のために、緊急・一時的に子どもを保育する「緊急一時保育」と、保護者の就労形態により、家庭での保育が断続的に困難になる子どもを保育する「非定型保育」（週3日まで）の2種類がある。

## 民生委員・児童委員

社会奉仕の精神を持って、子ども、障がい者、高齢者等の援助を必要としている人の相談に応じて情報提供や援助を行う地域の奉仕者。民生委員法に基づく民生委員と、児童福祉法に基づく児童委員を兼務している。

## 【や行】

### ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者のこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

## ユニバーサルデザイン

年齢や性別、身体的能力など人々の様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすいことを初めから考慮してまちづくりやものづくり、しくみづくりを行う考え方。



## 幼稚園

満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法第22条には「幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」とされている。

## 幼稚園等在園児を対象とした一時預かり事業（幼稚園等の預かり保育）

幼稚園等在園児を対象として、保育時間終了後に保護者の必要に応じ、延長して子どもを保育する事業。

## 要保護児童対策地域協議会

要保護児童（虐待を受けた児童等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

## 【ら行】

### 利用者支援事業

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し支援する事業。多治見市では、子ども支援課内に専任の子育て支援コーディネーターを配置し、子育て情報の収集・提供をするほか、子育て講演会やイベントの開催、子育て関連機関との連携を図るためのネットワーク協議会の運営を実施。

### 量の見込み

市町村子ども・子育て支援事業計画に定める、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要をいう。なお、算出する際には、現在の利用状況と利用希望の把握が必要。

## 【数字／英字】

### 1号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの。（「内閣府子ども・子育て支援新制度ハンドブック」より）

### 2号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。（「内閣府子ども・子育て支援新制度ハンドブック」より）

### 3号認定

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。（「内閣府子ども・子育て支援新制度ハンドブック」より）





## 2 取り組み一覧

### 基本方針Ⅰ 楽しく子育てできるまち

#### 基本目標（１）安心して子育てできるまち

##### ① 交流・相談できる場の充実と子育て情報の周知

11101	子育て世代の親子が気軽に参加・交流できるイベントを実施します。	子ども支援課
11102	子ども夢ネットの発行により、子どもを対象にしたイベント情報を提供します。	文化スポーツ課
11103	利用者支援事業（子育てコーディネーター事業）を実施します。	子ども支援課
11104	幼稚園・保育園での事業（マイ保育園・マイ幼稚園）の実施及び情報発信します。	子ども支援課
11105	地域子育て支援拠点事業を実施します。	子ども支援課
11106	子育て中の親を支援するプログラムを実施します。	子ども支援課
11107	乳幼児の成長発達についての相談を行い、育児不安を解消できるよう支援します。	保健センター

##### ② 子どもや親の健康を守る取り組み

11201	母子健康手帳から産前・産後まで、安心・安全な妊娠・出産・子育てのために切れ目ない支援を行います。	保健センター
11202	妊産婦健康診査・1か月児健診・新生児聴覚検査の費用を助成します。	保健センター
11203	各種乳幼児健康診査を実施します	保健センター
11204	母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるように産後ケア事業を実施します。	保健センター
11205	こども家庭センターにおいて、家庭支援事業実施を検討します。	子ども支援課
11206	感染症の予防とまん延の防止及び重症化予防のために、定期予防接種を実施します。	保健センター
11207	18歳未満の医療費を無償化します。	保険年金課

##### ③ 周産期・小児救急医療体制の確保

11301	子どもの医療について、医師会・薬剤師会の協力により、夜間初期救急医療体制を継続します。	保健センター
11302	多治見市民病院での休日の小児救急医療体制を継続します。	保健センター

##### ④ 子育てや教育に関わる経済的負担の軽減

11401	給食費無償化を検討し、実施します。	食育推進課
11402	第2子以降の3歳未満児保育料を無償化します。	子ども支援課
11403	多治見市内に住宅を取得し、移住・定住する子育て世帯を支援します。	人口対策戦略室
11404	給付型奨学金制度により、経済的に進学が困難な世帯の子の進学を支援します。	教育総務課

#### 基本目標（２）ゆとりをもって子育てできるまち

##### ① 保育園・幼稚園での教育・保育サービス事業の充実

12101	保育園、幼稚園全体のあり方を検討し、運営方針を決定します。	子ども支援課
12102	支援を必要とする子どもの保育と、特別保育（一時・延長・休日）を充実させます。	子ども支援課
12103	小泉保育園、北野保育園を統合し、統合園の整備を進めます。	子ども支援課
12104	笠原小学校附属幼稚園、笠原保育園を統合し、幼保連携型認定こども園を整備します。	子ども支援課
12105	送迎保育ステーション事業について検討します。	子ども支援課
12106	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）事業を実施します。	子ども支援課
12107	保育所や医療施設等での病児・病後児対応を進めます。	子ども支援課
12108	ファミリー・サポート・センター事業を実施します。	子ども支援課
12109	こども家庭センターにおいて、家庭支援事業実施を検討します。（再掲）	子ども支援課
12110	保育園・幼稚園の保育士・幼稚園教諭の確保に努めます。	子ども支援課
12111	公私立幼稚園教諭、保育士の資質の向上に努めます。	子ども支援課
12112	児童館（センター）職員の資質の向上に努めます。	子ども支援課
12113	放課後児童支援員等の資質の向上に努めます。	教育推進課

<b>② 児童の健全育成の支援</b>		
12201	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を通じて、放課後等の子どもの活動場所の確保と必要な整備を行います。	教育推進課
12202	小中学生が行った他の模範となる活動を表彰し自己有用感を高め、児童生徒が心身ともに健やかに成長することに努めます。	教育推進課
12203	各小学校区青少年まちづくり市民会議、自治会、PTA等地域住民が連携して地域の特性・特色を活かした活動を展開します。	教育推進課
<b>③ 障がい児や発達に支援を必要とする子どもの健全な発達の支援</b>		
12301	発達支援総合窓口相談において、子どもの発達に心配のある保護者の相談に対応します。	保健センター
12302	児童発達支援センター「わかば」を中心に、発達支援事業の質の向上を図ります。	子ども支援課
12303	医療的ケア児を含む支援を必要とする児童が切れ目なく支援を受けられるよう、療育・保育・教育の連携を進めます。	子ども支援課
12304	支援を必要とする子どもの保育と、特別保育（一時・延長・休日）を充実させます。（再掲）	子ども支援課
12305	キキョウスタッフを計画的に配置し、支援を必要とする子どもを支援します。	教育相談室
12306	発達に支援を必要とする子どもについて、小学校入学のための情報提供を行います。	子ども支援課
12307	就学時に保育園、幼稚園と小学校が一同に集まり、情報交換会を実施します。	教育相談室
<b>基本方針Ⅱ こどもが豊かに育つまち</b>		
<b>基本目標（1）こどもが健やかに成長できるまち</b>		
<b>① 健康な心・体づくり教育の実施（いじめ対策等）</b>		
21101	保育園、幼稚園において健康な体づくりを目的とした運動・遊びに取り組みます。	子ども支援課
21102	生徒主事会等でいじめへの効果的な取組みを共有し、各学校で実践します。	教育相談室
21103	いじめへのアンケートを継続的に実施し早期発見・早期対応に努めます。	教育相談室
21104	いじめ対応マニュアルを定期的に見直します。	教育相談室
21105	子どもの権利学習を推進します。	くらし人権課
21106	学童期の肥満など生活習慣病予防指導をします。	教育推進課
21107	小中学校養護教諭等と健康課題について情報共有し、健康イベント等で課題に応じた生活習慣病予防の啓発を行います。	保健センター
21108	乳幼児期から小学生までを対象にした歯科指導を実施します。	保健センター
<b>② 食育の推進</b>		
21201	親子で学べる体験型教室を開催し、家庭での食育を進めます。	保健センター
21202	食に関する指導計画に基づき、学校における食育を推進します。	食育推進課
21203	「早寝、早起き、朝ごはん」運動を推進します。	子ども支援課 食育推進課
21204	給食試食会、給食レシピの配布、サンプル給食により保護者への意識啓発を実施します。	子ども支援課 食育推進課
<b>③ 思春期の保健対策の充実</b>		
21301	保育園、幼稚園で、生命の大切さや男女の違いについて気づかせる保育を実施します。	子ども支援課
21302	小学校、中学校において、年齢に応じた生と性に関する教育を実施します。	教育推進課
<b>④ 体験などの多様な機会の提供</b>		
21401	将来の夢や目標を育むキャリア教育を推進します。	教育研究所
21402	多治見に愛着が持てるような保育・行事を実施します。	子ども支援課
21403	陶磁器などの地場産業、文化財等に触れる体験学習を実施します。	教育研究所 産業観光課
21404	多治見の環境を守り育む、環境学習を進めます。	環境課
21405	体験や発表などの子どものひらめきや社会性を生み出す機会を提供します。	産業観光課
21406	子育て・子育て応援大使及び、くまのがっこう子育て応援プロジェクトにより、多様な機会を提供します。	子ども支援課 企画防災課

<b>⑤ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進</b>		
21501	多治見市望まないタバコの被害から市民を守る条例の周知啓発を継続します。	保健センター
21502	喫煙防止教育、薬物乱用防止教室の授業を通じて、犯罪に巻き込まれないように働きかけます。	教育推進課
21503	インターネットや携帯電話の利用などについて子どもを守る約束づくりを家庭に働きかけます。	教育相談室
21504	消費者トラブルに合わないための啓発活動や相談窓口の周知を行います。	くらし人権課
21505	公民館、児童館、児童センター等の子ども施設における会議で、子どもを取り巻く課題について意見交換します。	子ども支援課 文化スポーツ課
<b>⑥ 子ども施設等の整備</b>		
21601	保育園、幼稚園を計画的に修繕及び改築します。	子ども支援課
21602	バリアフリー化を考慮しながら、小学校、中学校を計画的に修繕及び改築します。	教育総務課
21603	小学校、中学校の体育館の非構造部材（吊り天井など）の耐震補強工事を行います。	教育総務課
21604	笠原小中学校を建設します	教育総務課
21605	児童館（センター）事業を実施します。	子ども支援課
21606	集いやすい公園・自然公園・里山づくりに努めます。	緑化公園課
21607	乳幼児から高齢者まで、全市民が利用しやすい新庁舎を建設します。	総務課
21608	教育用パソコンを計画的に更新します。	教育総務課
21609	学習用タブレット端末を更新します	教育総務課
<b>基本目標（２） こどもが自主的に活動できるまち</b>		
<b>① 地域活動への参加の推進</b>		
22101	保育園、幼稚園、小学校、中学校は、地域の福祉施設や団体との交流活動や福祉教育を進めます。	子ども支援課 教育研究所
22102	地域で取り組める運動の普及に努めます。	文化スポーツ課
<b>② 子どもの居場所の充実と自主的活動の支援</b>		
22201	児童館（センター）事業を実施します。（再掲）	子ども支援課
22202	生涯学習施設において、子どもの居場所づくりを推進します。	文化スポーツ課
22203	多治見市教育支援センター（さわらび）や、校内教育支援室において、不登校児童・生徒への適切な支援を行います。	教育相談室
22204	学習館において、文化芸術活動など子どもの自主的活動を支援します。	文化スポーツ課
22205	中学校の連合生徒会で「いじめを生まない学校づくり」について意見交換し、自発的、自治的な活動への意識を高めます。	教育相談室
<b>③ 子どもの参画機会の充実</b>		
22301	児童館（センター）事業において、子どもが主体的に参加できる機会を提供します。	子ども支援課
22302	子どもが、地域の行事等で積極的にボランティア活動をし、運営主体の一員となるよう地域に働きかけます。	教育推進課 文化スポーツ課
22303	連合生徒会等、児童生徒が自らの意見を表明し、交流する機会を提供します。	教育研究所
22304	たじみ子ども会議を通して、子どもの居場所及び、主体的な意見表明・参加の場を充実します。	くらし人権課
22305	子どもを含む多くの市民の意見聴取・反映の機会を創出します。	秘書広報課
<b>④ 子どもが相談できる場の確保</b>		
22401	多治見市教育支援センター（さわらび）や、校内教育支援室において、不登校児童・生徒への適切な支援を行います。（再掲）	教育相談室
22402	ほほえみ相談員の資質の向上を図ります。	教育相談室
22403	キキョウフレンドを活用して、引きこもり児童・生徒の教育機会を確保します。	教育相談室
22404	子どもが安心して気軽に相談できるよう、子どもの権利擁護委員、子どもの権利相談室を啓発し、相談機能を充実します。	くらし人権課
22405	スクールソーシャルワーカーと連携・協働する教育相談体制の充実を図ります。	教育相談室

基本方針Ⅲ みんなで未来につなげるまち

基本目標（１）次の世代につなげるまち

① 社会性を育む多様な地域活動や交流機会の充実

31101	保育園、幼稚園において、高齢者指導者の参加を進め、地域の高齢者との交流の機会を増やします。	子ども支援課
31102	地域ボランティアと連携して事業を行うことで、地域の人や文化の交流の機会を創設していきます。	教育推進課
31103	保育園と幼稚園間の交流活動を進めます。	子ども支援課
31104	児童館（センター）と、保育園、幼稚園との交流活動を進めます。	子ども支援課
31105	児童館（センター）や地域子育て支援センターにおいて、多世代間交流事業を実施します。	子ども支援課
31106	異文化交流による国際理解の醸成に努め、多文化共生を推進します。	文化スポーツ課

② 親育ち、家庭教育の推進

31201	地域子育て支援センターにおいて父親も対象にした子育て講座を開催します。	子ども支援課
31202	これから親になる人も含め、両親を対象にした育児教室を開催します。	保健センター
31203	親子が育つ家庭教育を推進し、親子の良好な関係づくりを支援します。	教育推進課
31204	結婚を望む人を支援するため、出会いの場や交流機会を提供します。	くらし人権課

③ 職業生活と家庭生活との両立の推進

31301	次世代育成支援対策推進法に関する情報を収集し地域や事業者へ提供します。	子ども支援課
31302	関係機関と連携して就職支援の企業説明会を開催します。	産業観光課
31303	多治見市役所における特定事業主行動計画を推進します。	人事課
31304	家庭と仕事の調和の実現に資する情報を提供します。	くらし人権課

基本目標（２）子育てと子育てにやさしいまち

① 安全・安心なまちづくりの推進

32101	地域全体で子どもの見守り活動を実施していくため、地域で防犯活動を実施している団体同士の活動状況の情報共有や活動連携に向けての交流を実施します。	くらし人権課
32102	「子ども110番の家」を子どもと保護者に周知します。	教育相談室
32103	保育園、幼稚園、小学校、中学校で、防犯、防災訓練を実施します。	子ども支援課 教育相談室
32104	子どもの事件等へ関係機関と連携し対応します。	教育相談室
32105	子どもを交通事故から守るための交通安全教育を推進します。	道路河川課
32106	避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、地域等と連携した要配慮者の避難支援対策を推進します。	企画防災課

② 子どもが虐待から守られるしくみづくり

32201	子ども家庭センターにおいて子育て世帯に対する包括的な支援体制を強化します。	子ども支援課
32202	児童虐待、配偶者などからの暴力への対応をはじめ、子どもや家庭に関わる相談や自立に向けた支援をします。	子ども支援課
32203	保育園、幼稚園、小学校、中学校において、虐待の早期発見と防止に努めます。	子ども支援課 教育相談室
32204	児童館（センター）において、虐待の早期発見と防止に努めます。	子ども支援課
32205	訪問・健診時に育児アンケートを実施して、虐待の早期発見と防止に努めます。	保健センター

③ 支援が必要な子ども・家庭への支援

32301	重層的支援体制を整備し、市民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応します。	福祉課
32302	ひとり親家庭の子育てを支援します。	子ども支援課
32303	市営住宅の抽選時に、ひとり親世帯、多子世帯等を対象にした優先枠を確保します。	建築住宅課
32304	外国人の子どもに対する学校生活支援として、日本語による会話が十分でない外国人の子どもを支援します。	教育推進課
32305	日本語による会話が十分でない外国人の保護者に対し、ことばの支援を行います。	文化スポーツ課
32306	子ども食堂や学習支援など、子どもの未来を応援する事業を実施します。	子ども支援課

---

## たじみこども未来プラン

～多治見市こども計画・多治見市子育て支援事業計画・多治見市次世代育成支援対策行動  
計画～

発行年月：令和7年●月

編集・発行：多治見市 子ども支援課

〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町 1 丁目 233 番地

TEL 0572-22-1111 FAX 0572-23-8577

---